



宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和5年4月28日（金）

記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況≪令和5年3月分≫（4月28日発表）
- ② 一般職業紹介状況の年度分集計数値（令和4年度）
- ③ 令和4年度 新規学校卒業予定者の求職・求人等の状況（3月末）
- ④ 5月からクールワークキャンペーンを実施します！
- ⑤ 「令和5年度 宮崎労働局行政運営方針」を策定
- ⑥ 「みやざき働き方改革推進支援センター」事業を行います。
- ⑦ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第74号）

担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 長田
宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階
TEL:0985-38-8821

宮崎労働局発表
令和5年4月28日解禁

報道関係者 各位

【照会先】

宮崎労働局職業安定部

部長 伊藤 昌史

職業安定課長 宮元 三治

地方労働市場情報官 児玉 聡子

(代表電話)0985(38)8823

一般職業紹介状況(令和5年3月分)

令和5年3月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.46倍と前月と同率。

有効求人倍率は、93ヶ月連続で1倍台を維持。

正社員有効求人倍率(原数値)は、1.17倍と前年同月より0.07ポイント上昇。

雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる。

・令和5年3月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月と同率。

・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で0.3%減、前年同月比(原数値)で0.3%増(2ヶ月連続増加)。

・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で0.7%減、前年同月比(原数値)で3.9%増(27ヶ月連続増加)。

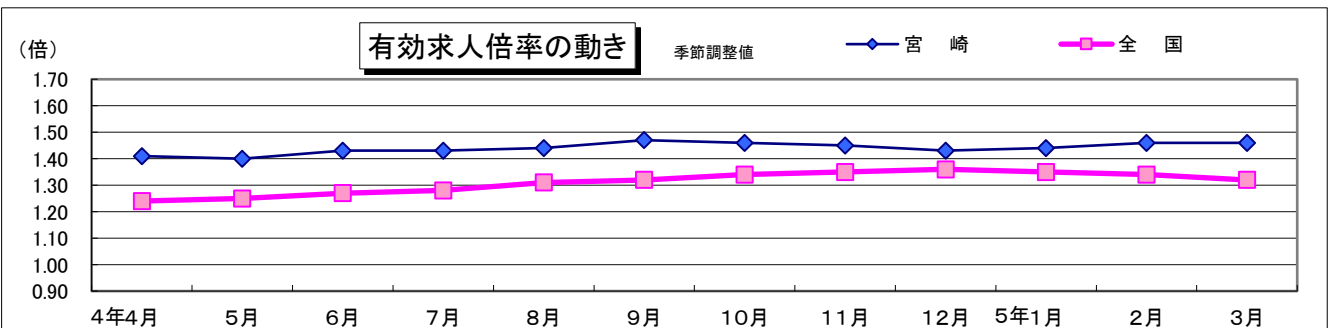
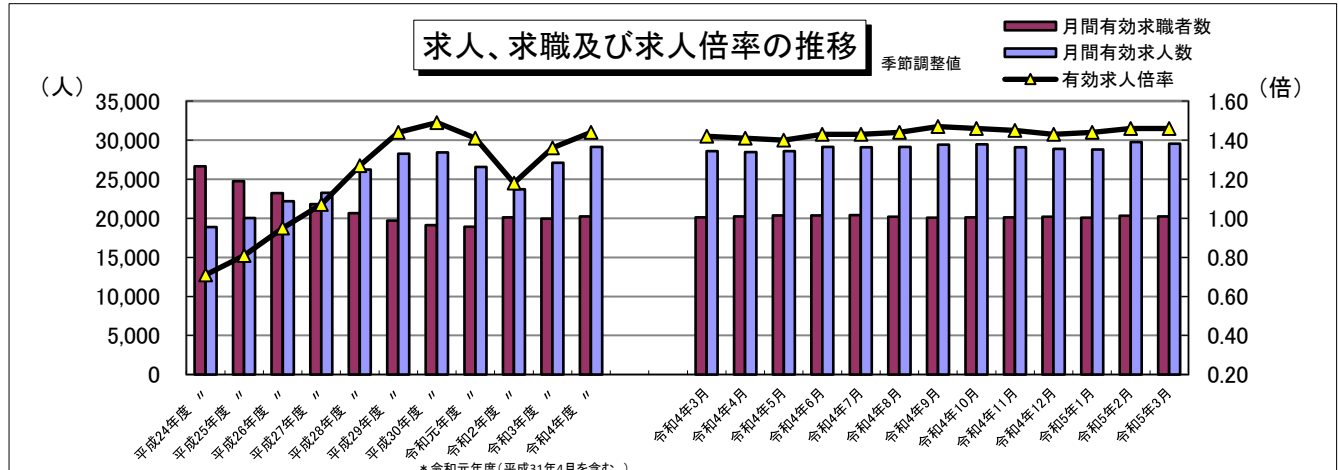
本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.3%減少し、有効求人数(同)は前月比0.7%減少と共に減少し、前月と同率の、1.46倍となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で0.1%(5人)増加となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比0.3%(70人)増加し2ヶ月連続の増加となっている。

新規求職者(一般フルタイム・パート)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が6.4%(110人)減、離職者は5.1%(138人)増、無業者が4.7%(23人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は23.5%(114人)増となっている。

一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で2.7%(284人)増加となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で3.9%(1,161人)の増加で27ヶ月連続となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中11産業で増加となった。内訳としては、情報通信業で446人(182.8%)増、卸売業・小売業で217人(20.0%)増等となる一方、サービス業(他に分類されないもの)357人(19.6%)減、医療、福祉で246人(7.6%)減等(18産業中5産業で減少)となったことから、全体で284人(2.7%)の増加となった。



有効求人倍率<季節調整値、倍>

	令和4年									令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宮崎	1.41	1.40	1.43	1.43	1.44	1.47	1.46	1.45	1.43	1.44	1.46	1.46
全国	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。

(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

1. 新規求職の動き＜季節調整値＞

＜数値の対比は前月比＞

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,385人で2.0%(89人)減少となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	1月	2月	3月
新規求職数		4,492	4,380	4,409	4,442	4,286	4,309	4,353	4,443	4,245		4,295	4,474	4,385
前月比		0.8%	-2.5%	0.7%	0.7%	-3.5%	0.5%	1.0%	2.1%	-4.5%		1.2%	4.2%	-2.0%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 新規求人の動き＜季節調整値＞

＜数値の対比は前月比＞

○【新規求人数】(季節調整値)は、10,408人で5.2%(512人)増となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	1月	2月	3月
新規求人		0	9,678	10,586	10,386	9,841	10,811	10,352	9,711	10,707		10,242	9,896	10,408
前月比		-1.0%	-5.7%	9.4%	-1.9%	-5.2%	9.9%	-4.2%	-6.2%	10.3%		-4.3%	-3.4%	5.2%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

3. 職業紹介状況について(パートを含む)＜原数値＞

＜数値の対比は前年同月比＞

○【職業紹介状況】は、紹介件数が55件(1.1%)増の5,042件となり、就職件数は43件(1.9%)増の2,288件となった。就職率(対新規求職者)は、0.9ポイント上回って46.6%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年	1月	2月	3月
		2,054	1,723	1,889	1,663	1,557	1,736	1,684	1,603	1,319		1,470	1,608	2,245
	令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	1月	2月	3月
		1,711	1,704	1,734	1,547	1,532	1,551	1,605	1,534	1,325		1,282	1,706	2,288
対前年同月比		-4.4%	-16.7%	-1.1%	-8.2%	-7.0%	-1.6%	-10.7%	-4.3%	0.5%		-12.8%	6.1%	1.9%

就職率	令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年	1月	2月	3月
		32.9%	39.8%	43.3%	39.4%	36.3%	40.8%	39.0%	41.4%	41.0%		30.1%	36.7%	45.7%
	令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	1月	2月	3月
		27.7%	37.3%	39.5%	37.0%	36.8%	37.7%	38.5%	40.1%	44.6%		27.2%	37.4%	46.6%

4. 正社員有効求人倍率の動き＜原数値＞

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.17倍となり、前年同月比で0.07ポイント上昇。
R5.3月…正社員有効求人数 14,714人 常用フルタイム有効求職者数12,579人

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和5年5月30日(火)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和5年3月	令和5年2月	対前月 増減率(差) (%)	令和4年3月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	20,616	19,628	—	20,546	0.3
季節調整値	* 20,242	* 20,302	▲ 0.3	20,109	0.7
2 新規求職申込件数(件)	4,915	4,566	—	4,910	0.1
3 月間有効求人数(人)	31,172	30,667	—	30,011	3.9
季節調整値	* 29,525	* 29,736	▲ 0.7	28,573	3.3
4 新規求人数(人)	10,985	10,352	—	10,701	2.7
5 紹介件数(件)	5,042	4,465		4,987	1.1
6 就職件数(件)	2,288	1,706		2,245	1.9
7 就職率(6/2)(%)	46.6	37.4		45.7	0.9
8 充足数(件)	2,257	1,677		2,218	1.8
9 充足率(8/4)(%)	20.5	16.2		20.7	▲ 0.2

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和5年3月	令和5年2月	前月差 (ポイント)	令和4年3月
宮崎県	1.46	1.46	0.00	1.42
全 国	1.32	1.34	▲ 0.02	1.23

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	3,594	4,053	4,652	5,013	5,252	5,222	4,939	4,532	4,383	4,235	4,137	4,297
令和3年度	4,223	4,275	4,836	4,921	5,054	4,802	4,461	4,446	4,189	4,014	3,828	3,858
令和4年度	3,891	3,897	4,621	4,742	5,133	4,876	4,482	4,331	4,135	4,070	3,789	3,812

(受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和5年3月	令和5年2月	令和4年3月	前年同月差 (ポイント)
宮 崎	1.57	1.61	1.41	0.16
延 岡	1.31	1.37	1.35	▲ 0.04
日 向	1.29	1.31	1.32	▲ 0.03
都 城	1.91	1.91	1.78	0.13
日 南	1.09	1.13	1.19	▲ 0.10
高 鍋	1.15	1.30	1.48	▲ 0.33
小 林	1.49	1.62	1.63	▲ 0.14
県 計	1.51	1.56	1.46	0.05

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和5年3月	令和5年2月	前月差 (ポイント)	令和4年3月
福岡	1.30	1.31	▲0.01	1.10
佐賀	1.36	1.42	▲0.06	1.33
長崎	1.23	1.23	0.00	1.18
熊本	1.41	1.45	▲0.04	1.40
大分	1.47	1.46	0.01	1.29
宮崎	1.46	1.46	0.00	1.42
鹿児島	1.26	1.30	▲0.04	1.35
沖縄	1.02	1.00	0.02	0.81

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況(一般パートタイム)

	令和5年3月	令和5年2月	令和4年3月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	8,008	7,576	7,878	1.7
2 新規求職申込件数(件)	1,792	1,584	1,711	4.7
3 月間有効求人数 (人)	10,609	10,259	10,953	▲3.1
4 新規求人数 (人)	3,714	3,743	4,031	▲7.9
5 紹介件数 (件)	1,796	1,726	1,846	▲2.7
6 就職件数 (件)	949	662	924	2.7
7 充足数 (件)	928	649	915	1.4
8 充足率 (%)	25.0%	17.3%	22.7%	2.3

別表7 新規求職申込者の求職時の態様別内訳※令和5年1月分より掲載内容変更(常用フルタイムから一般フルタイム・パートへ変更)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和5年3月	471	879	896	1,006	906	757	4,915
	令和4年3月	550	889	923	931	921	696	4,910
	前年比	▲ 14.4%	▲ 1.1%	▲ 2.9%	8.1%	▲ 1.6%	8.8%	0.1%
在職者	令和5年3月	139	314	361	358	277	162	1,611
	令和4年3月	167	350	378	384	295	147	1,721
	前年比	▲ 16.8%	▲ 10.3%	▲ 4.5%	▲ 6.8%	▲ 6.1%	10.2%	▲ 6.4%
離職者	令和5年3月	212	484	465	565	566	543	2,835
	令和4年3月	237	459	453	484	564	500	2,697
	前年比	▲ 10.5%	5.4%	2.6%	16.7%	0.4%	8.6%	5.1%
事業主都合	令和5年3月	19	66	101	146	128	139	599
	令和4年3月	21	55	71	88	120	130	485
	前年比	▲ 9.5%	20.0%	42.3%	65.9%	6.7%	6.9%	23.5%
自己都合	令和5年3月	190	416	351	410	396	359	2,122
	令和4年3月	213	398	365	382	391	320	2,069
	前年比	▲ 10.8%	4.5%	▲ 3.8%	7.3%	1.3%	12.2%	2.6%
無業者	令和5年3月	120	81	70	83	63	52	469
	令和4年3月	146	80	92	63	62	49	492
	前年比	▲ 17.8%	1.3%	▲ 23.9%	31.7%	1.6%	6.1%	▲ 4.7%

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

* 一般・・・常用および臨時・季節を合わせた数。3ページ別表1職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)の2 新規求職申込件数の内訳となる。

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目		求 人 状 況				
		令和5年3月	令和5年2月	令和4年3月	前年 同 月 比 (%)	前年 同 月 差
産業別・規模別						
A.B 農、林、漁業		252	258	306	▲17.6	▲54
C 鉱業、採石業、砂利採取業		17	13	17	0.0	0
D 建設業		906	856	883	2.6	23
E 製造業		948	1,060	1,077	▲12.0	▲129
	食料品製造業	275	323	350	▲21.4	▲75
	飲料・たばこ・飼料製造業	71	78	31	129.0	40
	繊維工業	117	63	67	74.6	50
	木材・木製品製造業	114	159	114	0.0	0
	家具・装備品製造業	16	16	30	▲46.7	▲14
	パルプ・紙・紙加工品製造業	18	14	6	200.0	12
	印刷・同関連業	11	30	41	▲73.2	▲30
	化学工業	20	22	25	▲20.0	▲5
	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-	0
	プラスチック製品製造業	31	35	41	▲24.4	▲10
	ゴム製品製造業	4	8	5	▲20.0	▲1
	窯業・土石製品製造業	44	30	39	12.8	5
	鉄鋼業	5	0	1	400.0	4
	非鉄金属製造業	0	0	4	▲100.0	▲4
	金属製品製造業	41	47	52	▲21.2	▲11
	はん用機械器具製造業	54	57	34	58.8	20
	生産用機械器具製造業	15	35	30	▲50.0	▲15
	業務用機械器具製造業	17	12	26	▲34.6	▲9
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28	23	35	▲20.0	▲7
	電気機械器具製造業	24	62	103	▲76.7	▲79
	情報通信機械器具製造業	0	1	1	▲100.0	▲1
	輸送用機械器具製造業	25	39	28	▲10.7	▲3
	その他の製造業	18	6	14	28.6	4
F 電気・ガス・熱供給・水道業		2	5	2	0.0	0
G 情報通信業		690	743	244	182.8	446
H 運輸業、郵便業		388	289	374	3.7	14
I 卸売業、小売業		1,302	949	1,085	20.0	217
J 金融業、保険業		74	59	32	131.3	42
K 不動産業、物品賃貸業		132	134	82	61.0	50
L 学術研究、専門・技術サービス業		256	139	200	28.0	56
M 宿泊業、飲食サービス業		716	542	555	29.0	161
	宿泊業	176	63	127	38.6	49
N 生活関連サービス業、娯楽業		276	283	296	▲6.8	▲20
O 教育、学習支援業		244	208	197	23.9	47
P 医療、福祉		2,997	2,761	3,243	▲7.6	▲246
Q 複合サービス事業		106	69	95	11.6	11
R サービス業(他に分類されないもの)		1,469	1,498	1,826	▲19.6	▲357
S.T 公務、その他		210	486	187	12.3	23
合 計		10,985	10,352	10,701	2.7	284
規 模 別	29人以下	7,405	6,907	6,880	7.6	525
	30～99人	2,405	2,240	2,636	▲8.8	▲231
	100～299人	827	781	836	▲1.1	▲9
	300～499人	166	236	100	66.0	66
	500～999人	156	146	194	▲19.6	▲38
	1,000人以上	26	42	55	▲52.7	▲29

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.17倍と前年同月より0.07ポイント上昇。

(倍)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
1月	0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11	1.23
2月	0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12	1.21
3月	0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10	1.17
4月	0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05	
5月	0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04	
6月	0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	1.09	
7月	0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	1.09	
8月	0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	1.11	
9月	0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	1.12	
10月	0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	1.15	
11月	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	1.17	
12月	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	1.26	

(資料出所) 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開いた求職者数が含まれている。

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和5年3月）

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.53倍で受理地別の有効求人倍率（1.46倍）より0.07ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥差 ⑤－④
令和4年	3月	20,109	28,573	30,585	1.42	1.52	0.10
	4月	20,229	28,458	30,445	1.41	1.51	0.10
	5月	20,359	28,572	30,701	1.40	1.51	0.11
	6月	20,372	29,143	31,425	1.43	1.54	0.11
	7月	20,411	29,101	31,437	1.43	1.54	0.11
	8月	20,186	29,136	31,416	1.44	1.56	0.12
	9月	20,057	29,405	31,758	1.47	1.58	0.11
	10月	20,112	29,446	31,710	1.46	1.58	0.12
	11月	20,108	29,082	31,241	1.45	1.55	0.10
	12月	20,181	28,886	30,918	1.43	1.53	0.10
令和5年	1月	20,073	28,813	30,653	1.44	1.53	0.09
	2月	20,302	29,736	31,460	1.46	1.55	0.09
	3月	20,242	29,525	31,029	1.46	1.53	0.07

（資料出所）宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

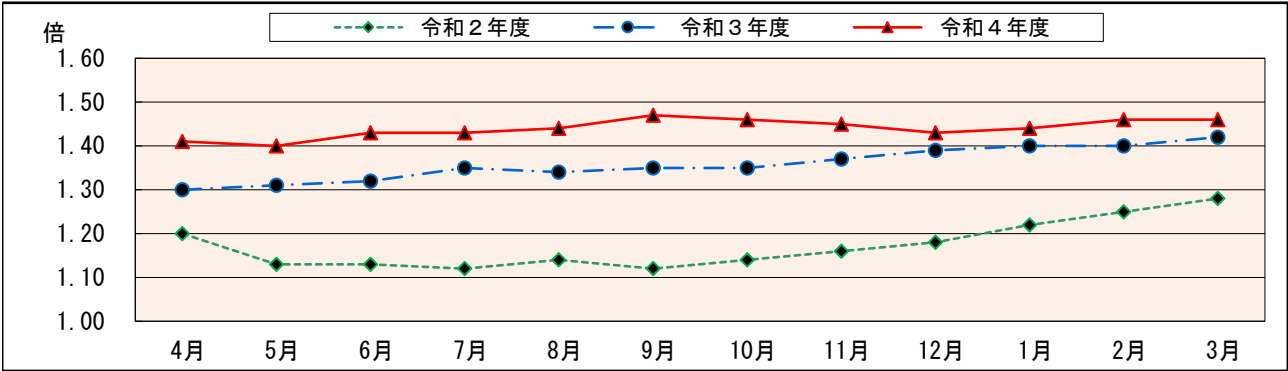
みやざき労働市場月報

2023. 3



宮崎労働局職業安定部

有効求人倍率の推移（季節調整値）



職業紹介主要指標

項 目			5年 3月	5年 2月	前月比 (差)	4年 3月	前年同月比 (差)
全数 (パートを含む)	1. 新規求職申込件数		4,915	4,566	-	4,910	0.1
	2. 月間有効求職者数		20,616	19,628	-	20,546	0.3
	3. 新規求人数		10,985	10,352	-	10,701	2.7
	4. 月間有効求人数		31,172	30,667	-	30,011	3.9
	5. 紹介件数		5,042	4,465	-	4,987	1.1
	6. 就職件数		2,288	1,706	-	2,245	1.9
	7. 充足数		2,257	1,677	-	2,218	1.8
	8. 有効求人倍率(倍)	季調値	1.46	1.46	0.00	1.42	0.04
		原数値	1.51	1.56	-	1.46	0.05
	9. 就職率 $\frac{6}{1}$ (%)		46.6	37.4	-	45.7	0.9
	10. 充足率 $\frac{7}{3}$ (%)		20.5	16.2	-	20.7	▲ 0.2
中高年 (パートを含む)	11. 新規求職申込件数		2,669	2,409	-	2,548	4.7
	12. 月間有効求職者数		11,342	10,757	-	11,078	2.4
	13. 紹介件数		2,821	2,468	-	2,627	7.4
	14. 就職件数		1,194	893	-	1,118	6.8
	15. 就職率 $\frac{14}{11}$ (%)		44.7	37.1	-	43.9	0.8
雇用保険	16. 適用事業所数		22,464	22,431	-	22,315	0.7
	17. 被保険者数		300,103	300,409	-	301,341	▲ 0.4
	19. 受給資格決定件数		1,335	1,196	-	1,173	13.8
	20. 受給者実人員(所定内)		3,812	3,789	-	3,858	▲ 1.2
	21. 総支給金額(千円)		526,807	471,174	-	533,878	▲ 1.3

*季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。

3月の雇用の動き

本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.3%減少し、有効求人数(同)は前月比0.7%減少と共に減少し、前月と同率の、1.46倍となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で0.1%(5人)増加となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比0.3%(70人)増加し2ヶ月連続の増加となっている。

新規求職者(一般フルタイム・パート)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が6.4%(110人)減、離職者は5.1%(138人)増、無業者が4.7%(23人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は23.5%(114人)増となっている。

一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で2.7%(284人)増加となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で3.9%(1,161人)の増加で27ヶ月連続となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中11産業で増加となった。内訳としては、情報通信業で446人(182.8%)増、卸売業・小売業で217人(20.0%)増等となる一方、サービス業(他に分類されないもの)357人(19.6%)減、医療、福祉で246人(7.6%)減等(18産業中5産業で減少)となったことから、全体で284人(2.7%)の増加となった。

職業紹介状況は、紹介件数が55件(1.1%)増の5,042件となり、就職件数は43件(1.9%)増の2,288件となった。就職率(対新規求職者)は、0.9ポイント上回って46.6%となった。

うち、パートの紹介件数は前年同月比で50件(2.7%)減の1,796件となり、就職件数は前年同月比25件(2.7%)増の949件となった。就職率(対新規求職者)は、前年同月比で1.0ポイント下回って53.0%となった。

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況 <学卒を除きパートを含む>

1. 新規求職状況

項 目 安定所別		新 規 求 職 申 込 件 数					中高年齢者の新規求職申込件数		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		計	⑩ 受給者	男	女	①のうち ⑩受給者の 占める率 ② ① (%)	計 (45才以上)	55才 以上の者	①のうち 中高年の 占める率 ⑥ ①
4年	3月	4,910	1,166	2,079	2,827	23.7	2,548	1,617	51.9
5年	2月	4,566	1,153	1,819	2,746	25.3	2,409	1,525	52.8
5年	3月計	4,915	1,355	2,012	2,900	27.6	2,669	1,663	54.3
安 定 所	宮 崎	2,047	584	832	1,213	28.5	1,101	651	53.8
	延 岡	623	188	241	382	30.2	345	227	55.4
	日 向	402	95	164	237	23.6	227	149	56.5
	都 城	836	234	336	500	28.0	425	253	50.8
	日 南	295	85	131	164	28.8	163	114	55.3
	高 鍋	433	103	182	251	23.8	242	160	55.9
	小 林	279	66	126	153	23.7	166	109	59.5

(注) 男女の計は合計と一致しない

2. 月間有効求職状況

項 目 安定所別		月 間 有 効 求 職 者 数					中高年齢者の月間有効求職者数		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
		計	⑩ 受給者	男	女	⑨のうち ⑩受給者の 占める率 ⑩ ⑨ (%)	計 (45才以上)	55才 以上の者	⑨のうち 中高年の 占める率 ⑭ ⑨ (%)
4年	3月	20,546	6,841	9,154	11,376	33.3	11,078	6,901	53.9
5年	2月	19,628	6,670	8,721	10,891	34.0	10,757	6,699	54.8
5年	3月計	20,616	6,923	9,205	11,393	33.6	11,342	7,104	55.0
安 定 所	宮 崎	9,607	3,226	4,290	5,306	33.6	5,206	3,117	54.2
	延 岡	2,205	796	938	1,266	36.1	1,230	821	55.8
	日 向	1,477	496	657	818	33.6	842	553	57.0
	都 城	3,382	1,200	1,434	1,945	35.5	1,794	1,101	53.0
	日 南	1,307	391	655	652	29.9	801	561	61.3
	高 鍋	1,575	499	743	831	31.7	839	529	53.3
	小 林	1,063	315	488	575	29.6	630	422	59.3

(注) 男女の計は合計と一致しない

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の扱いについては、1頁の(注)を参照。

3. 求人・充足状況

項 目		⑰	⑱	⑲	管 外 関 係	
		新 規 求 人 数	月 間 有 効 求 人 数	充 足 数	⑳ 管 外 へ の 就 職 件 数	㉑ 管 外 か ら の 充 足 数
安定所別						
4年 3月		10,701	30,011	2,218	257	278
5年 2月		10,352	30,667	1,677	209	226
5年 3月計		10,985	31,172	2,257	252	270
安 定 所	宮 崎	5,200	15,130	898	47	142
	延 岡	1,043	2,879	297	32	27
	日 向	647	1,909	200	40	22
	都 城	2,404	6,447	432	27	30
	日 南	478	1,419	141	17	8
	高 鍋	687	1,808	170	67	30
	小 林	526	1,580	119	22	11

4. 就職状況

項 目 安定所別		紹 介 件 数			就 職 件 数						
		②② 計	②③ 保 受給者	②④ 中 年 高 齢 者	②⑤ 計	②⑥ 保 受給者	②⑦ 他 県 へ の 就 職 件 数	②⑧		③① 男	③② 女
								中 年 高 齢 者	55才以上 の 者		
4年 3月		4,987	1,100	2,627	2,245	579	184	1,118	640	809	1,436
5年 2月		4,465	964	2,468	1,706	459	136	893	483	616	1,090
5年 3月計		5,042	1,105	2,821	2,288	582	184	1,194	655	848	1,439
安 定 所	宮 崎	2,075	465	1,217	832	208	75	450	242	302	529
	延 岡	650	128	372	310	79	13	169	94	88	222
	日 向	456	112	257	223	61	11	117	66	94	129
	都 城	847	187	425	423	110	48	204	111	158	265
	日 南	291	59	151	142	36	8	71	47	53	89
	高 鍋	451	104	261	219	62	11	113	59	100	119
	小 林	272	50	138	139	26	18	70	36	53	86

(注) 男女の計は合計と一致しない

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の扱いについては、1頁の（注）を参照。

5. 比率の動向

項 目 安定所別		比 率									
		㉓ 新 求 人 倍 率	㉔ 規 有 求 人 倍 率	㉕ 効 率	㉖ 充 足 率	㉗ 充 足 率 (有 効)	㉘ 就 職 率	㉙ 就 職 率 (有 効)	㉚ 中 高 年 の 就 職 率	㉛ 中 高 年 の 就 職 率 (有 効)	㉜ ㉝ の うち ㉞ 受 給 者 の 占 め る 率
		㉑ ①	㉒ ⑨	㉓ ①	㉔ ①	㉕ ①	㉖ ⑨	㉗ ⑨	㉘ ⑥	㉙ ⑬	㉚ ⑤
		2.18 (2.33)	1.46 (1.42)	20.7	7.4	45.7	10.9	43.9	10.1	25.8	
4年 3月		2.18 (2.33)	1.46 (1.42)	20.7	7.4	45.7	10.9	43.9	10.1	25.8	
5年 2月		2.27 (2.21)	1.56 (1.46)	16.2	5.5	37.4	8.7	37.1	8.3	26.9	
5年 3月計		2.23 (2.37)	1.51 (1.46)	20.5	7.2	46.6	11.1	44.7	10.5	25.4	
安 定 所	宮 崎	2.54	1.57	17.3	5.9	40.6	8.7	40.9	8.6	25.0	
	延 岡	1.67	1.31	28.5	10.3	49.8	14.1	49.0	13.7	25.5	
	日 向	1.61	1.29	30.9	10.5	55.5	15.1	51.5	13.9	27.4	
	都 城	2.88	1.91	18.0	6.7	50.6	12.5	48.0	11.4	26.0	
	日 南	1.62	1.09	29.5	9.9	48.1	10.9	43.6	8.9	25.4	
	高 鍋	1.59	1.15	24.7	9.4	50.6	13.9	46.7	13.5	28.3	
	小 林	1.89	1.49	22.6	7.5	49.8	13.1	42.2	11.1	18.7	

(注) 括弧内の数値は季節調整値

季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

6. パートタイム職業紹介状況

項 目 安定所別		新 規 求 職 申 込 件 数	新 規 求 人 数	月 間 有 効 求 職 者 数	月 間 有 効 求 人 数	就 職 件 数
4年 3月		1,711	4,031	7,878	10,953	924
5年 2月		1,584	3,743	7,576	10,259	662
5年 3月計		1,792	3,714	8,008	10,609	949
安 定 所	宮 崎	691	1,626	3,603	4,972	357
	ハローワークプラス 宮 崎	208	-	793	-	147
	延 岡	244	342	803	944	156
	ハローワークプラス 延 岡	0	-	14	-	0
	日 向	149	232	614	659	80
	都 城	302	851	1,385	2,131	158
	日 南	126	203	568	651	69
	高 鍋	172	286	596	736	86
	小 林	108	174	439	516	43

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の扱いについては、1頁の(注)を参照。

7. 産業別・規模別新規求人状況

項 目 産業別・規模別		求 人 状 況					
		5年 3月		5年 2月		4年 3月	
		計	パート	計	パート	計	パート
A. B 農 ・ 林 ・ 漁 業		252	102	258	115	306	134
C 鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業		17	0	13	0	17	2
D 建 設 業		906	36	856	42	883	50
E 製 造 業		948	276	1,060	288	1,077	233
食 料 品 製 造 業		275	145	323	138	350	152
飲 料・た ば こ・飼 料 製 造 業		71	27	78	11	31	6
繊 維 工 業		117	38	63	28	67	11
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		114	12	159	41	114	10
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		16	4	16	0	30	2
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		18	0	14	0	6	0
印 刷 ・ 同 関 連 業		11	1	30	7	41	3
化 学 工 業		20	3	22	4	25	3
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		0	0	0	0	0	0
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		31	4	35	17	41	6
ゴ ム 製 品 製 造 業		4	0	8	2	5	0
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		44	12	30	1	39	3
鉄 鋼 業		5	0	0	0	1	0
非 鉄 金 属 製 造 業		0	0	0	0	4	0
金 属 製 品 製 造 業		41	3	47	5	52	3
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		54	5	57	1	34	2
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業		15	6	35	2	30	4
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		17	5	12	1	26	11
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		28	0	23	8	35	6
電 気 機 械 器 具 製 造 業		24	0	62	4	103	5
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		0	0	1	0	1	0
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		25	4	39	18	28	1
そ の 他 の 製 造 業		18	7	6	0	14	5
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		2	2	5	1	2	0
G 情 報 通 信 業		690	35	743	61	244	39
H 運 輸 業、郵 便 業		388	70	289	37	374	67
I 卸 売 業、小 売 業		1,302	538	949	398	1,085	474
J 金 融 業、保 険 業		74	8	59	22	32	12
K 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		132	47	134	48	82	17
L 学 術 研 究、専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		256	76	139	42	200	65
M 宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業		716	445	542	342	555	371
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 楽 業		276	139	283	98	296	138
O 教 育、学 習 支 援 業		244	150	208	118	197	132
P 医 療、福 祉		2,997	1,177	2,761	1,156	3,243	1,405
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業		106	8	69	16	95	15
R サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)		1,469	424	1,498	492	1,826	711
S. T 公 務 ・ そ の 他		210	181	486	467	187	166
合 計		10,985	3,714	10,352	3,743	10,701	4,031
規 模 別	29人以下	7,405	2,588	6,907	2,515	6,880	2,783
	30～99人	2,405	773	2,240	787	2,636	911
	100～299人	827	249	781	233	836	199
	300～499人	166	43	236	110	100	25
	500～999人	156	41	146	63	194	66
	1,000人以上	26	20	42	35	55	47

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

8. 職業別常用職業紹介状況（パートを含む）

職業別 項目	新規求職申込件数		新規求人数	就職件数		充 足 数
		うち45歳以上			うち45歳以上	
4年 3月	4,887	2,539	9,674	2,034	979	2,019
5年 2月	4,555	2,405	8,996	1,539	792	1,526
5年 3月計	4,899	2,659	9,782	2,095	1,071	2,092
A 管 理 的 職 業	9	6	76	6	5	7
B 専門的・技術的職業	830	365	2,230	433	212	454
C 事 務 的 職 業	957	435	1,169	513	223	508
D 販 売 の 職 業	279	155	678	88	36	97
E サ ー ビ ス の 職 業	600	362	2,290	364	211	350
F 保 安 の 職 業	28	24	332	31	26	34
G 農 林 漁 業 の 職 業	84	47	201	74	36	72
H 生 産 工 程 の 職 業	286	162	989	223	88	227
I 輸送・機械運転の職業	168	124	499	102	69	92
J 建 設 ・ 採 掘 の 職 業	96	60	472	48	25	47
K 運搬・清掃等の職業	520	392	846	213	140	204
分 類 不 能 の 職 業	1,042	527	0	0	0	0

9. 全国の動き

年月	項 目	新規求職	月間有効	新 規	月間有効	就職件数	受 給 者 実 人 員	季 調 済 求 人 倍 率		求 人 倍 率	
		申込件数	求職者数	求 人 数	求 人 数			新 規	有 効	新 規	有 効
		千件	千人	千人	千人	千件	千人	倍	倍	倍	倍
	平成30年度（ 〃 ）	403	1,717	976	2,782	134	386	－	－	2.42	1.62
	令和元年度（ 〃 ）	393	1,714	923	2,663	123	399	－	－	2.35	1.55
	令和2年度（ 〃 ）	386	1,883	731	2,070	102	547	－	－	1.90	1.10
	令和3年度（ 〃 ）	386	1,956	802	2,266	104	515	－	－	2.08	1.16
	令和4年度（ 〃 ）	382	1,917	877	2,511	102	432	－	－	2.30	1.31
令和4年	3月	438	1,999	891	2,507	140	451	2.19	1.23	2.04	1.25
	4月	518	2,070	849	2,422	113	418	2.20	1.24	1.64	1.17
	5月	408	2,082	804	2,402	106	426	2.24	1.25	1.97	1.15
	6月	386	2,041	892	2,439	111	457	2.24	1.27	2.31	1.19
	7月	341	1,938	855	2,436	95	466	2.32	1.28	2.51	1.26
	8月	358	1,913	839	2,474	90	493	2.30	1.31	2.34	1.29
	9月	362	1,896	888	2,502	99	468	2.30	1.32	2.45	1.32
	10月	362	1,891	925	2,546	99	447	2.33	1.34	2.55	1.35
	11月	331	1,840	865	2,567	95	424	2.38	1.35	2.61	1.39
	12月	290	1,746	849	2,534	84	404	2.38	1.36	2.93	1.45
	令和5年 1月	405	1,782	939	2,562	78	401	2.38	1.35	2.32	1.44
	2月	404	1,859	926	2,624	106	386	2.32	1.34	2.29	1.41
	3月	420	1,940	898	2,629	150	390	2.29	1.32	2.13	1.36

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の扱いについては、1頁の（注）を参照。

雇用保険適用・給付状況

1. 雇用保険適用状況

項 目		①	②	適 用 事 業 所		被 保 險 者	
				③	④	⑤	⑥
安定所別		適用事業所数	被 保 險 者 数	新 規 適 用	廃 止 脱 退	資 格 取 得	資 格 喪 失
4年 3月		22,315	301,341	63	42	3,820	4,170
5年 2月		22,431	300,409	60	23	3,355	3,757
5年 3月計		22,464	300,103	71	42	4,160	4,433
安 定 所	宮 崎	9,231	131,981	35	18	1,880	2,065
	延 岡	2,958	36,811	10	2	471	516
	日 向	1,874	22,951	1	6	281	278
	都 城	3,870	54,298	11	5	787	804
	日 南	1,354	14,642	4	5	185	229
	高 鍋	1,770	22,603	6	3	303	280
	小 林	1,407	16,817	4	3	253	261

2. 給 付 状 況

項 目		一 般 給 付						特 例 一 時 金	
		⑦ 受 給 資 格 決 定 件 数	⑧ 初 回 受 給 者	⑨ 受 給 者 実 人 員 (所定内)	⑩ 総 支 給 額 (千 円) (基本手当 基本分)	⑪ 基 本 初 回 受 給 率 ⑧ ② (%)	⑫ 基 本 受 給 率 ⑨ ②+⑨ (%)	⑬ 受 給 者 数	⑭ 支 給 金 額 (千円)
安定所別									
4年 3月		1, 173	909	3, 858	485, 165	0. 30	1. 3	0	1
5年 2月		1, 196	785	3, 789	422, 417	0. 26	1. 2	1	198
5年 3月計		1, 335	878	3, 812	471, 714	0. 29	1. 3	1	217
安 定 所	宮 崎	500	357	1, 626	207, 919	0. 27	1. 2	0	0
	延 岡	204	130	468	53, 389	0. 35	1. 3	1	217
	高千穂	-	-	-	-	-	-	-	-
	日 向	106	73	320	35, 426	0. 32	1. 4	0	0
	都 城	235	159	657	80, 702	0. 29	1. 2	0	0
	日 南	89	44	228	28, 781	0. 30	1. 5	0	0
	高 鍋	112	66	304	40, 703	0. 29	1. 3	0	0
	西 都	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 林	87	48	203	23, 946	0. 29	1. 2	0	0
局	運輸局	2	1	6	849	-	-	0	0

※ 高千穂・西都は、廃止安定所であるが、追加給付の関係で値が計上される場合がある。(千円未満四捨五入)

3. 高年齢雇用継続給付・育児休業給付状況

項目 安定所別		高 年 齢 雇 用 継 続 給 付						育 児 休 業 給 付			
		受給要件確認件数		受 給 者 数		支 給 金 額 (千 円)		基 本 給 付 金		育 休 プ ラ ス	
		基 本 給 付 金	再 就 職 給 付 金	基 本 給 付 金	再 就 職 給 付 金	基 本 給 付 金	再 就 職 給 付 金	受給要件確認件数	受給者数	支 給 金 額 (千 円)	受給者数
4年 3月		154	0	1,487	0	67,631	0	367	1,706	370,236	2
5年 2月		97	0	923	0	42,483	0	328	1,368	291,068	2
5年 3月計		151	0	1,420	0	66,440	0	358	1,721	379,570	2
安 定 所	宮 崎	65	0	509	0	24,072	0	175	809	188,583	2
	延 岡	37	0	289	0	15,062	0	44	180	35,278	0
	高千穂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日 向	10	0	69	0	2,758	0	20	98	20,642	0
	都 城	19	0	359	0	16,239	0	53	327	68,805	0
	日 南	4	0	55	0	2,223	0	12	62	12,563	0
	高 鍋	8	0	58	0	2,686	0	44	164	36,340	0
	西 都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 林	8	0	81	0	3,401	0	10	81	17,360	0

※ 高千穂・西都は、廃止安定所であるが、追加給付の関係で値が計上される場合がある。(千円未満四捨五入)

4. 高年齢求職者給付・就職促進給付状況

項目 安定所別		高年齢求職者給付			就 職 促 進 給 付					
		受給資格決定件数	受給者数	支 給 金 額 (千 円)	再 就 職 手 当		常用就職支度手当		就 業 手 当	
					受給者数	支 給 金 額 (千 円)	受給者数	支 給 金 額 (千 円)	受給者数	支 給 金 額 (千 円)
4年 3月		319	331	61,050	409	153,332	3	519	18	898
5年 2月		299	351	68,655	310	114,213	3	470	14	664
5年 3月計		369	348	66,437	397	158,300	5	660	11	498
安 定 所	宮 崎	124	128	24,345	176	72,889	3	398	2	62
	延 岡	49	42	7,804	56	22,444	0	0	6	237
	高千穂	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日 向	33	24	4,082	28	9,386	0	0	0	0
	都 城	55	56	11,304	44	15,193	1	84	1	89
	日 南	29	27	5,474	25	11,744	1	179	0	0
	高 鍋	42	40	7,766	52	20,352	0	0	2	110
	西 都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 林	35	30	5,343	15	5,454	0	0	0	0
局	運輸局	2	1	320	1	839	0	0	0	0

※ 高千穂・西都は、廃止安定所であるが、追加給付の関係で値が計上される場合がある。(千円未満四捨五入)

3月1日現在の県人口（県統計調査課）

市 町 村			現 住 人 口	前月との 増減	市 町 村			現 住 人 口	前月との 増減
			総 数					総 数	
宮 崎 県			1,047,223	▲ 1,049	児 湯 郡	高 鍋 町		19,423	▲ 18
宮 崎 市			398,447	▲ 249		新 富 町		16,248	▲ 14
都 城 市			158,334	▲ 192		西 米 良 村		960	▲ 1
延 岡 市			114,429	▲ 161		木 城 町		4,700	▲ 12
日 南 市			48,555	▲ 84		川 南 町		14,734	▲ 10
小 林 市			42,365	▲ 59		都 農 町		9,646	▲ 14
日 向 市			58,097	▲ 29		計		65,711	▲ 69
串 間 市			15,982	▲ 9	東 臼 杵 郡	門 川 町		16,853	▲ 14
西 都 市			27,679	▲ 51		諸 塚 村		1,389	0
え び の 市			16,673	▲ 152		椎 葉 村		2,366	3
市 計			880,561	▲ 986		美 郷 町		4,471	▲ 17
北 三 股 町			25,558	44		計		25,079	▲ 28
北 諸 県 郡 計			25,558	44	西 臼 杵 郡	高千穂町		10,998	▲ 31
西 高 原 町			8,297	1		日之影町		3,339	▲ 8
西 諸 県 郡 計			8,297	1		五ヶ瀬町		3,218	▲ 20
東 国 富 町			17,952	▲ 1		計		17,555	▲ 59
東 綾 町			6,758	▲ 12		町村計		166,910	▲ 124
東 諸 県 郡 計			24,710	▲ 13					

注）宮崎県人口は、出生・死亡、転入及び転出の県外分のみを推計要素としているので、市町村の積み上げ人口と一致しない。

用語の説明

一 般＝常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

パートタイム＝「パートタイム」とは、毎日就労する者については1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については、1日の労働時間の長短を問わず1ヵ月(日雇的パートタイムにおいては1週)の所定労働時間が、一般従業員より短いものをいう。

なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇的パートタイム」にわけられる。

統計表中で「一般(パートタイムを含む)」というように使用されている場合は、通常このうち常用的パートタイムと臨時的パートタイムを加えたものを指す。

新規求職申込件数＝期間中に新たに受付けた求職申込みの件数をいう。

月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

紹介件数＝求職者と求人との結合をはかるため、自安定所で紹介した件数（他安定所からの連絡求人分の紹介も含む。）をいう。

就職件数＝有効求職者が、就職したことを確認した件数をいう。

他県への就職件数＝都道府県地域を超える広域職業紹介による就職件数をいう。

① 保 受 給 者 の 数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により一般就職件数より就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

新規求人数＝期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)をいう。

月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

充足数＝有効求人が、求職者と結合した件数をいう。

受給資格決定件数＝受け付けた離職票に基づき、安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

初回受給者数＝同一求職者給付の受給期間内における当該求職者給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

季節調整値＝一年を周期として繰り返す季節的な要因により変動の影響を取り除いた値である。

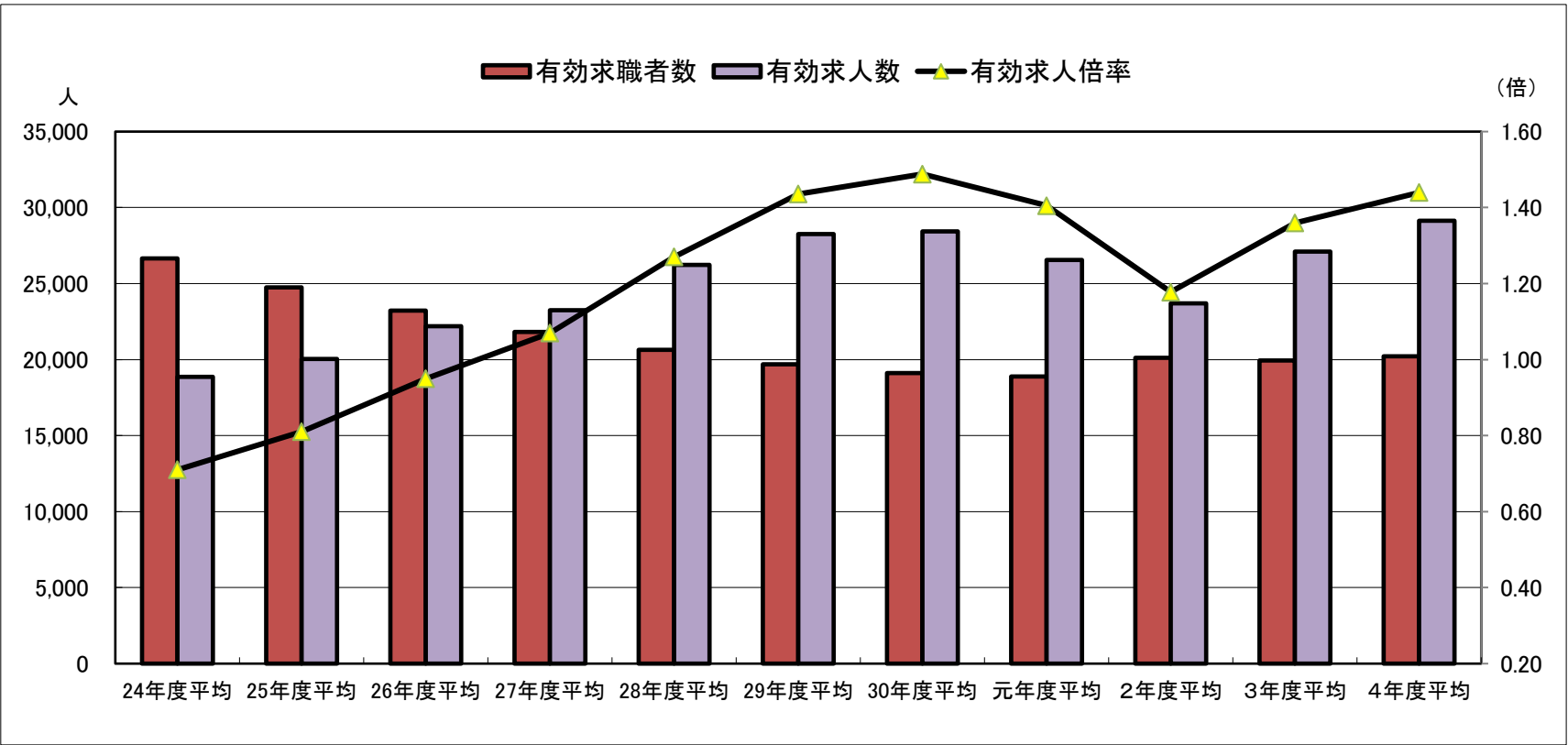
有効求人倍率＝求職者一人あたりに何人の求人があるかを表す数値であり、月間有効求人数を月間有効求職者数で除して算出する。

年度分集計数値

令和4年度

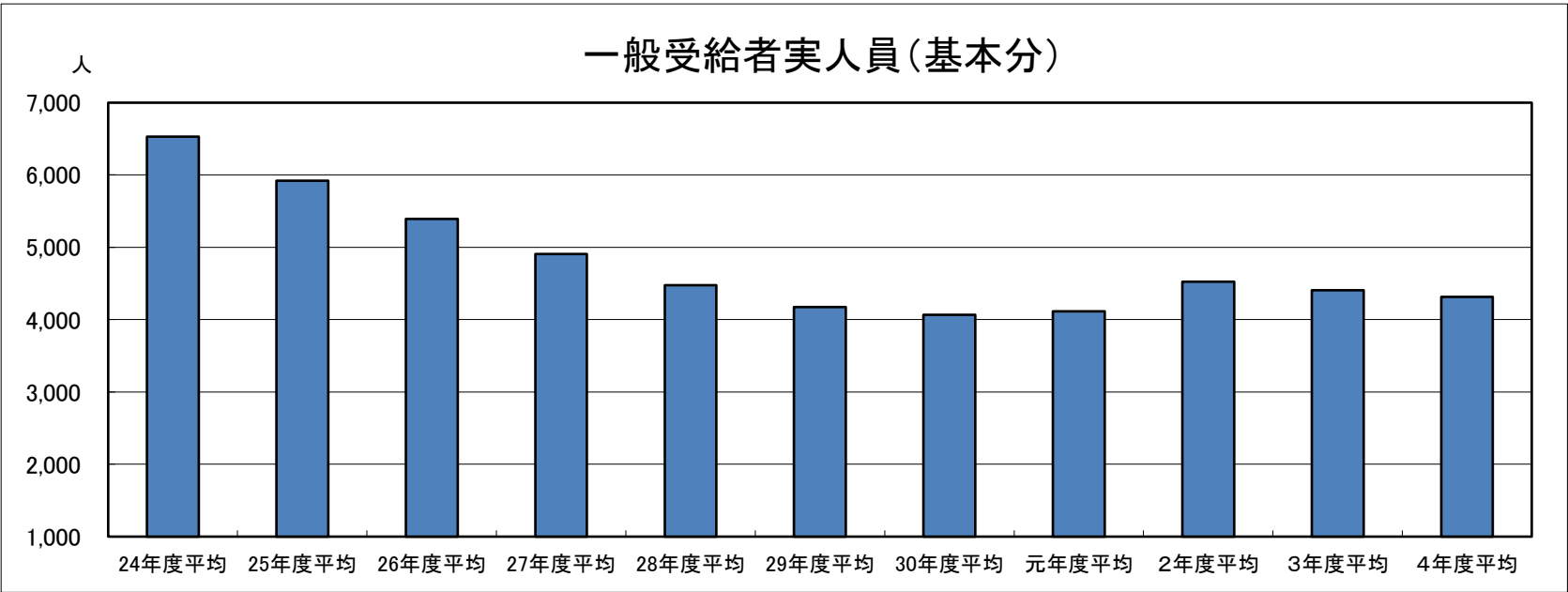
- * 令和4年度平均の有効求人倍率は1.44倍となり、前年度の1.36倍を0.08ポイント上回った。
- * 令和4年度平均の有効求人は前年度に比べ7.5%増となり、有効求職者は1.5%増となった。

求人、求職及び求人倍率の推移(原数値)



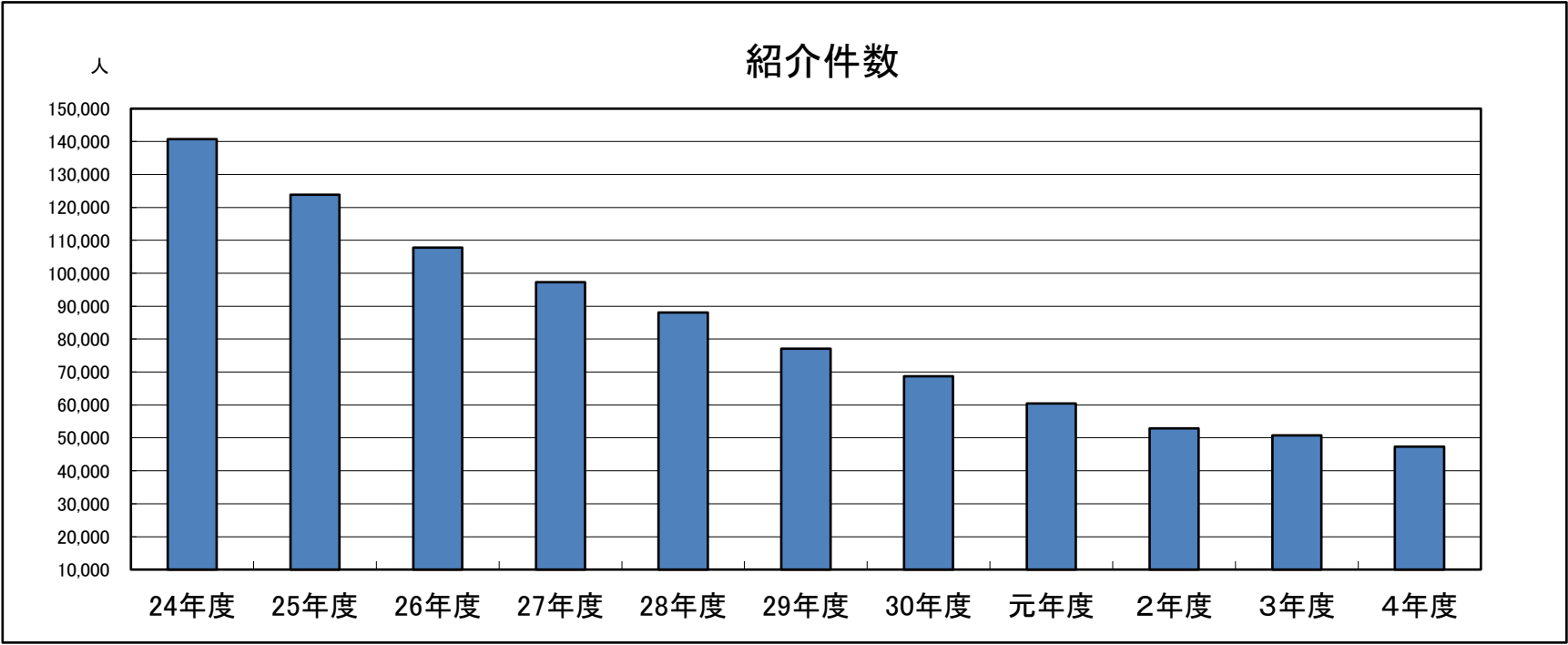
	24年度平均	25年度平均	26年度平均	27年度平均	28年度平均	29年度平均	30年度平均	元年度平均	2年度平均	3年度平均	4年度平均	対3年度増減率(%)
有効求職者数	26,652	24,747	23,234	21,828	20,637	19,687	19,108	18,895	20,123	19,936	20,226	1.5
有効求人数	18,873	20,039	22,187	23,257	26,220	28,271	28,438	26,551	23,696	27,099	29,140	7.5
有効求人倍率	0.71	0.81	0.95	1.07	1.27	1.44	1.49	1.41	1.18	1.36	1.44	

一般受給者実人員(基本分)



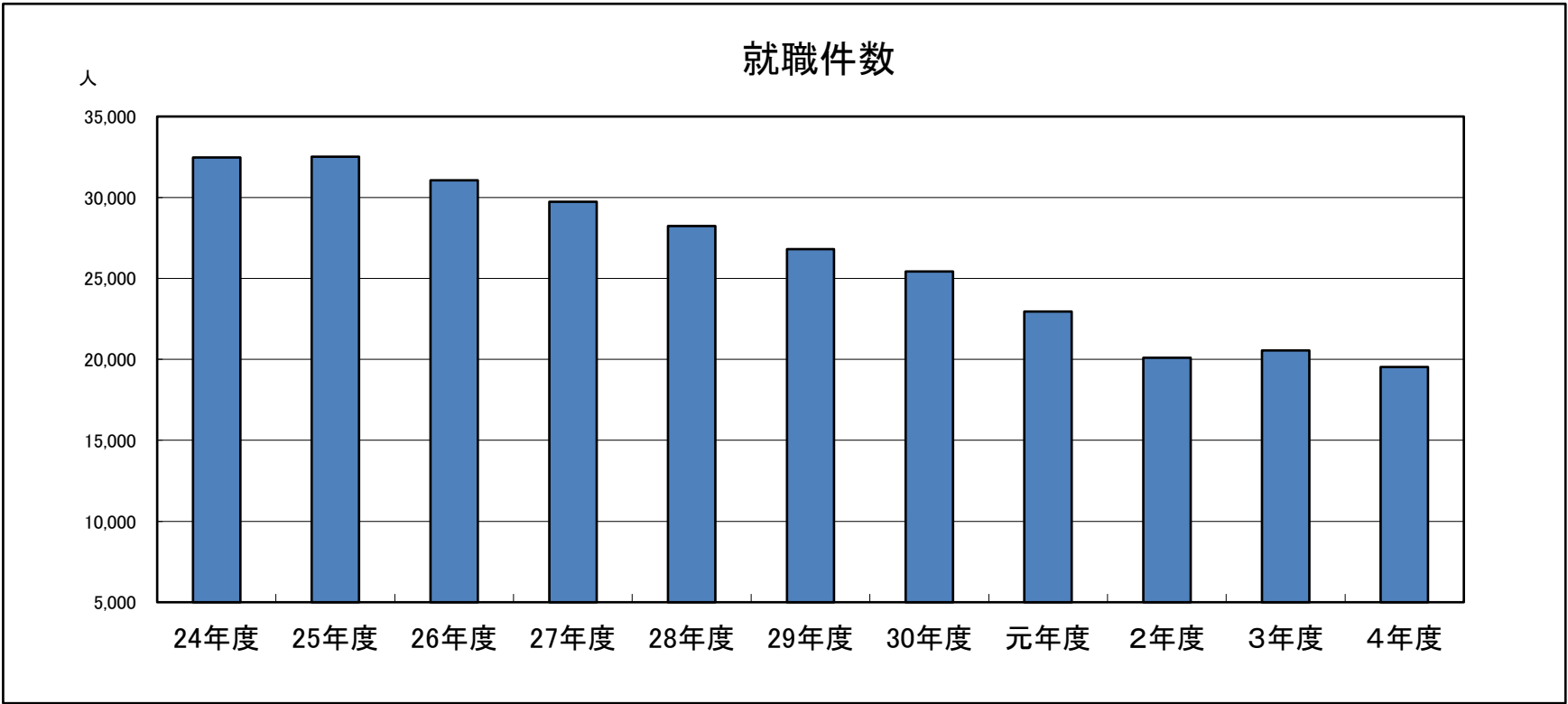
	24年度平均	25年度平均	26年度平均	27年度平均	28年度平均	29年度平均	30年度平均	元年度平均	2年度平均	3年度平均	4年度平均	対3年度増減率(%)
受給者実人員	6,528	5,924	5,393	4,906	4,478	4,175	4,065	4,113	4,526	4,409	4,315	▲2.1

紹介件数



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	対3年度 増減率 (%)
紹介件数	140,690	123,855	107,788	97,249	88,025	77,086	68,744	60,491	52,897	50,801	47,397	▲6.7

就職件数



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	対3年度 増減率 (%)
就職件数	32,466	32,527	31,060	29,730	28,223	26,799	25,424	22,963	20,109	20,551	19,519	▲5.0

Press Release

宮崎労働局発表
令和 5 年 4 月 28 日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部

部 長 伊藤 昌史

職業安定課長 宮元 三治

(電話) 0985-38-8823

令和 4 年度 新規学校卒業者の求職・求人等の状況（3 月末）

宮崎労働局（局長 坂根 登）では、令和 5 年 3 月に県内の学校を卒業する学生等の求職・求人等の状況を調査し、令和 5 年 3 月末の状況として取りまとめました。

宮崎労働局では、引き続き企業への積極的な求人開拓のほか、新規学卒者の就職支援の強化に努めてまいります。

【高校新卒者】（別紙 1：令和 5 年 3 月末）

- 就職内定率は 99.5%、前年比（99.2%）0.3 ポイント上昇
- 就職内定者に占める県内内定者の割合は 65.2%、同（65.7%）0.5 ポイントの低下
（参考）令和 4 年 3 月末の県内内定者の割合 65.7%
- 求職者全体の求人倍率は 2.22 倍、同（1.93 倍）0.29 ポイント上昇
- 求人数は 4,405 人、同（3,992 人）10.3%の増加
- 求職者数は 1,986 人、同（2,064 人）3.8%の減少
求職者全体に占める県内希望者の割合は 65.3%、同（65.9%）0.6 ポイントの低下

【大学等新卒者】（別紙 2：令和 5 年 3 月末）

- 大学等就職内定率は 96.5%、前年比（97.1%）0.6 ポイント低下
- 就職内定者に占める県内内定者の割合は 45.3%、同（46.5%）1.2 ポイント低下

※ 1 高校新卒者の数値は県内の高校からの報告（学校やハローワークによる職業紹介を希望している生徒の状況等）を、大学新卒者の数値は県内の大学等 9 校から宮崎労働局への報告を取りまとめたものです。

※ 2 高校新卒者の求人数は、県内の事業所より提出されたものを公表しています。

新規学校卒業者の求職・求人・就職の状況

〈令和5年3月卒業者〉

宮崎労働局

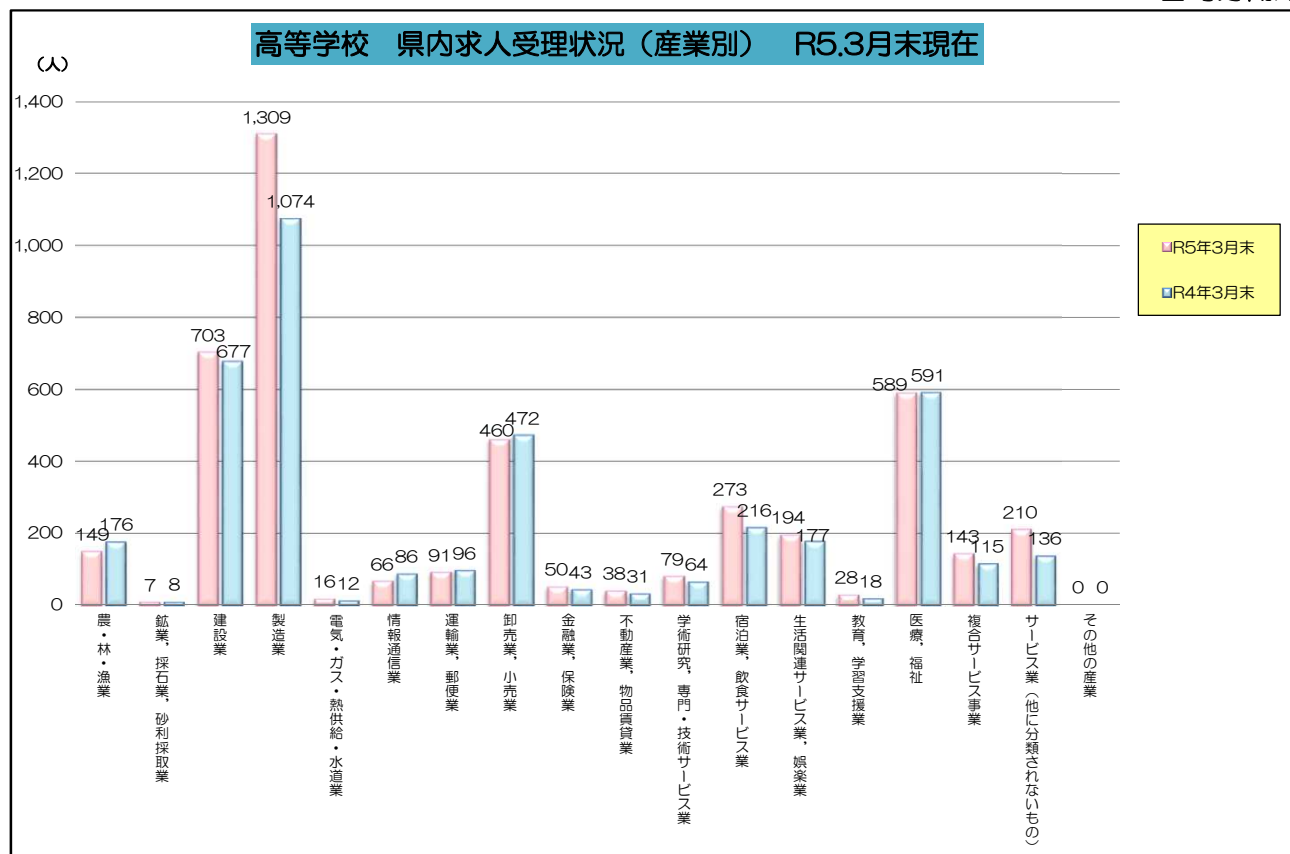
区 分		令和5年3月末現在			前 年 同 月			対 前 年 増減率・差
		計	男	女	計	男	女	
高 校 卒 業	① 求 職 者 数	1,986	1,230	756	2,064	1,264	800	-3.8%
	うち 県 内	1,296	737	559	1,361	744	617	-4.8%
	うち 県 外	690	493	197	703	520	183	-1.8%
	求職者全体に占める 県内希望者の割合	65.3%	59.9%	73.9%	65.9%	58.9%	77.1%	-0.6
	② 就 職 内 定 者 数	1,976	1,224	752	2,048	1,260	788	-3.5%
	うち 県 内	1,288	733	555	1,345	740	605	-4.2%
	うち 県 外	688	491	197	703	520	183	-2.1%
	就職内定者に占める 県内内定者の割合	65.2%	59.9%	73.8%	65.7%	58.7%	76.8%	-0.5
	③ 有 効 求 職 者 数	10	6	4	16	4	12	-37.5%
	うち 県 内	8	4	4	16	4	12	-50.0%
	うち 県 外	2	2	0	0	0	0	0.0%
業	④ 求 人 数	4,405			3,992			10.3%
	⑤ 求 人 倍 率 ④ / ①	2.22			1.93			0.29
	⑥ 就 職 内 定 率 ② / ①	99.5%	99.5%	99.5%	99.2%	99.7%	98.5%	0.3
	うち 県 内	99.4%	99.5%	99.3%	98.8%	99.5%	98.1%	0.6
	うち 県 外	99.7%	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-0.3

※中学卒業の求職者は、令和5年3月末現在で3名。就職内定者は、3名。

※求人数は県内の事業所より提出されたものを公表している。

令和5年3月高等学校卒業者に係る産業別求人状況 【令和5年3月末現在】

宮崎労働局



産業分類	R5年3月末	R4年3月末	対前年増減率
農・林・漁業	149	176	▲15.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	7	8	▲12.5%
建設業	703	677	3.8%
製造業	1,309	1,074	21.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	16	12	33.3%
情報通信業	66	86	▲23.3%
運輸業、郵便業	91	96	▲5.2%
卸売業、小売業	460	472	▲2.5%
金融業、保険業	50	43	16.3%
不動産業、物品賃貸業	38	31	22.6%
学術研究、専門・技術サービス業	79	64	23.4%
宿泊業、飲食サービス業	273	216	26.4%
生活関連サービス業、娯楽業	194	177	9.6%
教育、学習支援業	28	18	55.6%
医療、福祉	589	591	▲0.3%
複合サービス事業	143	115	24.3%
サービス業（他に分類されないもの）	210	136	54.4%
その他の産業	0	0	-
合計	4,405	3,992	10.3%

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況													
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
① 求 人 数	H 6. 3卒	3,982	4,533	4,813	5,010	5,178	5,368	5,576	5,703	5,752	5,779	—	—
	H 7. 3卒	2,876	3,388	3,784	4,066	4,227	4,477	4,696	4,961	5,016	5,019	—	—
	H 8. 3卒	2,524	2,988	3,294	3,587	3,763	3,923	4,122	4,270	4,319	4,321	—	—
	H 9. 3卒	2,074	2,531	2,859	3,122	3,348	3,521	3,694	3,873	3,900	3,903	—	—
	H10. 3卒	1,930	2,239	2,565	2,808	2,910	3,035	3,176	3,272	3,300	3,304	—	—
	H11. 3卒	1,095	1,272	1,426	1,600	1,708	1,821	1,944	2,085	2,109	2,111	—	—
	H12. 3卒	723	980	1,181	1,415	1,556	1,751	2,070	2,242	2,331	2,332	2,335	2,335
	H13. 3卒	863	1,064	1,265	1,459	1,739	1,964	2,106	2,242	2,265	2,269	2,269	2,269
	H14. 3卒	660	843	959	1,082	1,377	1,501	1,724	1,879	1,924	1,931	1,932	1,933
	H15. 3卒	526	725	890	1,086	1,337	1,430	1,660	1,815	1,892	1,893	1,893	1,893
	H16. 3卒	556	807	1,012	1,279	1,483	1,623	1,844	2,038	2,114	2,119	2,119	2,119
	H17. 3卒	755	1,081	1,345	1,688	1,899	1,974	2,161	2,257	2,301	2,313	2,316	2,316
	H18. 3卒	819	1,150	1,383	1,686	1,882	1,978	2,182	2,263	2,293	2,294	2,294	2,294
	H19. 3卒	1,283	1,560	1,806	2,169	2,278	2,379	2,523	2,620	2,650	2,650	2,651	2,651
	H20. 3卒	1,254	1,534	1,710	2,028	2,255	2,331	2,410	2,441	2,488	2,488	2,489	2,492
	H21. 3卒	1,449	1,649	1,770	1,962	2,010	2,073	2,131	2,154	2,156	2,156	2,156	2,156
	H22. 3卒	750	1,007	1,085	1,268	1,383	1,492	1,627	1,708	1,728	1,731	1,741	1,741
	H23. 3卒	765	1,034	1,189	1,395	1,503	1,609	1,736	1,784	1,819	1,825	1,825	1,825
	H24. 3卒	930	1,187	1,396	1,673	1,801	1,905	2,029	2,081	2,126	2,129	2,129	2,129
	H25. 3卒	1,078	1,436	1,692	2,031	2,149	2,284	2,390	2,461	2,485	2,485	2,486	2,486
	H26. 3卒	1,403	1,765	1,997	2,289	2,434	2,553	2,625	2,667	2,677	2,682	2,682	2,686
	H27. 3卒	1,897	2,163	2,586	2,870	2,939	3,016	3,079	3,099	3,102	3,102	3,102	3,102
	H28. 3卒	2,408	2,709	2,960	3,181	3,235	3,293	3,340	3,360	3,371	3,375	3,375	3,372
	H29. 3卒	2,913	3,215	3,400	3,573	3,646	3,699	3,725	3,746	3,750	3,753	3,754	3,754
	H30. 3卒	3,448	3,696	3,866	4,022	4,073	4,099	4,126	4,138	4,141	4,141	4,142	4,148
	H31. 3卒	3,901	4,094	4,161	4,344	4,407	4,445	4,480	4,498	4,504	4,518	4,522	4,520
	R2. 3卒	4,039	4,183	4,316	4,437	4,481	4,523	4,537	4,547	4,552	4,553	4,553	4,560
	R3. 3卒	3,161	3,367	3,532	3,678	3,794	3,905	3,956	3,970	3,978	3,980	3,980	3,984
	R4. 3卒	3,323	3,513	3,672	3,782	3,830	3,919	3,957	3,987	3,992	3,992	4,002	4,010
	R5. 3卒	3,788	4,021	4,174	4,288	4,310	4,360	4,389	4,400	4,405			
	対前年増減率	14.0%	14.5%	13.7%	13.4%	12.5%	11.3%	10.9%	10.4%	10.3%			

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求職者数	②全体（県外＋県内）	H 6. 3卒	5,555	5,493	5,633	5,965	6,092	6,066	6,021	6,047	5,952	5,734	—	—
		H 7. 3卒	5,758	5,623	5,699	5,667	5,710	5,715	5,704	5,571	5,464	5,215	—	—
		H 8. 3卒	5,642	5,523	5,460	5,458	5,480	5,480	5,391	5,258	5,123	4,907	—	—
		H 9. 3卒	5,394	5,149	5,121	5,024	5,035	5,010	4,990	4,826	4,658	4,570	—	—
		H10. 3卒	5,317	5,231	5,028	4,972	5,014	5,000	4,935	4,827	4,606	4,482	—	—
		H11. 3卒	4,754	4,562	4,427	4,383	4,388	4,349	4,287	4,112	3,929	3,728	—	—
		H12. 3卒	4,422	4,284	4,223	4,181	4,170	4,221	3,988	3,852	3,697	3,613	3,569	3,548
		H13. 3卒	4,600	4,439	4,279	4,196	4,243	4,232	4,086	3,966	3,854	3,744	3,741	3,715
		H14. 3卒	4,379	4,143	4,150	4,115	4,133	4,025	3,830	3,679	3,517	3,371	3,388	3,338
		H15. 3卒	4,123	3,836	3,582	3,542	3,610	3,644	3,495	3,412	3,271	3,242	3,269	3,202
		H16. 3卒	3,977	3,863	3,710	3,646	3,762	3,709	3,591	3,517	3,447	3,397	3,369	3,358
		H17. 3卒	3,793	3,726	3,673	3,607	3,645	3,648	3,532	3,468	3,358	3,309	3,309	3,300
		H18. 3卒	3,581	3,547	3,382	3,383	3,386	3,371	3,329	3,256	3,194	3,179	3,161	3,155
		H19. 3卒	3,563	3,520	3,545	3,554	3,511	3,473	3,401	3,347	3,308	3,306	3,273	3,259
		H20. 3卒	3,464	3,356	3,391	3,268	3,318	3,314	3,261	3,238	3,211	3,197	3,196	3,193
		H21. 3卒	3,207	3,122	3,203	3,177	3,193	3,168	3,112	3,058	3,002	3,001	2,985	2,948
		H22. 3卒	3,160	3,063	3,021	2,916	2,927	2,888	2,838	2,768	2,748	2,762	2,743	2,724
		H23. 3卒	3,094	2,945	2,872	2,774	2,825	2,817	2,770	2,738	2,767	2,772	2,777	2,763
		H24. 3卒	2,977	2,892	2,769	2,801	2,850	2,829	2,802	2,753	2,735	2,745	2,745	2,745
		H25. 3卒	3,281	3,112	3,037	2,926	2,935	2,897	2,864	2,838	2,815	2,809	2,870	2,870
		H26. 3卒	2,912	2,852	2,849	2,730	2,772	2,753	2,739	2,730	2,730	2,729	2,725	2,721
		H27. 3卒	2,974	2,902	2,910	2,914	2,909	2,891	2,845	2,825	2,800	2,795	2,793	2,793
		H28. 3卒	2,936	2,821	2,756	2,778	2,790	2,736	2,718	2,721	2,701	2,695	2,694	2,693
		H29. 3卒	2,748	2,757	2,745	2,741	2,740	2,715	2,713	2,709	2,712	2,708	2,707	2,706
		H30. 3卒	2,508	2,557	2,561	2,537	2,540	2,543	2,520	2,505	2,504	2,498	2,497	2,496
		H31. 3卒	2,666	2,643	2,611	2,628	2,619	2,630	2,609	2,612	2,593	2,588	2,587	2,586
		R2. 3卒	2,563	2,522	2,530	2,527	2,536	2,532	2,530	2,524	2,591	2,586	2,586	2,585
		R3. 3卒	2,438	2,458	2,455	2,385	2,332	2,305	2,279	2,252	2,260	2,253	2,249	2,245
		R4. 3卒	2,144	2,085	2,047	2,071	2,060	2,053	2,093	2,082	2,064	2,061	2,061	2,050
		R5. 3卒	1,809	2,079	2,053	2,043	2,043	2,038	2,014	1,999	1,986			

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求 職 者 数	③ うち県内	H 6. 3卒	3,216	3,236	3,248	3,486	3,608	3,597	3,559	3,572	3,474	3,308	—	—
		H 7. 3卒	3,252	3,176	3,197	3,331	3,400	3,455	3,459	3,346	3,274	3,074	—	—
		H 8. 3卒	3,441	3,451	3,377	3,398	3,457	3,469	3,392	3,289	3,185	3,017	—	—
		H 9. 3卒	3,144	3,094	3,032	3,023	3,056	3,031	3,024	2,921	2,747	2,668	—	—
		H10. 3卒	2,897	2,924	2,696	2,739	2,799	2,777	2,731	2,673	2,489	2,373	—	—
		H11. 3卒	2,472	2,269	2,184	2,248	2,357	2,364	2,337	2,214	2,074	1,912	—	—
		H12. 3卒	2,236	2,284	2,253	2,384	2,497	2,521	2,433	2,352	2,203	2,161	2,119	2,103
		H13. 3卒	2,561	2,453	2,400	2,449	2,584	2,606	2,537	2,455	2,354	2,286	2,287	2,263
		H14. 3卒	2,501	2,293	2,316	2,369	2,513	2,453	2,352	2,240	2,147	2,042	2,059	2,009
		H15. 3卒	2,347	2,231	2,131	2,146	2,210	2,303	2,184	2,149	2,052	2,030	2,075	2,013
		H16. 3卒	2,406	2,310	2,274	2,317	2,457	2,421	2,351	2,274	2,221	2,189	2,167	2,157
		H17. 3卒	2,343	2,291	2,333	2,330	2,399	2,392	2,281	2,230	2,148	2,104	2,105	2,097
		H18. 3卒	2,122	2,097	1,950	1,997	2,042	2,024	1,990	1,948	1,875	1,856	1,836	1,832
		H19. 3卒	2,085	1,996	2,052	2,139	2,117	2,077	2,029	1,979	1,947	1,951	1,932	1,919
		H20. 3卒	1,989	1,948	1,957	1,919	1,960	1,948	1,894	1,885	1,858	1,845	1,840	1,838
		H21. 3卒	1,801	1,754	1,739	1,716	1,753	1,741	1,699	1,657	1,610	1,616	1,603	1,593
		H22. 3卒	1,724	1,674	1,634	1,662	1,745	1,735	1,709	1,671	1,649	1,669	1,654	1,642
		H23. 3卒	1,714	1,585	1,493	1,539	1,621	1,668	1,646	1,640	1,652	1,658	1,662	1,649
		H24. 3卒	1,619	1,558	1,467	1,577	1,667	1,664	1,655	1,629	1,611	1,620	1,622	1,622
		H25. 3卒	1,950	1,848	1,706	1,712	1,761	1,731	1,716	1,699	1,673	1,669	1,721	1,721
		H26. 3卒	1,597	1,583	1,586	1,542	1,632	1,633	1,626	1,616	1,607	1,605	1,601	1,598
		H27. 3卒	1,563	1,460	1,549	1,589	1,612	1,610	1,570	1,552	1,521	1,518	1,518	1,518
		H28. 3卒	1,606	1,568	1,519	1,540	1,574	1,535	1,522	1,525	1,519	1,514	1,513	1,512
		H29. 3卒	1,539	1,575	1,523	1,546	1,545	1,546	1,550	1,544	1,547	1,542	1,541	1,540
		H30. 3卒	1,429	1,450	1,457	1,474	1,481	1,485	1,471	1,462	1,459	1,457	1,457	1,457
		H31. 3卒	1,553	1,557	1,523	1,538	1,542	1,554	1,538	1,546	1,536	1,532	1,531	1,530
		R2. 3卒	1,535	1,489	1,491	1,498	1,504	1,504	1,503	1,501	1,540	1,536	1,536	1,535
		R3. 3卒	1,443	1,532	1,510	1,471	1,457	1,441	1,425	1,406	1,419	1,412	1,408	1,405
		R4. 3卒	1,357	1,329	1,315	1,365	1,361	1,366	1,380	1,370	1,361	1,358	1,358	1,347
		R5. 3卒	1,142	1,324	1,297	1,326	1,334	1,333	1,311	1,303	1,296			

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求職者数	就職希望者に占める県内希望者の割合	H 6. 3卒	57.9%	58.9%	57.7%	58.4%	59.2%	59.3%	59.1%	59.1%	58.4%	57.7%	—	—
		H 7. 3卒	56.5%	56.5%	56.1%	58.8%	59.5%	60.5%	60.6%	60.1%	59.9%	58.9%	—	—
		H 8. 3卒	61.0%	62.5%	61.8%	62.3%	63.1%	63.3%	62.9%	62.6%	62.2%	61.5%	—	—
		H 9. 3卒	58.3%	60.1%	59.2%	60.2%	60.7%	60.5%	60.6%	60.5%	59.0%	58.4%	—	—
		H10. 3卒	54.5%	55.9%	53.6%	55.1%	55.8%	55.5%	55.3%	55.4%	54.0%	52.9%	—	—
		H11. 3卒	52.0%	49.7%	49.3%	51.3%	53.7%	54.4%	54.5%	53.8%	52.8%	51.3%	—	—
		H12. 3卒	50.6%	53.3%	53.4%	57.0%	59.9%	59.7%	61.0%	61.1%	59.6%	59.8%	59.4%	59.3%
		H13. 3卒	55.7%	55.3%	56.1%	58.4%	60.9%	61.6%	62.1%	61.9%	61.1%	61.1%	61.1%	60.9%
		H14. 3卒	57.1%	55.3%	55.8%	57.6%	60.8%	60.9%	61.4%	60.9%	61.0%	60.6%	60.8%	60.2%
		H15. 3卒	56.9%	58.2%	59.5%	60.6%	61.2%	63.2%	62.5%	63.0%	62.7%	62.6%	63.5%	62.9%
		H16. 3卒	60.5%	59.8%	61.3%	63.5%	65.3%	65.3%	65.5%	64.7%	64.4%	64.4%	64.3%	64.2%
		H17. 3卒	61.8%	61.5%	63.5%	64.6%	65.8%	65.6%	64.6%	64.3%	64.0%	63.6%	63.6%	63.5%
		H18. 3卒	59.3%	59.1%	57.7%	59.0%	60.3%	60.0%	59.8%	59.8%	58.7%	58.4%	58.1%	58.1%
		H19. 3卒	58.5%	56.7%	57.9%	60.2%	60.3%	59.8%	59.7%	59.1%	58.9%	59.0%	59.0%	58.9%
		H20. 3卒	57.4%	58.0%	57.7%	58.7%	59.1%	58.8%	58.1%	58.2%	57.9%	57.7%	57.6%	57.6%
		H21. 3卒	56.2%	56.2%	54.3%	54.0%	54.9%	55.0%	54.6%	54.2%	53.6%	53.8%	53.7%	54.0%
		H22. 3卒	54.6%	54.7%	54.1%	57.0%	59.6%	60.1%	60.2%	60.4%	60.0%	60.4%	60.3%	60.3%
		H23. 3卒	55.4%	53.8%	52.0%	55.5%	57.4%	59.2%	59.4%	59.9%	59.7%	59.8%	59.8%	59.7%
		H24. 3卒	54.4%	53.9%	53.0%	56.3%	58.5%	58.8%	59.1%	59.2%	58.9%	59.0%	59.1%	59.1%
		H25. 3卒	59.4%	59.4%	56.2%	58.5%	60.0%	59.8%	59.9%	59.9%	59.4%	59.4%	60.0%	60.0%
		H26. 3卒	54.8%	55.5%	55.7%	56.5%	58.9%	59.3%	59.4%	59.2%	58.9%	58.8%	58.8%	58.7%
		H27. 3卒	52.6%	50.3%	53.2%	54.5%	55.4%	55.7%	55.2%	54.9%	54.3%	54.3%	54.4%	54.4%
		H28. 3卒	54.7%	55.6%	55.1%	55.4%	56.4%	56.1%	56.0%	56.0%	56.2%	56.2%	56.2%	56.1%
		H29. 3卒	56.0%	57.1%	55.5%	56.4%	56.4%	56.9%	57.1%	57.0%	57.0%	56.9%	56.9%	56.9%
		H30. 3卒	57.0%	56.7%	56.9%	58.1%	58.3%	58.4%	58.4%	58.4%	58.3%	58.3%	58.4%	58.4%
		H31. 3卒	58.3%	58.9%	58.3%	58.5%	58.9%	59.1%	58.9%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%
		R2. 3卒	59.9%	59.0%	58.9%	59.3%	59.3%	59.4%	59.4%	59.5%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%
		R3. 3卒	59.2%	62.3%	61.5%	61.7%	62.5%	62.5%	62.5%	62.4%	62.8%	62.7%	62.6%	62.6%
		R4. 3卒	63.3%	63.7%	64.2%	65.9%	66.1%	66.5%	65.9%	65.8%	65.9%	65.9%	65.9%	65.7%
		R5. 3卒	63.1%	63.7%	63.2%	64.9%	65.3%	65.4%	65.1%	65.2%	65.3%			

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求人倍率	求職者全体に対する求人倍率 ① / ②	H 6. 3卒	0.72	0.83	0.85	0.84	0.85	0.88	0.93	0.94	0.97	1.01	－	－
		H 7. 3卒	0.50	0.60	0.66	0.72	0.74	0.78	0.82	0.89	0.92	0.96	－	－
		H 8. 3卒	0.45	0.54	0.60	0.66	0.69	0.72	0.76	0.81	0.84	0.88	－	－
		H 9. 3卒	0.38	0.49	0.56	0.62	0.66	0.70	0.74	0.80	0.84	0.85	－	－
		H10. 3卒	0.36	0.43	0.51	0.56	0.58	0.61	0.64	0.68	0.72	0.74	－	－
		H11. 3卒	0.23	0.28	0.32	0.37	0.39	0.42	0.45	0.51	0.54	0.57	－	－
		H12. 3卒	0.16	0.23	0.28	0.34	0.37	0.41	0.52	0.58	0.63	0.65	0.65	0.66
		H13. 3卒	0.19	0.24	0.30	0.35	0.41	0.46	0.52	0.57	0.59	0.61	0.61	0.61
		H14. 3卒	0.15	0.20	0.23	0.26	0.33	0.37	0.45	0.51	0.55	0.57	0.57	0.58
		H15. 3卒	0.13	0.19	0.25	0.31	0.37	0.39	0.47	0.53	0.58	0.58	0.58	0.59
		H16. 3卒	0.14	0.21	0.27	0.35	0.39	0.44	0.51	0.58	0.61	0.62	0.63	0.63
		H17. 3卒	0.20	0.29	0.37	0.47	0.52	0.54	0.61	0.65	0.69	0.70	0.70	0.70
		H18. 3卒	0.23	0.32	0.41	0.50	0.56	0.59	0.66	0.70	0.72	0.72	0.73	0.73
		H19. 3卒	0.36	0.44	0.51	0.61	0.65	0.68	0.74	0.78	0.80	0.80	0.81	0.81
		H20. 3卒	0.36	0.46	0.50	0.62	0.68	0.70	0.74	0.75	0.77	0.78	0.78	0.78
		H21. 3卒	0.45	0.53	0.55	0.62	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.72	0.72	0.73
		H22. 3卒	0.24	0.33	0.36	0.43	0.47	0.52	0.57	0.62	0.63	0.63	0.63	0.64
		H23. 3卒	0.25	0.35	0.41	0.50	0.53	0.57	0.63	0.65	0.66	0.66	0.66	0.66
		H24. 3卒	0.31	0.41	0.50	0.60	0.63	0.67	0.72	0.76	0.78	0.78	0.78	0.78
		H25. 3卒	0.33	0.46	0.56	0.69	0.73	0.79	0.83	0.87	0.88	0.88	0.87	0.87
		H26. 3卒	0.48	0.62	0.70	0.84	0.88	0.93	0.96	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99
		H27. 3卒	0.64	0.75	0.89	0.98	1.01	1.04	1.08	1.10	1.11	1.11	1.11	1.11
		H28. 3卒	0.82	0.96	1.07	1.15	1.16	1.20	1.23	1.23	1.25	1.25	1.25	1.25
		H29. 3卒	1.06	1.17	1.24	1.30	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.39	1.39	1.39
		H30. 3卒	1.37	1.45	1.51	1.59	1.60	1.61	1.64	1.65	1.65	1.66	1.66	1.66
		H31. 3卒	1.46	1.55	1.59	1.65	1.68	1.69	1.72	1.72	1.74	1.75	1.75	1.75
		R2. 3卒	1.58	1.66	1.71	1.76	1.77	1.79	1.79	1.80	1.76	1.76	1.76	1.76
		R3. 3卒	1.30	1.37	1.44	1.54	1.63	1.69	1.74	1.76	1.76	1.77	1.77	1.77
		R4. 3卒	1.55	1.68	1.79	1.83	1.86	1.91	1.89	1.91	1.93	1.94	1.94	1.96
		R5. 3卒	2.09	1.93	2.03	2.10	2.11	2.14	2.18	2.20	2.22			

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
内 定 者 数	④全体（県外＋県内）	H 6. 3卒	—	—	2,733	4,312	4,859	5,123	5,350	5,679	5,821	5,734	—	—
		H 7. 3卒	—	—	2,559	3,869	4,316	4,624	4,943	5,204	5,343	5,215	—	—
		H 8. 3卒	—	—	2,271	3,566	3,999	4,388	4,666	4,919	4,991	4,863	—	—
		H 9. 3卒	—	—	2,099	3,291	3,674	3,955	4,239	4,481	4,531	4,508	—	—
		H10. 3卒	—	—	2,163	3,070	3,618	3,850	4,079	4,312	4,384	4,379	—	—
		H11. 3卒	—	—	1,731	2,529	2,833	3,056	3,245	3,511	3,555	3,582	—	—
		H12. 3卒	—	—	1,294	2,043	2,358	2,697	2,916	3,359	3,480	3,488	3,515	3,525
		H13. 3卒	—	—	1,402	2,119	2,529	2,800	3,202	3,487	3,608	3,645	3,660	3,672
		H14. 3卒	—	—	1,108	1,851	2,148	2,478	2,725	3,033	3,152	3,209	3,229	3,270
		H15. 3卒	—	—	944	1,557	1,863	2,243	2,474	2,804	3,009	3,054	3,122	3,132
		H16. 3卒	—	—	970	1,630	1,989	2,432	2,661	3,074	3,219	3,257	3,309	3,329
		H17. 3卒	—	—	1,108	1,867	2,290	2,674	2,830	3,078	3,172	3,189	3,228	3,252
		H18. 3卒	—	—	1,249	1,954	2,249	2,618	2,773	2,999	3,057	3,090	3,112	3,115
		H19. 3卒	—	—	1,350	2,189	2,544	2,864	2,992	3,153	3,213	3,224	3,215	3,218
		H20. 3卒	—	—	1,452	2,201	2,485	2,839	2,937	3,089	3,136	3,146	3,151	3,152
		H21. 3卒	—	—	1,392	2,120	2,391	2,640	2,737	2,865	2,894	2,905	2,929	2,899
		H22. 3卒	—	—	963	1,586	1,852	2,155	2,297	2,501	2,594	2,621	2,671	2,692
		H23. 3卒	—	—	1,144	1,710	1,971	2,271	2,376	2,571	2,688	2,722	2,733	2,743
		H24. 3卒	—	—	1,092	1,853	2,143	2,431	2,555	2,653	2,688	2,716	2,723	2,726
		H25. 3卒	—	—	1,077	1,936	2,331	2,601	2,683	2,762	2,789	2,793	2,866	2,867
		H26. 3卒	—	—	1,025	1,931	2,318	2,554	2,621	2,685	2,709	2,717	2,721	2,720
		H27. 3卒	—	—	1,418	2,219	2,524	2,676	2,730	2,777	2,788	2,789	2,789	2,791
		H28. 3卒	—	—	1,386	2,229	2,467	2,556	2,611	2,678	2,689	2,692	2,692	2,692
		H29. 3卒	—	—	1,531	2,255	2,446	2,551	2,615	2,671	2,694	2,697	2,697	2,700
		H30. 3卒	—	—	1,434	2,122	2,273	2,368	2,441	2,467	2,486	2,490	2,492	2,492
		H31. 3卒	—	—	1,512	2,227	2,409	2,480	2,541	2,572	2,580	2,584	2,584	2,584
		R2. 3卒	—	—	1,599	2,144	2,294	2,385	2,444	2,498	2,586	2,584	2,584	2,584
		R3. 3卒	—	—	※ —	1,439	1,931	2,097	2,169	2,218	2,241	2,239	2,239	2,240
		R4. 3卒	—	—	1,160	1,723	1,847	1,898	1,974	2,025	2,048	2,050	2,051	2,048
		R5. 3卒	—	—	1,053	1,715	1,828	1,885	1,906	1,952	1,976			

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
内 定 者 数	⑤うち県内	H 6. 3卒	—	—	1,191	2,243	2,596	2,807	2,999	3,259	3,364	3,308	—	—
		H 7. 3卒	—	—	1,122	1,954	2,273	2,532	2,797	3,016	3,167	3,074	—	—
		H 8. 3卒	—	—	1,056	1,965	2,266	2,555	2,768	2,990	3,066	2,979	—	—
		H 9. 3卒	—	—	954	1,679	1,955	2,172	2,389	2,607	2,630	2,611	—	—
		H10. 3卒	—	—	836	1,395	1,706	1,848	2,015	2,221	2,290	2,277	—	—
		H11. 3卒	—	—	530	965	1,168	1,344	1,507	1,722	1,762	1,787	—	—
		H12. 3卒	—	—	453	918	1,190	1,369	1,543	1,930	2,027	2,042	2,068	2,080
		H13. 3卒	—	—	582	968	1,247	1,470	1,819	2,054	2,160	2,195	2,210	2,221
		H14. 3卒	—	—	358	776	984	1,253	1,456	1,724	1,846	1,887	1,907	1,941
		H15. 3卒	—	—	310	653	854	1,178	1,352	1,654	1,830	1,873	1,937	1,947
		H16. 3卒	—	—	359	736	981	1,337	1,536	1,885	2,029	2,064	2,111	2,130
		H17. 3卒	—	—	453	908	1,218	1,541	1,664	1,886	1,982	1,994	2,030	2,051
		H18. 3卒	—	—	457	868	1,063	1,368	1,487	1,707	1,748	1,775	1,794	1,798
		H19. 3卒	—	—	512	985	1,266	1,554	1,668	1,811	1,863	1,872	1,876	1,879
		H20. 3卒	—	—	520	1,034	1,232	1,535	1,614	1,758	1,793	1,799	1,800	1,801
		H21. 3卒	—	—	493	947	1,109	1,318	1,397	1,497	1,526	1,537	1,561	1,556
		H22. 3卒	—	—	298	718	892	1,151	1,272	1,449	1,530	1,554	1,603	1,616
		H23. 3卒	—	—	375	751	951	1,209	1,300	1,483	1,580	1,611	1,620	1,630
		H24. 3卒	—	—	381	871	1,088	1,345	1,450	1,545	1,572	1,596	1,603	1,606
		H25. 3卒	—	—	362	950	1,267	1,496	1,566	1,635	1,655	1,658	1,719	1,720
		H26. 3卒	—	—	343	949	1,254	1,453	1,511	1,572	1,586	1,593	1,597	1,597
		H27. 3卒	—	—	537	1,066	1,302	1,430	1,477	1,510	1,511	1,514	1,515	1,516
		H28. 3卒	—	—	588	1,129	1,309	1,380	1,429	1,486	1,508	1,511	1,511	1,511
		H29. 3卒	—	—	689	1,175	1,317	1,407	1,463	1,511	1,531	1,531	1,531	1,534
		H30. 3卒	—	—	735	1,154	1,265	1,350	1,408	1,433	1,445	1,450	1,452	1,453
		H31. 3卒	—	—	799	1,234	1,368	1,429	1,482	1,512	1,524	1,528	1,528	1,528
		R2. 3卒	—	—	854	1,223	1,323	1,386	1,433	1,479	1,537	1,534	1,534	1,534
		R3. 3卒	—	—	※ —	832	1,157	1,273	1,335	1,381	1,404	1,401	1,401	1,402
		R4. 3卒	—	—	700	1,094	1,186	1,231	1,276	1,322	1,345	1,347	1,348	1,345
		R5. 3卒	—	—	650	1,077	1,155	1,205	1,224	1,264	1,288			

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
内 定 者 数	就職内定者に占める県内内定者の割合	H 6. 3卒	—	—	43.6%	52.0%	53.4%	54.8%	56.1%	57.4%	57.8%	57.7%	—	—
		H 7. 3卒	—	—	43.8%	50.5%	52.7%	54.8%	56.6%	58.0%	59.3%	58.9%	—	—
		H 8. 3卒	—	—	46.5%	55.1%	56.7%	58.2%	59.3%	60.8%	61.4%	61.3%	—	—
		H 9. 3卒	—	—	45.5%	51.0%	53.2%	54.9%	56.4%	58.2%	58.0%	57.9%	—	—
		H10. 3卒	—	—	38.7%	45.4%	47.2%	48.0%	49.4%	51.5%	52.2%	52.0%	—	—
		H11. 3卒	—	—	30.6%	38.2%	41.2%	44.0%	46.4%	49.0%	49.6%	49.9%	—	—
		H12. 3卒	—	—	35.0%	44.9%	50.5%	50.8%	52.9%	57.5%	58.2%	58.5%	58.8%	59.0%
		H13. 3卒	—	—	41.5%	45.7%	49.3%	52.5%	56.8%	58.9%	59.9%	60.2%	60.4%	60.5%
		H14. 3卒	—	—	32.3%	41.9%	45.8%	50.6%	53.4%	56.8%	58.6%	58.8%	59.1%	59.4%
		H15. 3卒	—	—	32.8%	41.9%	45.8%	52.5%	54.6%	59.0%	60.8%	61.3%	62.0%	62.2%
		H16. 3卒	—	—	37.0%	45.2%	49.3%	55.0%	57.7%	61.3%	63.0%	63.4%	63.8%	64.0%
		H17. 3卒	—	—	40.9%	48.6%	53.2%	57.6%	58.8%	61.3%	62.5%	62.5%	62.9%	63.1%
		H18. 3卒	—	—	36.6%	44.4%	47.3%	52.3%	53.6%	56.9%	57.2%	57.4%	57.6%	57.7%
		H19. 3卒	—	—	37.9%	45.0%	49.8%	54.3%	55.7%	57.4%	58.0%	58.1%	58.4%	58.4%
		H20. 3卒	—	—	35.8%	47.0%	49.6%	54.1%	55.0%	56.9%	57.2%	57.2%	57.1%	57.1%
		H21. 3卒	—	—	35.4%	44.7%	46.4%	49.9%	51.0%	52.3%	52.7%	52.9%	53.3%	53.7%
		H22. 3卒	—	—	30.9%	45.3%	48.2%	53.4%	55.4%	57.9%	59.0%	59.3%	60.0%	60.0%
		H23. 3卒	—	—	32.8%	43.9%	48.2%	53.2%	54.7%	57.7%	58.8%	59.2%	59.3%	59.4%
		H24. 3卒	—	—	34.9%	47.0%	50.8%	55.3%	56.8%	58.2%	58.5%	58.8%	58.9%	58.9%
		H25. 3卒	—	—	33.6%	49.1%	54.4%	57.5%	58.4%	59.2%	59.3%	59.4%	60.0%	60.0%
		H26. 3卒	—	—	33.5%	49.1%	54.1%	56.9%	57.6%	58.5%	58.5%	58.6%	58.7%	58.7%
		H27. 3卒	—	—	37.9%	48.0%	51.6%	53.4%	54.1%	54.4%	54.2%	54.3%	54.3%	54.3%
		H28. 3卒	—	—	42.4%	50.7%	53.1%	54.0%	54.7%	55.5%	56.1%	56.1%	56.1%	56.1%
		H29. 3卒	—	—	45.0%	52.1%	53.8%	55.2%	55.9%	56.6%	56.8%	56.8%	56.8%	56.8%
		H30. 3卒	—	—	51.3%	54.4%	55.7%	57.0%	57.7%	58.1%	58.1%	58.2%	58.3%	58.3%
		H31. 3卒	—	—	52.8%	55.4%	56.8%	57.6%	58.3%	58.8%	59.1%	59.1%	59.1%	59.1%
		R2. 3卒	—	—	53.4%	57.0%	57.7%	58.1%	58.6%	59.2%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%
		R3. 3卒	—	—	※ —	57.8%	59.9%	60.7%	61.5%	62.3%	62.7%	62.6%	62.6%	62.6%
		R4. 3卒	—	—	60.3%	63.5%	64.2%	64.9%	64.6%	65.3%	65.7%	65.7%	65.7%	65.7%
		R5. 3卒	—	—	61.7%	62.8%	63.2%	63.9%	64.2%	64.8%	65.2%			

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
未 内 定 者 数	全 体 （ 県 外 ＋ 県 内 ）	H 6. 3卒	—	—	2,900	1,653	1,233	943	671	368	131	0	—	—
		H 7. 3卒	—	—	3,140	1,798	1,394	1,091	761	367	121	0	—	—
		H 8. 3卒	—	—	3,189	1,892	1,481	1,092	725	339	132	44	—	—
		H 9. 3卒	—	—	3,022	1,733	1,361	1,055	751	345	127	62	—	—
		H10. 3卒	—	—	2,865	1,902	1,396	1,150	856	515	222	103	—	—
		H11. 3卒	—	—	2,696	1,854	1,555	1,293	1,042	601	374	146	—	—
		H12. 3卒	—	—	2,929	2,138	1,812	1,524	1,072	493	217	125	54	23
		H13. 3卒	—	—	2,877	2,077	1,714	1,432	884	479	246	99	81	43
		H14. 3卒	—	—	3,042	2,264	1,985	1,547	1,105	646	365	162	159	68
		H15. 3卒	—	—	2,638	1,985	1,747	1,401	1,021	608	262	188	147	70
		H16. 3卒	—	—	2,740	2,016	1,773	1,277	930	443	228	140	60	29
		H17. 3卒	—	—	2,565	1,740	1,355	974	702	390	186	120	81	48
		H18. 3卒	—	—	2,133	1,429	1,137	753	556	257	137	89	49	40
		H19. 3卒	—	—	2,195	1,365	967	609	409	194	95	82	58	41
		H20. 3卒	—	—	1,939	1,067	833	475	324	149	75	51	45	41
		H21. 3卒	—	—	1,811	1,057	802	528	375	193	108	96	56	49
		H22. 3卒	—	—	2,058	1,330	1,075	733	541	267	154	141	72	32
		H23. 3卒	—	—	1,728	1,064	854	546	394	167	79	50	44	20
		H24. 3卒	—	—	1,677	948	707	398	247	100	47	29	22	19
		H25. 3卒	—	—	1,960	990	604	296	181	76	26	16	4	3
		H26. 3卒	—	—	1,824	799	454	199	118	45	21	12	4	1
		H27. 3卒	—	—	1,492	695	385	215	115	48	12	6	4	2
		H28. 3卒	—	—	1,370	549	323	180	107	43	12	3	2	1
		H29. 3卒	—	—	1,214	486	294	164	98	38	18	11	10	6
		H30. 3卒	—	—	1,127	415	267	175	79	38	18	8	5	4
		H31. 3卒	—	—	1,099	401	210	150	68	40	13	4	3	2
		R2. 3卒	—	—	931	383	242	147	86	26	5	2	2	1
		R3. 3卒	—	—	※ —	946	401	208	110	34	19	14	10	5
		R4. 3卒	—	—	887	348	213	155	119	57	16	11	10	2
		R5. 3卒	—	—	1,000	328	215	153	108	47	10			

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況															
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末		
未 内 定 者 数	うち 県 内	H 6. 3卒	—	—	2,057	1,243	1,012	790	560	313	110	0	—	—	
		H 7. 3卒	—	—	2,075	1,377	1,127	923	662	330	107	0	—	—	
		H 8. 3卒	—	—	2,321	1,433	1,191	914	624	299	119	38	—	—	
		H 9. 3卒	—	—	2,078	1,344	1,101	859	635	314	117	57	—	—	
		H10. 3卒	—	—	1,860	1,344	1,093	929	716	452	199	96	—	—	
		H11. 3卒	—	—	1,654	1,283	1,189	1,020	830	492	312	125	—	—	
		H12. 3卒	—	—	1,800	1,466	1,307	1,152	890	422	176	119	51	23	
		H13. 3卒	—	—	1,818	1,481	1,337	1,136	718	401	194	91	77	42	
		H14. 3卒	—	—	1,958	1,593	1,529	1,200	896	516	301	155	152	68	
		H15. 3卒	—	—	1,821	1,493	1,356	1,125	832	495	222	157	138	66	
		H16. 3卒	—	—	1,915	1,581	1,476	1,084	815	389	192	125	56	27	
		H17. 3卒	—	—	1,880	1,422	1,181	851	617	344	166	110	75	46	
		H18. 3卒	—	—	1,493	1,129	979	656	503	241	127	81	42	34	
		H19. 3卒	—	—	1,540	1,154	851	523	361	168	84	79	56	40	
		H20. 3卒	—	—	1,437	885	728	413	280	127	65	46	40	37	
		H21. 3卒	—	—	1,246	769	644	423	302	160	84	79	42	37	
		H22. 3卒	—	—	1,336	944	853	584	437	222	119	115	51	26	
		H23. 3卒	—	—	1,118	788	670	459	346	157	72	47	42	19	
		H24. 3卒	—	—	1,086	706	579	319	205	84	39	24	19	16	
		H25. 3卒	—	—	1,344	762	494	235	150	64	18	11	2	1	
		H26. 3卒	—	—	1,243	593	378	180	115	44	21	12	4	1	
		H27. 3卒	—	—	1,012	523	310	180	93	42	10	4	3	2	
		H28. 3卒	—	—	931	411	265	155	93	39	11	3	2	1	
		H29. 3卒	—	—	834	371	228	139	87	33	16	11	10	6	
		H30. 3卒	—	—	722	320	216	135	63	29	14	7	5	4	
		H31. 3卒	—	—	724	304	174	125	56	34	12	4	3	2	
		R2. 3卒	—	—	637	275	181	118	70	22	3	2	2	1	
		R3. 3卒	—	—	※	—	639	300	168	90	25	15	11	7	3
		R4. 3卒	—	—	615	271	175	135	104	48	16	11	10	2	
		R5. 3卒	—	—	647	249	179	128	87	39	8				

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内 定 率	求職者全体の 内定率 ④ ／ ②	H 6. 3卒	—	—	48.5	72.3	79.8	84.5	88.9	93.9	97.8	100.0	—	—
		H 7. 3卒	—	—	44.9	68.3	75.6	80.9	86.7	93.4	97.8	100.0	—	—
		H 8. 3卒	—	—	41.6	65.3	73.0	80.1	86.6	93.6	97.4	99.1	—	—
		H 9. 3卒	—	—	41.0	65.5	73.0	78.9	84.9	92.9	97.3	98.6	—	—
		H10. 3卒	—	—	43.0	61.7	72.2	77.0	82.7	89.3	95.2	97.7	—	—
		H11. 3卒	—	—	39.1	57.7	64.6	70.3	75.7	85.4	90.5	96.1	—	—
		H12. 3卒	—	—	30.6	48.9	56.5	63.9	73.1	87.2	94.1	96.5	98.5	99.4
		H13. 3卒	—	—	32.8	50.5	59.6	66.2	78.4	87.9	93.6	97.4	97.8	98.8
		H14. 3卒	—	—	26.7	45.0	52.0	61.6	71.1	82.4	89.6	95.2	95.3	98.0
		H15. 3卒	—	—	26.4	44.0	51.6	61.6	70.8	82.2	92.0	94.2	95.5	97.8
		H16. 3卒	—	—	26.1	44.7	52.9	65.6	74.1	87.4	93.4	95.9	98.2	99.1
		H17. 3卒	—	—	30.2	51.8	62.8	73.3	80.1	88.8	94.5	96.4	97.6	98.5
		H18. 3卒	—	—	36.9	57.8	66.4	77.7	83.3	92.1	95.7	97.2	98.4	98.7
		H19. 3卒	—	—	38.1	61.6	72.5	82.5	88.0	94.2	97.1	97.5	98.2	98.7
		H20. 3卒	—	—	42.8	67.4	74.9	85.7	90.1	95.4	97.7	98.4	98.6	98.7
		H21. 3卒	—	—	43.5	66.7	74.9	83.3	87.9	93.7	96.4	96.8	98.1	98.3
		H22. 3卒	—	—	31.9	54.4	63.3	74.6	80.9	90.4	94.4	94.9	97.4	98.8
		H23. 3卒	—	—	39.8	61.6	69.8	80.6	85.8	93.9	97.1	98.2	98.4	99.3
		H24. 3卒	—	—	39.4	66.2	75.2	85.9	91.2	96.4	98.3	98.9	99.2	99.3
		H25. 3卒	—	—	35.5	66.2	79.4	89.8	93.7	97.3	99.1	99.4	99.9	99.9
		H26. 3卒	—	—	36.0	70.7	83.6	92.8	95.7	98.4	99.2	99.6	99.9	100.0
		H27. 3卒	—	—	48.7	76.1	86.8	92.6	96.0	98.3	99.6	99.8	99.9	99.9
		H28. 3卒	—	—	50.3	80.2	88.4	93.4	96.1	98.4	99.6	99.9	99.9	100.0
		H29. 3卒	—	—	55.8	82.3	89.3	94.0	96.4	98.6	99.3	99.6	99.6	99.8
		H30. 3卒	—	—	56.0	83.6	89.5	93.1	96.9	98.5	99.3	99.7	99.8	99.8
		H31. 3卒	—	—	57.9	84.7	92.0	94.3	97.4	98.5	99.5	99.8	99.9	99.9
		R2. 3卒	—	—	63.2	84.8	90.5	94.2	96.6	99.0	99.8	99.9	99.9	100.0
		R3. 3卒	—	—	※ —	60.3	82.8	91.0	95.2	98.5	99.2	99.4	99.6	99.8
		R4. 3卒	—	—	56.7	83.2	89.7	92.5	94.3	97.3	99.2	99.5	99.5	99.9
		R5. 3卒	—	—	51.3	83.9	89.5	92.5	94.6	97.6	99.5			

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内 定 率	県内求職者の内定率 ⑤／③	H 6. 3卒	—	—	36.7	64.3	72.0	78.0	84.3	91.2	96.8	100.0	—	—
		H 7. 3卒	—	—	35.1	58.7	66.9	73.3	80.9	90.1	96.7	100.0	—	—
		H 8. 3卒	—	—	31.3	57.8	65.5	73.7	81.6	90.9	96.3	98.7	—	—
		H 9. 3卒	—	—	31.5	55.5	64.0	71.7	79.0	89.3	95.7	97.9	—	—
		H10. 3卒	—	—	31.0	50.9	61.0	66.5	73.8	83.1	92.0	96.0	—	—
		H11. 3卒	—	—	24.3	42.9	49.6	56.9	64.5	77.8	85.0	93.5	—	—
		H12. 3卒	—	—	20.1	38.5	47.7	54.3	63.4	82.1	92.0	94.5	97.6	98.9
		H13. 3卒	—	—	24.3	39.5	48.3	56.4	71.7	83.7	91.8	96.0	96.6	98.1
		H14. 3卒	—	—	15.5	32.8	39.2	51.1	61.9	77.0	86.0	92.4	92.6	96.6
		H15. 3卒	—	—	14.5	30.4	38.6	51.2	61.9	77.0	89.2	92.3	93.3	96.7
		H16. 3卒	—	—	15.8	31.8	39.9	55.2	65.3	82.9	91.4	94.3	97.4	98.7
		H17. 3卒	—	—	19.4	39.0	50.8	64.4	73.0	84.6	92.3	94.8	96.4	97.8
		H18. 3卒	—	—	23.4	43.5	52.1	67.6	74.7	87.6	93.2	95.6	97.7	98.1
		H19. 3卒	—	—	25.0	46.0	59.8	74.8	82.2	91.5	95.7	96.0	97.1	97.9
		H20. 3卒	—	—	26.6	53.9	62.9	78.8	85.2	93.3	96.5	97.5	97.8	98.0
		H21. 3卒	—	—	28.3	55.2	63.3	75.7	82.2	90.3	94.8	95.1	97.4	97.7
		H22. 3卒	—	—	18.2	43.2	51.1	66.3	74.4	86.7	92.8	93.1	96.9	98.4
		H23. 3卒	—	—	25.1	48.8	58.7	72.5	79.0	90.4	95.6	97.2	97.5	98.8
		H24. 3卒	—	—	26.0	55.2	65.3	80.8	87.6	94.8	97.6	98.5	98.8	99.0
		H25. 3卒	—	—	21.2	55.5	71.9	86.4	91.3	96.2	98.9	99.3	99.9	99.9
		H26. 3卒	—	—	21.6	61.5	76.8	89.0	92.9	97.3	98.7	99.3	99.8	99.9
		H27. 3卒	—	—	34.7	67.1	80.8	88.8	94.1	97.3	99.3	99.7	99.8	99.9
		H28. 3卒	—	—	38.7	73.3	83.2	89.9	93.9	97.4	99.3	99.8	99.9	99.9
		H29. 3卒	—	—	45.2	76.0	85.2	91.0	94.4	97.9	99.0	99.3	99.4	99.6
		H30. 3卒	—	—	50.4	78.3	85.4	90.9	95.7	98.0	99.0	99.5	99.7	99.7
		H31. 3卒	—	—	52.5	80.2	88.7	92.0	96.4	97.8	99.2	99.7	99.8	99.9
		R2. 3卒	—	—	57.3	81.6	88.0	92.2	95.3	98.5	99.8	99.9	99.9	99.9
		R3. 3卒	—	—	※ —	56.6	79.4	88.3	93.7	98.2	98.9	99.2	99.5	99.8
		R4. 3卒	—	—	53.2	80.1	87.1	90.1	92.5	96.5	98.8	99.2	99.3	99.9
		R5. 3卒	—	—	50.1	81.2	86.6	90.4	93.4	97.0	99.4			

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

大学等の求職・求人・内定状況

【令和5年3月卒業者】

別紙2

宮崎労働局

		令和5年3月末現在				前年同月				前年比				
		合計	大学	短大	高専	合計	大学	短大	高専	合計	大学	短大	高専	
卒業 予定者	計	2,348	1,879	294	175	2,413	1,918	331	164	-2.7%	-2.0%	-11.2%	6.7%	
	男	1,199	1,053	21	125	1,213	1,056	29	128	-1.2%	-0.3%	-27.6%	-2.3%	
	女	1,149	826	273	50	1,200	862	302	36	-4.3%	-4.2%	-9.6%	38.9%	
求職者数 ①	計	1,678	1,315	246	117	1,766	1,375	296	95	-5.0%	-4.4%	-16.9%	23.2%	
	男	776	673	14	89	808	711	22	75	-4.0%	-5.3%	-36.4%	18.7%	
	女	902	642	232	28	958	664	274	20	-5.8%	-3.3%	-15.3%	40.0%	
就職内定者数 ②		計	1,619	1,263	239	117	1,714	1,326	294	94	-5.5%	-4.8%	-18.7%	24.5%
		男	738	635	14	89	782	686	22	74	-5.6%	-7.4%	-36.4%	20.3%
		女	881	628	225	28	932	640	272	20	-5.5%	-1.9%	-17.3%	40.0%
	うち県内	計	733	505	213	15	797	515	274	8	-8.0%	-1.9%	-22.3%	87.5%
		男	245	225	12	8	268	241	20	7	-8.6%	-6.6%	-40.0%	14.3%
		女	488	280	201	7	529	274	254	1	-7.8%	2.2%	-20.9%	600.0%
就職内定者に占める県内 内定者の割合		45.3%	40.0%	89.1%	12.8%	46.5%	38.8%	93.2%	8.5%	-1.2	1.1	-4.1	4.3	
有効求職者数 ①ー②	計	59	52	7	0	52	49	2	1	13.5%	6.1%	250.0%	-100.0%	
	男	38	38	0	0	26	25	0	1	46.2%	52.0%	#DIV/0!	-100.0%	
	女	21	14	7	0	26	24	2	0	-19.2%	-41.7%	250.0%	-	
就職内定率 ②／①	計	96.5%	96.0%	97.2%	100.0%	97.1%	96.4%	99.3%	98.9%	-0.6	-0.4	-2.1	1.1	
	男	95.1%	94.4%	100.0%	100.0%	96.8%	96.5%	100.0%	98.7%	-1.7	-2.1	0	1.3	
	女	97.7%	97.8%	97.0%	100.0%	97.3%	96.4%	99.3%	100.0%	0.4	1.4	-2.3	0	

※宮崎大学医学部・県立看護大学は含まない。 ※端数処理の関係で最下位の数値があわない場合がある。

※この調査は、宮崎労働局管内の大学等9校が、R 5. 3月末日時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査として実施しており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法等が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。

大学等の求人・求職・就職状況【大学・短大・高专】

宮崎労働局

		10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
求 職 者 数	H10. 3卒	2,621	2,574	2,531	2,526	2,440	2,372
	H11. 3卒	2,468	2,424	2,454	2,379	2,205	2,156
	H12. 3卒	2,265	2,243	2,232	2,206	2,140	2,082
	H13. 3卒	2,322	2,286	2,259	2,218	2,067	2,030
	H14. 3卒	2,203	2,086	2,039	2,062	1,922	1,843
	H15. 3卒	2,254	2,165	2,106	1,993	1,943	1,975
	H16. 3卒	2,307	2,301	2,249	2,150	2,049	2,113
	H17. 3卒	2,225	2,219	2,224	2,168	2,050	2,066
	H18. 3卒	2,192	2,113	2,113	2,058	1,952	1,972
	H19. 3卒	2,416	2,381	2,314	2,271	2,180	2,174
	H20. 3卒	2,379	2,346	2,309	2,259	2,148	2,144
	H21. 3卒	2,396	2,362	2,332	2,305	2,117	2,140
	H22. 3卒	2,127	2,069	2,031	1,989	1,952	1,843
	H23. 3卒	2,187	2,137	2,114	2,043	1,963	1,863
	H24. 3卒	2,102	2,040	2,019	1,954	1,864	1,845
	H25. 3卒	2,169	2,123	2,094	2,055	1,931	1,905
	H26. 3卒	2,116	2,082	2,028	1,992	1,835	1,801
	H27. 3卒	2,165	2,150	2,101	2,082	2,055	1,878
	H28. 3卒	2,154	2,127	2,069	2,045	2,017	1,856
	H29. 3卒	2,212	2,196	2,155	2,115	2,103	1,947
	H30. 3卒	2,150	2,121	2,107	2,083	2,062	1,949
	H31. 3卒	2,212	2,176	2,116	2,106	2,074	1,952
	R2. 3卒	2,133	2,116	2,114	2,039	2,027	1,904
	R3. 3卒	2,073	2,037	2,061	1,985	1,846	1,793
	R4. 3卒	2,006	2,001	1,956	1,949	1,820	1,766
	R5. 3卒	1,898	1,862	1,833	1,748	1,712	1,678

大学等の求人・求職・就職状況【大学・短大・高専】

宮崎労働局

		10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
内 定 者 数	H10. 3卒	1,386	1,559	1,712	1,866	1,986	2,078
	H11. 3卒	1,176	1,336	1,455	1,542	1,671	1,817
	H12. 3卒	996	1,191	1,301	1,448	1,584	1,767
	H13. 3卒	997	1,130	1,268	1,430	1,565	1,826
	H14. 3卒	864	986	1,091	1,283	1,423	1,688
	H15. 3卒	740	946	1,131	1,298	1,522	1,749
	H16. 3卒	788	989	1,216	1,401	1,629	1,961
	H17. 3卒	817	1,069	1,292	1,466	1,678	1,931
	H18. 3卒	871	1,099	1,336	1,471	1,656	1,845
	H19. 3卒	1,067	1,279	1,564	1,693	1,847	2,039
	H20. 3卒	1,074	1,343	1,479	1,673	1,808	2,020
	H21. 3卒	1,091	1,235	1,432	1,546	1,799	1,992
	H22. 3卒	845	998	1,152	1,278	1,430	1,629
	H23. 3卒	876	1,075	1,236	1,379	1,516	1,717
	H24. 3卒	874	1,018	1,204	1,337	1,452	1,721
	H25. 3卒	1,025	1,188	1,324	1,458	1,582	1,793
	H26. 3卒	991	1,145	1,265	1,392	1,542	1,707
	H27. 3卒	1,187	1,333	1,486	1,570	1,618	1,792
	H28. 3卒	1,170	1,338	1,488	1,579	1,670	1,824
	H29. 3卒	1,282	1,436	1,558	1,652	1,731	1,876
	H30. 3卒	1,266	1,460	1,569	1,671	1,756	1,901
	H31. 3卒	1,340	1,482	1,604	1,693	1,778	1,888
	R2. 3卒	1,249	1,390	1,534	1,634	1,732	1,844
	R3. 3卒	1,105	1,228	1,418	1,554	1,588	1,701
	R4. 3卒	1,136	1,268	1,412	1,480	1,586	1,714
	R5. 3卒	982	1,245	1,341	1,419	1,525	1,619

大学等の求人・求職・就職状況【大学・短大・高専】

宮崎労働局

			10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
内 定 者 数	うち 県内	H10. 3卒	348	387	438	652	728	841
		H11. 3卒	306	358	410	566	651	787
		H12. 3卒	275	372	424	521	570	869
		H13. 3卒	229	267	332	447	523	840
		H14. 3卒	153	351	432	547	666	837
		H15. 3卒	258	392	482	575	720	889
		H16. 3卒	274	383	549	631	790	1,019
		H17. 3卒	266	421	525	615	755	922
		H18. 3卒	306	401	559	637	771	906
		H19. 3卒	343	476	642	701	792	923
		H20. 3卒	366	500	572	694	783	903
		H21. 3卒	351	432	529	583	773	904
		H22. 3卒	309	396	471	546	658	765
		H23. 3卒	326	420	517	594	691	850
		H24. 3卒	353	438	529	594	659	831
		H25. 3卒	389	461	549	633	719	882
		H26. 3卒	375	442	526	608	686	823
		H27. 3卒	483	569	650	701	747	869
		H28. 3卒	472	559	638	686	742	834
		H29. 3卒	521	592	671	721	773	904
		H30. 3卒	486	577	639	720	749	834
		H31. 3卒	494	606	681	734	774	849
		R2. 3卒	436	512	608	653	705	772
		R3. 3卒	363	438	572	664	709	787
		R4. 3卒	471	533	624	672	727	797
		R5. 3卒	366	500	562	607	666	733

大学等の求人・求職・就職状況【大学・短大・高専】

宮崎労働局

		10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
内 定 者 数	H10. 3卒	25.1%	24.8%	25.6%	34.9%	36.7%	40.5%
	H11. 3卒	26.0%	26.8%	28.2%	36.7%	39.0%	43.3%
	H12. 3卒	27.6%	31.2%	32.6%	36.0%	36.0%	49.2%
	H13. 3卒	23.0%	23.6%	26.2%	31.3%	33.4%	46.0%
	H14. 3卒	17.7%	35.6%	39.6%	42.6%	46.8%	49.6%
	H15. 3卒	34.9%	41.4%	42.6%	44.3%	47.3%	50.8%
	H16. 3卒	34.8%	38.7%	45.1%	45.0%	48.5%	52.0%
	H17. 3卒	32.6%	39.4%	40.6%	42.0%	45.0%	47.7%
	H18. 3卒	35.1%	36.5%	41.8%	43.3%	46.6%	49.1%
	H19. 3卒	32.1%	37.2%	41.0%	41.4%	42.9%	45.3%
	H20. 3卒	34.1%	37.2%	38.7%	41.5%	43.3%	44.7%
	H21. 3卒	32.2%	35.0%	36.9%	37.7%	43.0%	45.4%
	H22. 3卒	36.6%	39.7%	40.9%	42.7%	46.0%	47.0%
	H23. 3卒	37.2%	39.1%	41.8%	43.1%	45.6%	49.5%
	H24. 3卒	40.4%	43.0%	43.9%	44.4%	45.4%	48.3%
	H25. 3卒	38.0%	38.8%	41.5%	43.4%	45.4%	49.2%
	H26. 3卒	37.8%	38.6%	41.6%	43.7%	44.5%	48.2%
	H27. 3卒	40.7%	42.7%	43.7%	44.6%	46.2%	48.5%
	H28. 3卒	40.3%	41.8%	42.9%	43.4%	44.4%	45.7%
	H29. 3卒	40.6%	41.2%	43.1%	43.6%	44.7%	48.2%
	H30. 3卒	38.4%	39.5%	40.7%	43.1%	42.7%	43.9%
	H31. 3卒	36.9%	40.9%	42.5%	43.4%	43.5%	45.0%
	R2. 3卒	34.9%	36.8%	39.6%	40.0%	40.7%	41.9%
	R3. 3卒	32.9%	35.7%	40.3%	42.7%	44.6%	46.3%
	R4. 3卒	41.5%	42.0%	44.2%	45.4%	45.8%	46.5%
	R5. 3卒	37.3%	40.2%	41.9%	42.8%	43.7%	45.3%

大学等の求人・求職・就職状況【大学・短大・高専】

宮崎労働局

		10月末		11月末		12月末		1月末		2月末		3月末	
内 定 率 (全 体)	H10. 3卒	52.9	増減幅	60.6	増減幅	67.6	増減幅	73.9	増減幅	81.4	増減幅	87.6	増減幅
	H11. 3卒	47.6	-5.3	55.1	-5.5	59.3	-8.3	64.8	-9.1	75.8	-5.6	84.3	-3.3
	H12. 3卒	44.0	-3.6	53.1	-2.0	58.3	-1.0	65.6	0.8	74.0	-1.8	84.9	0.6
	H13. 3卒	42.9	-1.1	49.4	-3.7	56.1	-2.2	64.5	-1.1	75.7	1.7	90.0	5.1
	H14. 3卒	39.2	-3.7	47.3	-2.1	53.5	-2.6	62.2	-2.3	74.0	-1.7	91.6	1.6
	H15. 3卒	32.8	-6.4	43.7	-3.6	53.7	0.2	65.1	2.9	78.3	4.3	88.6	-3.0
	H16. 3卒	34.2	1.4	43.0	-0.7	54.1	0.4	65.2	0.1	79.5	1.2	92.8	4.2
	H17. 3卒	36.7	2.5	48.2	5.2	58.1	4.0	67.6	2.4	81.9	2.4	93.5	0.7
	H18. 3卒	39.7	3.0	52.0	3.8	63.2	5.1	71.5	3.9	84.8	2.9	93.6	0.1
	H19. 3卒	44.2	4.5	53.7	1.7	67.6	4.4	74.5	3.0	84.7	-0.1	93.8	0.2
	H20. 3卒	45.1	0.9	57.2	3.5	64.1	-3.5	74.1	-0.4	84.2	-0.5	94.2	0.4
	H21. 3卒	45.5	0.4	52.3	-4.9	61.4	-2.7	67.1	-7.0	85.0	0.8	93.1	-1.1
	H22. 3卒	39.7	-5.8	48.2	-4.1	56.7	-4.7	64.3	-2.8	73.3	-11.7	88.4	-4.7
	H23. 3卒	40.1	0.4	50.3	2.1	58.5	1.8	67.5	3.2	77.2	3.9	92.2	3.8
	H24. 3卒	41.6	1.5	49.9	-0.4	59.6	1.1	68.4	0.9	77.9	0.7	93.3	1.1
	H25. 3卒	47.3	5.7	56.0	6.1	63.2	3.6	70.9	2.5	81.9	4.0	94.1	0.8
	H26. 3卒	46.8	-0.5	55.0	-1.0	62.4	-0.8	69.9	-1.0	84.0	2.1	94.8	0.7
	H27. 3卒	54.8	8.0	62.0	7.0	70.7	8.3	75.4	5.5	78.7	-5.3	95.4	0.6
	H28. 3卒	54.3	-0.5	62.9	0.9	71.9	1.2	77.2	1.8	82.8	4.1	98.3	2.9
	H29. 3卒	58.0	3.7	65.4	2.5	72.3	0.4	78.1	0.9	82.3	-0.5	96.4	-1.9
	H30. 3卒	58.9	0.9	68.8	3.4	74.5	2.2	80.2	2.1	85.2	2.9	97.5	1.1
	H31. 3卒	60.6	1.7	68.1	-0.7	75.8	1.3	80.4	0.2	85.7	0.5	96.7	-0.8
	R2. 3卒	58.6	-2.0	65.7	-2.4	72.6	-3.2	80.1	-0.3	85.4	-0.3	96.8	0.1
	R3. 3卒	53.3	-5.3	60.3	-5.4	68.8	-3.8	78.3	-1.8	86.0	0.6	94.9	-1.9
	R4. 3卒	56.6	3.3	63.4	3.1	72.2	3.4	75.9	-2.4	87.1	1.1	97.1	2.2
	R5. 3卒	51.7	-4.9	66.9	3.5	73.2	1.0	81.2	5.3	89.1	2.0	96.5	-0.6

※ 宮崎大学医学部・県立看護大学は含まない。

※ 『『内定者数』の(うち県内)』のH10.3卒、H11.3卒の10月～12月には宮崎産経大学を含まない。(未集計のため)

求職者数・内定状況の推移【大学】

宮崎労働局

		10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
求 職 者 数	H10. 3卒	2,016	1,977	1,938	1,927	1,861	1,800
	H11. 3卒	1,812	1,771	1,801	1,736	1,575	1,546
	H12. 3卒	1,634	1,613	1,611	1,588	1,529	1,470
	H13. 3卒	1,682	1,656	1,631	1,623	1,486	1,482
	H14. 3卒	1,612	1,497	1,449	1,473	1,374	1,281
	H15. 3卒	1,701	1,612	1,557	1,461	1,401	1,417
	H16. 3卒	1,613	1,594	1,554	1,471	1,461	1,494
	H17. 3卒	1,578	1,557	1,528	1,461	1,399	1,388
	H18. 3卒	1,464	1,387	1,387	1,363	1,279	1,282
	H19. 3卒	1,739	1,701	1,634	1,611	1,540	1,528
	H20. 3卒	1,772	1,737	1,703	1,657	1,539	1,532
	H21. 3卒	1,795	1,761	1,733	1,705	1,544	1,559
	H22. 3卒	1,535	1,496	1,481	1,446	1,414	1,315
	H23. 3卒	1,628	1,580	1,560	1,495	1,422	1,337
	H24. 3卒	1,612	1,557	1,538	1,484	1,399	1,384
	H25. 3卒	1,664	1,627	1,597	1,566	1,456	1,429
	H26. 3卒	1,643	1,617	1,570	1,541	1,394	1,366
	H27. 3卒	1,628	1,616	1,572	1,559	1,533	1,371
	H28. 3卒	1,697	1,675	1,620	1,597	1,564	1,402
	H29. 3卒	1,734	1,718	1,678	1,647	1,639	1,486
	H30. 3卒	1,718	1,692	1,676	1,654	1,633	1,522
	H31. 3卒	1,746	1,711	1,653	1,647	1,619	1,499
	R2. 3卒	1,708	1,698	1,692	1,623	1,614	1,493
	R3. 3卒	1,639	1,610	1,642	1,570	1,439	1,390
	R4.3卒	1,587	1,595	1,558	1,550	1,425	1,375
	R5. 3卒	1,522	1,486	1,458	1,378	1,346	1,315
内 定 者 数	H10. 3卒	1,120	1,251	1,368	1,470	1,522	1,547
	H11. 3卒	935	1,048	1,115	1,153	1,230	1,263
	H12. 3卒	788	902	957	1,016	1,087	1,176
	H13. 3卒	762	864	948	1,012	1,084	1,291
	H14. 3卒	674	742	792	910	970	1,152
	H15. 3卒	579	696	831	940	1,065	1,235
	H16. 3卒	626	763	878	1,011	1,122	1,362
	H17. 3卒	600	733	878	990	1,139	1,292
	H18. 3卒	588	768	865	950	1,059	1,181
	H19. 3卒	804	938	1,088	1,167	1,279	1,414
	H20. 3卒	797	987	1,074	1,180	1,282	1,424
	H21. 3卒	818	919	1,072	1,159	1,284	1,431
	H22. 3卒	619	724	831	906	1,003	1,146
	H23. 3卒	630	775	879	977	1,066	1,221
	H24. 3卒	607	711	861	973	1,058	1,282
	H25. 3卒	755	887	985	1,094	1,182	1,343
	H26. 3卒	717	842	935	1,028	1,149	1,286
	H27. 3卒	848	959	1,073	1,138	1,164	1,302
	H28. 3卒	853	976	1,098	1,173	1,245	1,379
	H29. 3卒	952	1,065	1,156	1,232	1,289	1,421
	H30. 3卒	967	1,118	1,196	1,274	1,343	1,475
	H31. 3卒	1,028	1,109	1,198	1,261	1,331	1,438
	R2. 3卒	960	1,053	1,157	1,242	1,330	1,438
	R3. 3卒	869	966	1,080	1,177	1,200	1,306
	R4.3卒	883	980	1,078	1,119	1,209	1,326
	R5. 3卒	759	983	1,037	1,097	1,179	1,263
内 定 率	H10. 3卒	55.6	63.3	70.6	76.3	81.8	85.9
	H11. 3卒	51.6	59.2	61.9	66.4	78.1	81.7
	H12. 3卒	48.2	55.9	59.4	64.0	71.1	80.0
	H13. 3卒	45.3	52.2	58.1	62.4	72.9	87.1
	H14. 3卒	41.8	49.6	54.7	61.8	70.6	89.9
	H15. 3卒	34.0	43.2	53.4	64.3	76.0	87.2
	H16. 3卒	38.8	47.9	56.5	68.7	76.8	91.2
	H17. 3卒	38.0	47.1	57.5	67.8	81.4	93.1
	H18. 3卒	40.2	55.4	62.4	69.7	82.8	92.1
	H19. 3卒	46.2	55.1	66.6	72.4	83.1	92.5
	H20. 3卒	45.0	56.8	63.1	71.2	83.3	93.0
	H21. 3卒	45.6	52.2	61.9	68.0	83.2	91.8
	H22. 3卒	40.3	48.4	56.1	62.7	70.9	87.1
	H23. 3卒	38.7	49.1	56.3	65.4	75.0	91.3
	H24. 3卒	37.7	45.7	56.0	65.6	75.6	92.6
	H25. 3卒	45.4	54.5	61.7	69.9	81.2	94.0
	H26. 3卒	43.6	52.1	59.6	66.7	82.4	94.1
	H27. 3卒	52.1	59.3	68.3	73.0	75.9	95.0
	H28. 3卒	50.3	58.3	67.8	73.5	79.6	98.4
	H29. 3卒	54.9	62.0	68.9	74.8	78.6	95.6
	H30. 3卒	56.3	66.1	71.4	77.0	82.2	96.9
	H31. 3卒	58.9	64.8	72.5	76.6	82.2	95.9
	R2. 3卒	56.2	62.0	68.4	76.5	82.4	96.3
	R3. 3卒	53.0	60.0	65.8	75.0	83.4	94.0
	R4.3卒	55.6	61.4	69.2	72.2	84.8	96.4
	R5. 3卒	49.9	66.2	71.1	79.6	87.6	96.0
	前年との増減幅	-5.7	4.8	1.9	7.4	2.8	-0.4

※ 宮崎大学医学部・県立看護大学は含まない。

求職者数・内定状況の推移【短大】

宮崎労働局

参考2

		10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
求 職 者 数	H10. 3卒	489	479	475	480	460	456
	H11. 3卒	528	525	525	517	506	487
	H12. 3卒	517	516	506	504	498	499
	H13. 3卒	516	508	508	475	460	432
	H14. 3卒	489	491	493	492	451	467
	H15. 3卒	457	457	454	437	447	465
	H16. 3卒	606	605	599	582	491	516
	H17. 3卒	536	553	588	599	543	570
	H18. 3卒	612	611	611	580	558	575
	H19. 3卒	560	563	565	545	525	532
	H20. 3卒	497	497	494	492	499	502
	H21. 3卒	501	502	500	500	473	482
	H22. 3卒	477	457	434	427	423	419
	H23. 3卒	446	445	442	436	430	416
	H24. 3卒	364	357	355	344	341	337
	H25. 3卒	382	372	374	369	356	359
	H26. 3卒	350	342	338	332	324	321
	H27. 3卒	403	401	396	390	389	375
	H28. 3卒	335	332	329	328	332	333
	H29. 3卒	356	356	355	346	342	340
	H30. 3卒	316	313	315	313	313	311
	H31. 3卒	340	339	339	336	333	331
	R2. 3卒	308	301	304	298	296	294
	R3. 3卒	307	300	292	290	283	279
	R4. 3卒	312	311	303	304	300	296
	R5. 3卒	258	258	257	252	249	246
内 定 者 数	H10. 3卒	155	191	227	278	346	415
	H11. 3卒	126	170	219	266	317	431
	H12. 3卒	111	190	239	324	386	479
	H13. 3卒	132	163	211	303	364	423
	H14. 3卒	114	161	214	287	367	447
	H15. 3卒	88	174	218	274	373	423
	H16. 3卒	90	138	248	297	414	500
	H17. 3卒	121	239	309	373	436	534
	H18. 3卒	170	219	358	408	482	549
	H19. 3卒	156	232	364	414	454	512
	H20. 3卒	172	249	296	384	416	486
	H21. 3卒	178	220	264	290	415	462
	H22. 3卒	117	164	210	259	314	374
	H23. 3卒	139	192	247	292	340	386
	H24. 3卒	151	187	221	242	271	315
	H25. 3卒	159	188	223	248	282	333
	H26. 3卒	157	184	211	245	276	307
	H27. 3卒	208	242	281	300	322	358
	H28. 3卒	199	242	270	286	304	324
	H29. 3卒	210	251	282	299	321	335
	H30. 3卒	184	227	258	282	298	310
	H31. 3卒	187	248	282	309	325	328
	R2. 3卒	176	223	262	275	285	289
	R3. 3卒	116	141	216	255	267	272
	R4. 3卒	153	198	243	269	283	294
	R5. 3卒	114	149	189	206	230	239
内 定 率	H10. 3卒	31.7	39.9	47.8	57.9	75.2	91.0
	H11. 3卒	23.9	32.4	41.7	51.5	62.6	88.5
	H12. 3卒	21.5	36.8	47.2	64.3	77.5	96.0
	H13. 3卒	25.6	32.1	41.5	63.8	79.1	97.9
	H14. 3卒	23.3	32.8	43.4	58.3	81.4	95.7
	H15. 3卒	19.3	38.1	48.0	62.7	83.4	91.0
	H16. 3卒	14.9	22.8	41.4	51.0	84.3	96.9
	H17. 3卒	22.6	43.2	52.6	62.3	80.3	93.7
	H18. 3卒	27.8	35.8	58.6	70.3	86.4	95.5
	H19. 3卒	27.9	41.2	64.4	76.0	86.5	96.2
	H20. 3卒	34.6	50.1	59.9	78.0	83.4	96.8
	H21. 3卒	35.5	43.8	52.8	58.0	87.7	95.9
	H22. 3卒	24.5	35.9	48.4	60.7	74.2	89.3
	H23. 3卒	31.2	43.1	55.9	67.0	79.1	92.8
	H24. 3卒	41.5	52.4	62.3	70.3	79.5	93.5
	H25. 3卒	41.6	50.5	59.6	67.2	79.2	92.8
	H26. 3卒	44.9	53.8	62.4	73.8	85.2	95.6
	H27. 3卒	51.6	60.3	71.0	76.9	82.8	95.5
	H28. 3卒	59.4	72.9	82.1	87.2	91.6	97.3
	H29. 3卒	59.0	70.5	79.4	86.4	93.9	98.5
	H30. 3卒	58.2	72.5	81.9	90.1	95.2	99.7
	H31. 3卒	55.0	73.2	83.2	92.0	97.6	99.1
	R2. 3卒	57.1	74.1	86.2	92.3	96.3	98.3
	R3. 3卒	37.8	47.0	74.0	87.9	94.3	97.5
	R4. 3卒	49.0	63.7	80.2	88.5	94.3	99.3
	R5. 3卒	44.2	57.8	73.5	81.7	92.4	97.2
	前年との増減幅	-4.8	-5.9	-6.7	-6.8	-1.9	-2.1

求職者数・内定状況の推移【高専】

宮崎労働局

参考2

		10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
求 職 者 数	H10. 3卒	116	118	118	119	119	116
	H11. 3卒	128	128	128	126	124	123
	H12. 3卒	114	114	115	114	113	113
	H13. 3卒	124	122	120	120	121	116
	H14. 3卒	102	98	97	97	97	95
	H15. 3卒	96	96	95	95	95	93
	H16. 3卒	88	102	96	97	97	103
	H17. 3卒	111	109	108	108	108	108
	H18. 3卒	116	115	115	115	115	115
	H19. 3卒	117	117	115	115	115	114
	H20. 3卒	110	112	112	110	110	110
	H21. 3卒	100	99	99	100	100	99
	H22. 3卒	115	116	116	116	115	109
	H23. 3卒	113	112	112	112	111	110
	H24. 3卒	126	126	126	126	124	124
	H25. 3卒	123	124	123	120	119	117
	H26. 3卒	123	123	120	119	117	114
	H27. 3卒	134	133	133	133	133	132
	H28. 3卒	122	120	120	120	121	121
	H29. 3卒	122	122	122	122	122	121
	H30. 3卒	116	116	116	116	116	116
	H31. 3卒	126	126	124	123	122	122
	R2. 3卒	117	117	118	118	117	117
	R3. 3卒	127	127	127	125	124	124
	R4. 3卒	107	95	95	95	95	95
	R5. 3卒	118	118	118	118	117	117
内 定 者 数	H10. 3卒	111	117	117	118	118	116
	H11. 3卒	115	118	121	123	124	123
	H12. 3卒	97	99	105	108	111	112
	H13. 3卒	103	103	109	115	117	112
	H14. 3卒	76	83	85	86	86	89
	H15. 3卒	73	76	82	84	84	91
	H16. 3卒	72	88	90	93	93	99
	H17. 3卒	96	97	105	103	103	105
	H18. 3卒	113	112	113	113	115	115
	H19. 3卒	107	109	112	112	114	113
	H20. 3卒	105	107	109	109	110	110
	H21. 3卒	95	96	96	97	100	99
	H22. 3卒	109	110	111	113	113	109
	H23. 3卒	107	108	110	110	110	110
	H24. 3卒	116	120	122	122	123	124
	H25. 3卒	111	113	116	116	118	117
	H26. 3卒	117	119	119	119	117	114
	H27. 3卒	131	132	132	132	132	132
	H28. 3卒	118	120	120	120	121	121
	H29. 3卒	120	120	120	121	121	120
	H30. 3卒	115	115	115	115	115	116
	H31. 3卒	125	125	124	123	122	122
	R2. 3卒	113	114	115	117	117	117
	R3. 3卒	120	121	122	122	121	123
	R4. 3卒	100	90	91	92	94	94
	R5. 3卒	109	113	115	116	116	117
内 定 率	H10. 3卒	95.7	99.2	99.2	99.2	99.2	100.0
	H11. 3卒	89.8	92.2	94.5	97.6	100.0	100.0
	H12. 3卒	85.1	86.8	91.3	94.7	98.2	99.1
	H13. 3卒	83.1	84.4	90.8	95.8	96.7	96.6
	H14. 3卒	74.5	84.7	87.6	88.7	88.7	93.7
	H15. 3卒	76.0	79.2	86.3	88.4	88.4	97.8
	H16. 3卒	81.8	86.3	93.8	95.9	95.9	96.1
	H17. 3卒	86.5	89.0	97.2	95.4	95.4	97.2
	H18. 3卒	97.4	97.4	98.3	98.3	100.0	100.0
	H19. 3卒	91.5	93.2	97.4	97.4	99.1	99.1
	H20. 3卒	95.5	95.5	97.3	99.1	100.0	100.0
	H21. 3卒	95.0	97.0	97.0	97.0	100.0	100.0
	H22. 3卒	94.8	94.8	95.7	97.4	98.3	100.0
	H23. 3卒	94.7	96.4	98.2	98.2	99.1	100.0
	H24. 3卒	92.1	95.2	96.8	96.8	99.2	100.0
	H25. 3卒	90.2	91.1	94.3	96.7	99.2	100.0
	H26. 3卒	95.1	96.7	99.2	100.0	100.0	100.0
	H27. 3卒	97.8	99.2	99.2	99.2	99.2	100.0
	H28. 4卒	96.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H29. 3卒	98.4	98.4	98.4	99.2	99.2	99.2
	H30. 3卒	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	100.0
	H31. 3卒	99.2	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0
	R2. 3卒	96.6	97.4	97.5	99.2	100.0	100.0
	R3. 3卒	94.5	95.3	96.1	97.6	97.6	99.2
	R4. 3卒	93.5	94.7	95.8	96.8	98.9	98.9
	R5. 3卒	92.4	95.8	97.5	98.3	99.1	100.0
	前年との増減幅	-1.1	1.1	1.7	1.5	0.2	1.1

宮崎労働局発表
令和5年4月28日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 松澤 良

地方労働衛生専門官 地福 竹志

(直通電話) 0985 (38) 8835

(時間外) 0985 (44) 0641

仕事中の熱中症に注意！

5月からクールワークキャンペーンを実施します！

7月、8月に多発！ こまめな水分補給！

宮崎労働局（局長 ^{さかね}坂根 ^{のぼる}登）は、気温が上昇する5月からクールワークキャンペーンを実施します。

クールワークキャンペーン中は、次の取組などの確実な実施をお願いします。

- ①WBGT 値（※）の測定および低減対策の検討・実施
- ②緊急時の措置の確認や周知
- ③熱中症予防対策についての教育の実施

※WBGT（湿球黒球温度）とは、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算する値

宮崎労働局においては、発生件数の高い建設業、建設現場の交通誘導等を行う警備業、林業等の関係団体及び事業者団体（合計119団体）に対し、3月22日に「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』の取組」について要請を行ったところです。

今後も県内の企業や労働者の方々に熱中症予防対策の徹底を働きかけていきます。

【熱中症発生状況のポイント】（資料1）

- ・宮崎県内における令和4年の熱中症による労働災害（休業災害及び不休災害）は120人で、前年を大幅に上回った（グラフ①）
- ・業種別では、建設業、農林業、製造業で全体の約7割以上を占める（グラフ②）
- ・作業場所別では、屋外で66%、屋内で34%が発生している（グラフ③）
- ・発生時期は7月と8月に多発しており、平成23年と28年に林業で、令和2年に建設業で熱中症による死亡が発生している（グラフ⑤、⑥）
- ・熱中症の療養のために4日以上休業を要する者は16人となり、前年を大幅に上回った（グラフ⑥）
- ・全国においても、令和4年の熱中症による死傷者数（休業4日以上）は大幅に増加している（グラフ⑦）

（裏面に続く）

【宮崎県内の熱中症発生状況】

令和4年に県内で仕事中に熱中症となり医療機関で治療を受けた人の数は120人で、前年の68人を大幅に上回りました。これは、前年（令和3年）に比べ、最高気温が高い日が多かったことが影響しているものと思われます。

業種別では建設業が40人で最も多く、次いで農林業が24人、製造業が20人となっています。

【熱中症による死亡災害】

全国では、例年、20人以上が仕事中に熱中症となり亡くなっており、「休ませ様子を見ていたところ様態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例なども見受けられます。

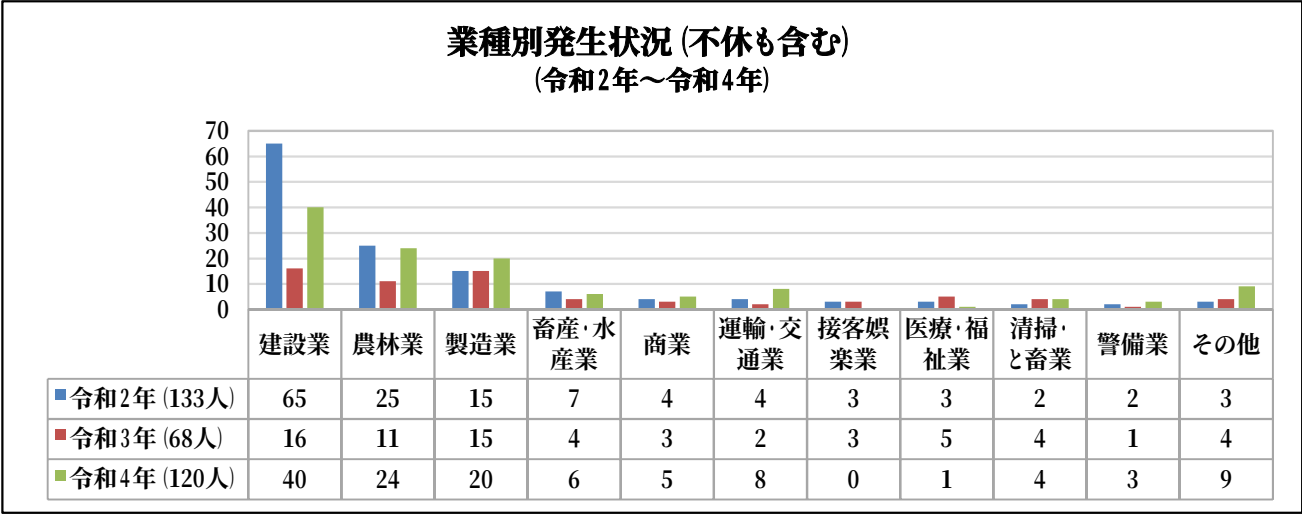
また、県内においても、過去10年間で2名（平成28年に林業、令和2年に建設業）の方が熱中症で亡くなられています。

【添付資料】

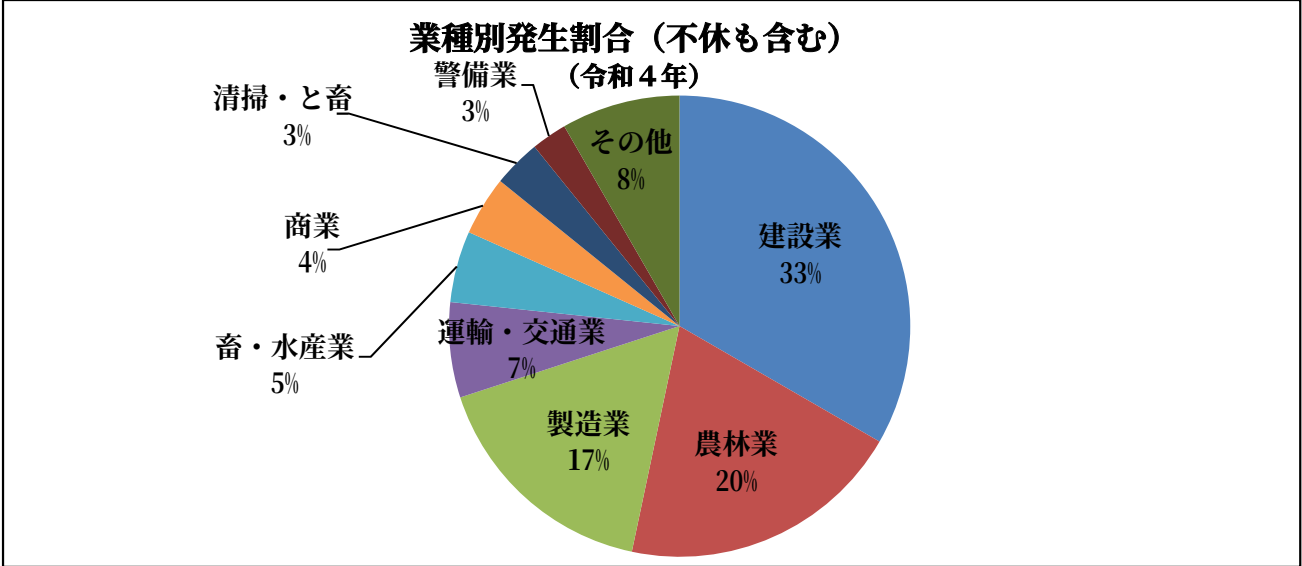
- 資料1 職場における熱中症の発生状況
- 資料2 宮崎県における職場での熱中症による死傷災害の発生状況及び事案の概要（休業4日以上）
- 資料3 宮崎労働局長による要請文書
（令和5年3月22日付け宮崎労発基0322第3）
- 資料4 令和5年「STOP！ クールワークキャンペーン」実施要綱
- 参考資料 リーフレット「STOP！ 熱中症クールワークキャンペーン」

職場における熱中症の発生状況

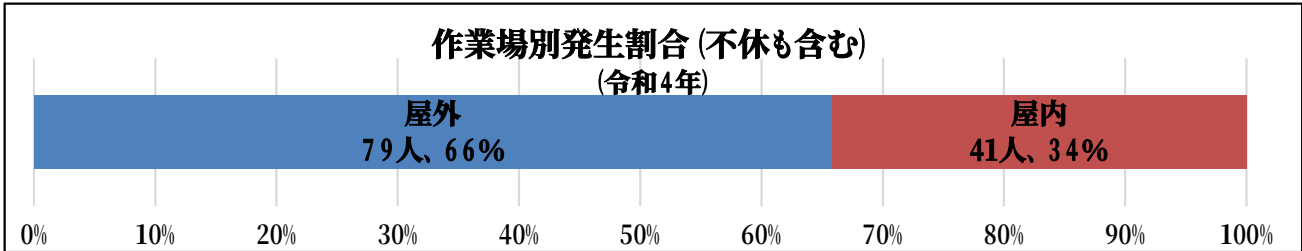
グラフ① 業種別熱中症発生状況 (令和2年～令和4年)



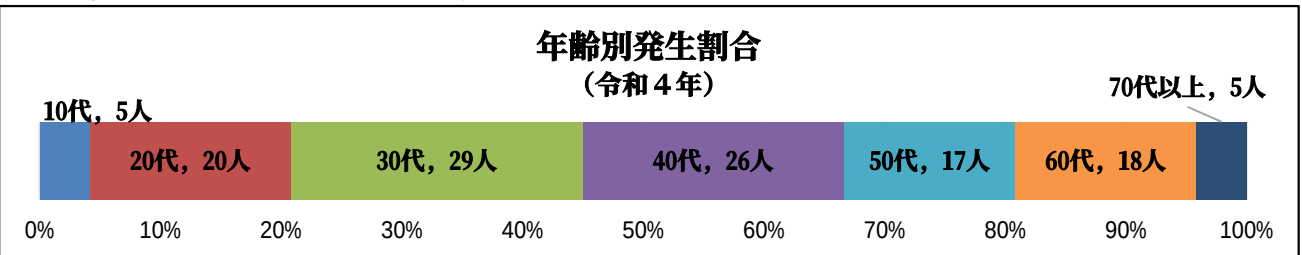
グラフ② 業種別発生割合 (令和4年)



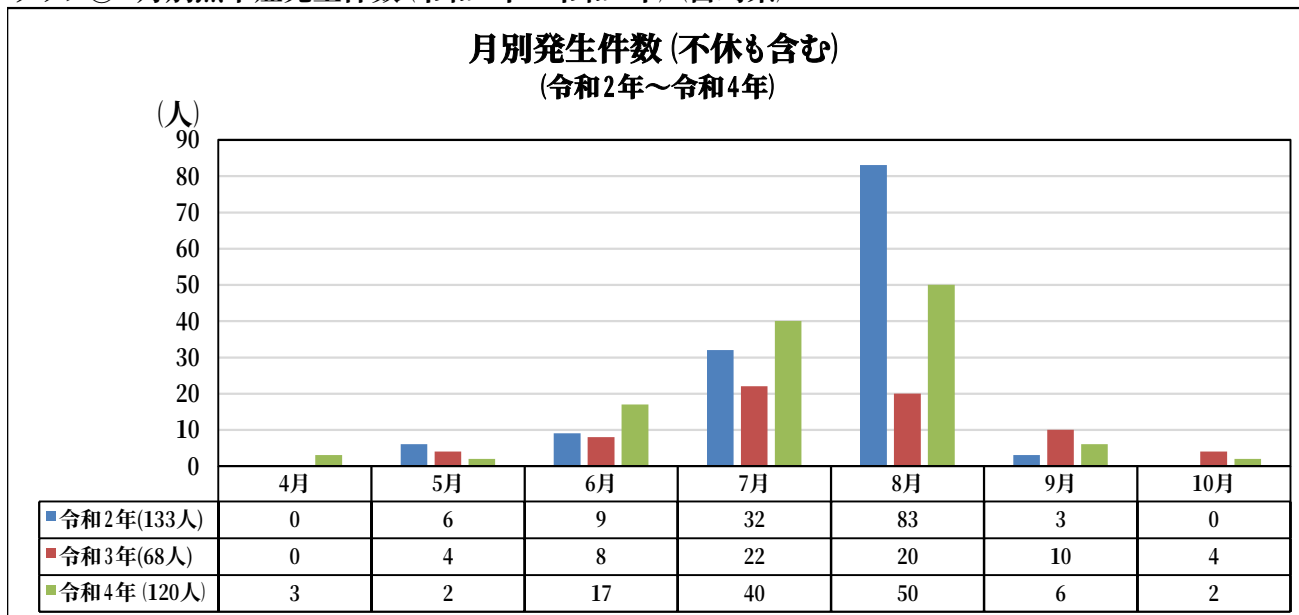
グラフ③ 令和4年作業場別熱中症発生割合 (宮崎県)



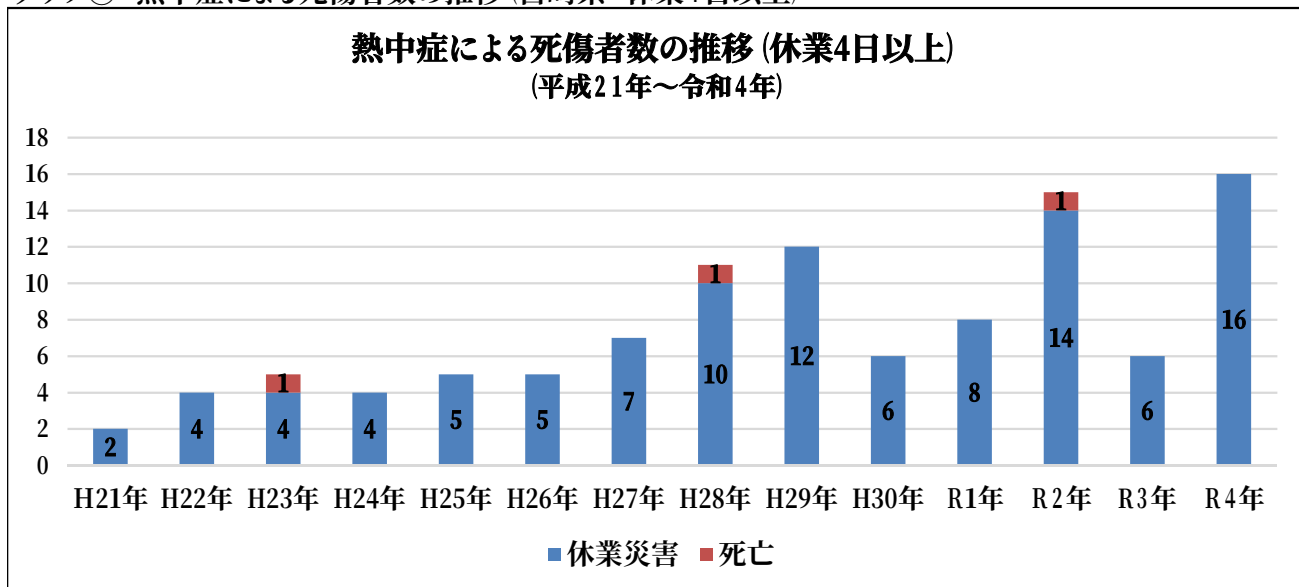
グラフ④ 令和4年年齢別熱中症発生割合 (宮崎県)



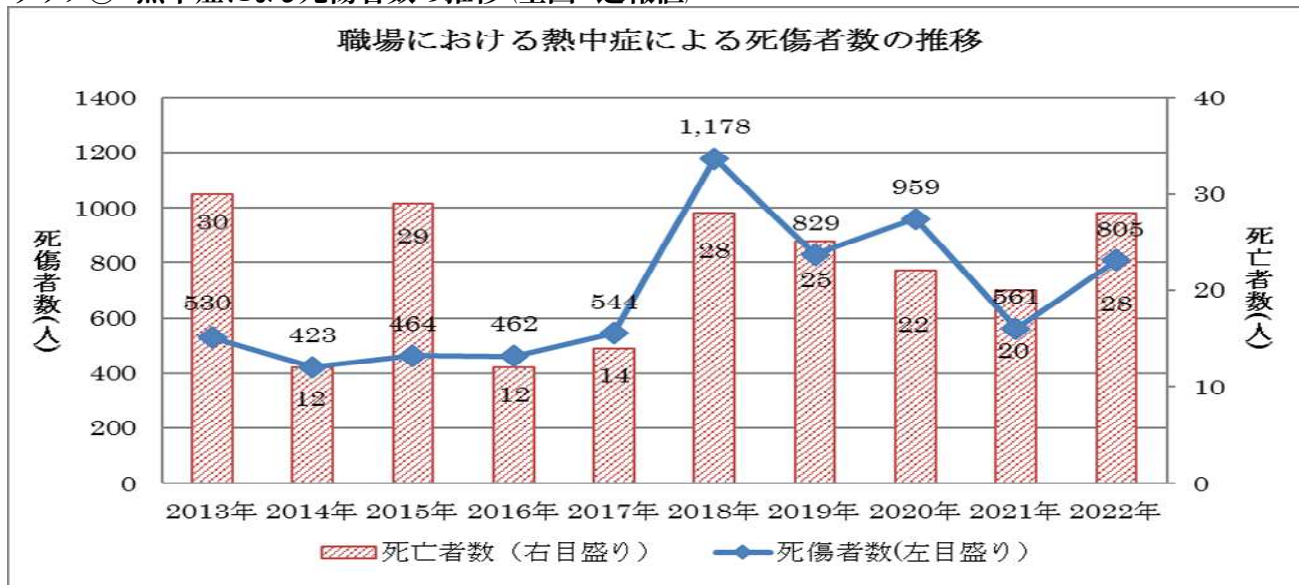
グラフ⑤ 月別熱中症発生件数(令和2年～令和4年)(宮崎県)



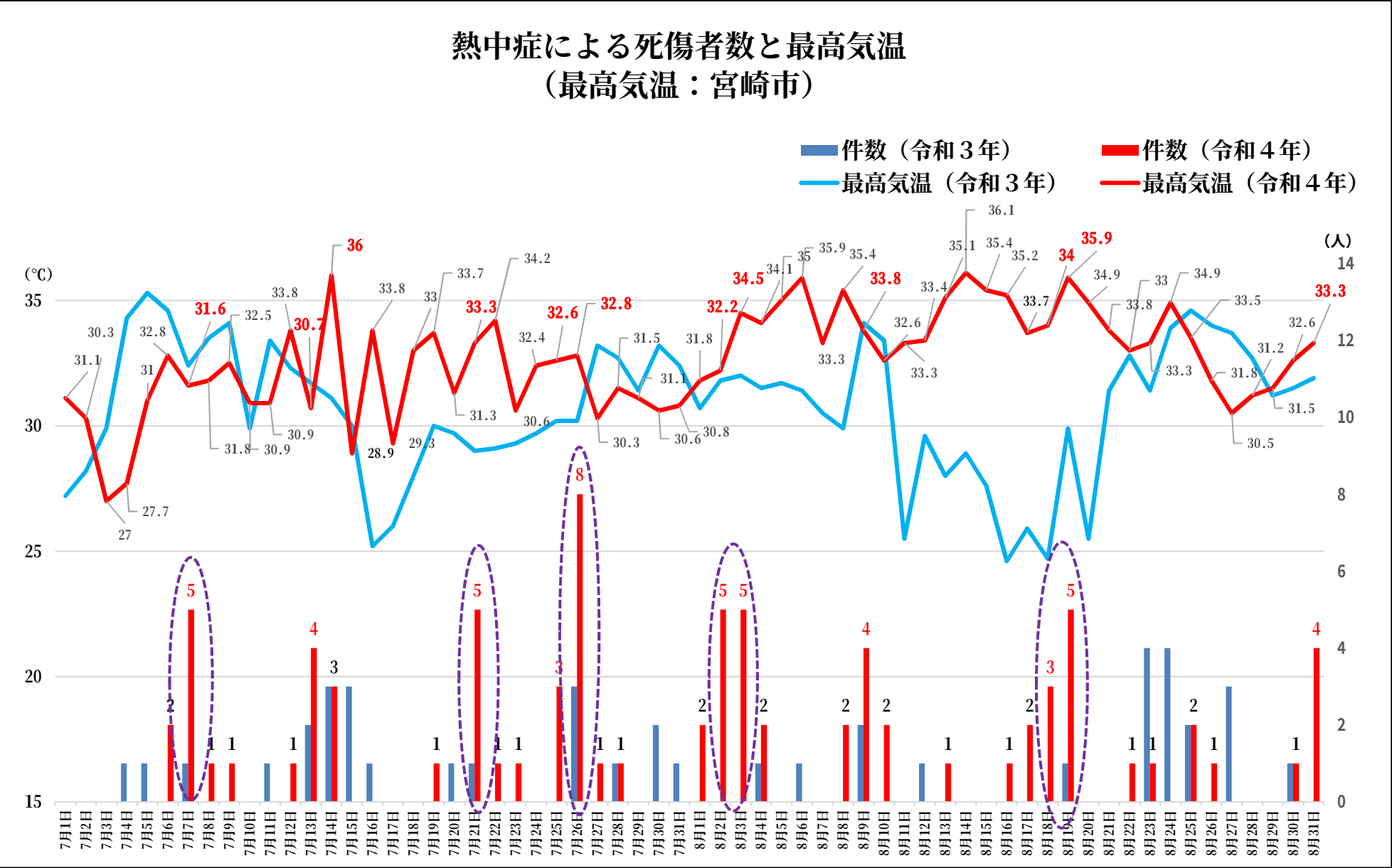
グラフ⑥ 熱中症による死傷者数の推移(宮崎県 休業4日以上)



グラフ⑦ 熱中症による死傷者数の推移(全国 速報値)



グラフ⑧ 発生日別の発生件数と最高気温



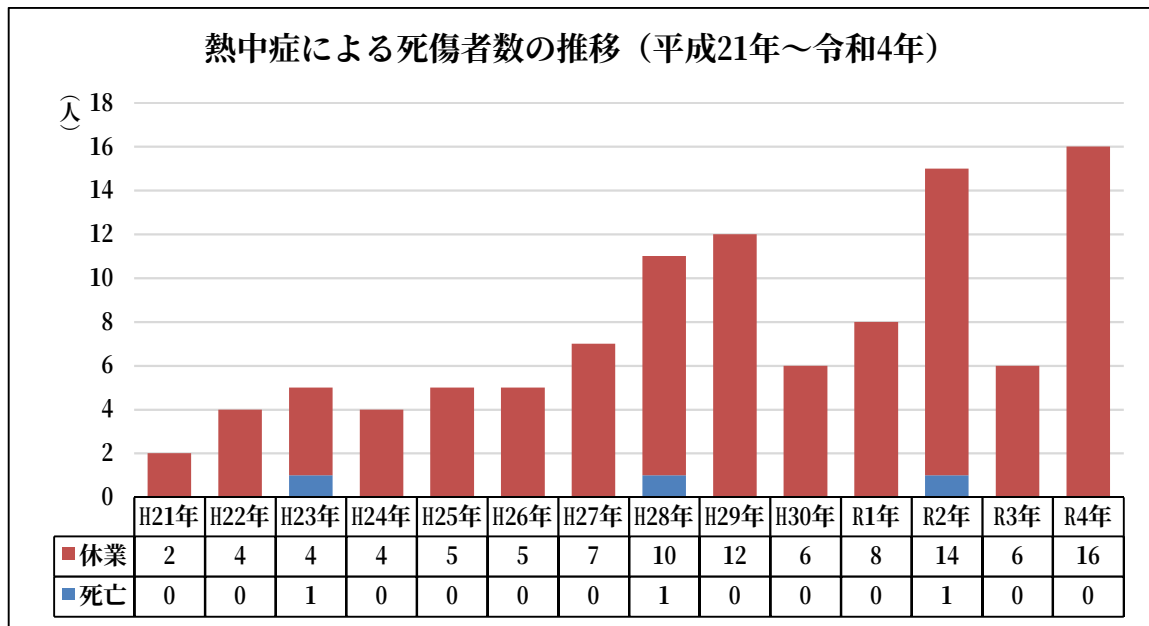
宮崎県内における職場での熱中症による死傷災害の発生状況 (休業4日以上)

1 熱中症による死傷者数の推移（平成21年～令和4年速報値）

職場での熱中症による死傷者数は、平成21年以降の14年間で106人となっており、長期的には増加傾向にある。

令和4年の死傷者数（速報値）は前年を大幅に上回る16人となる見込みである。

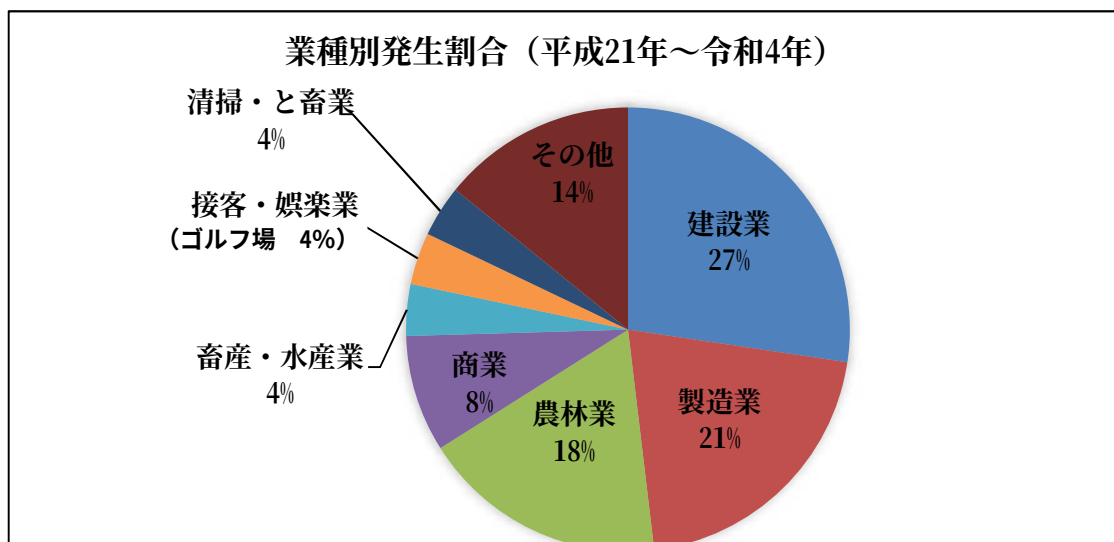
なお、14年間で3人が熱中症で亡くなっている。



2 業種別発生状況（平成21年～令和4年速報値）

平成21年以降（平成21年～令和4年速報値）の業種別の熱中症の発生状況をみると、建設業が29人（27%）で最も多く、次いで製造業が22人（21%）、農林業が19人（18%）と続いており、この3業種で全体の6割以上を占めている。

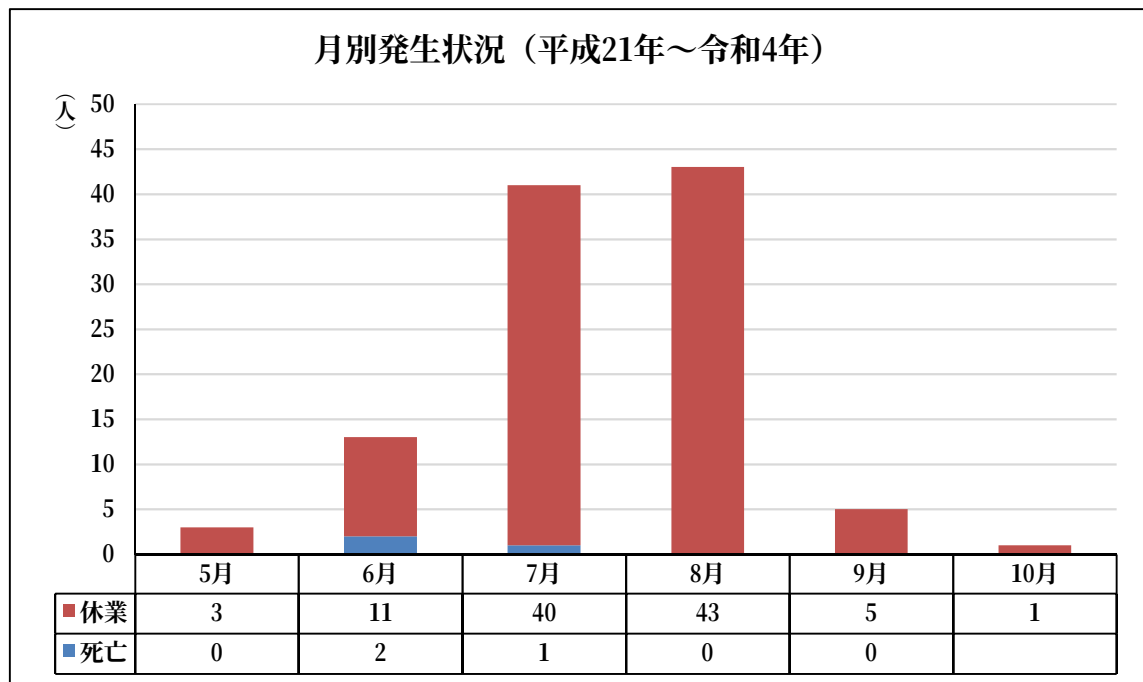
死亡は林業で2人、建設業で1人発生している。



3 月別発生状況（平成 21 年～令和 4 年速報値）

平成 21 年以降（平成 21 年～令和 4 年速報値）の月別発生状況をみると、毎年、梅雨明け・盛夏の時期となる 7・8 月に全体の約 8 割（83 人）が発生している。

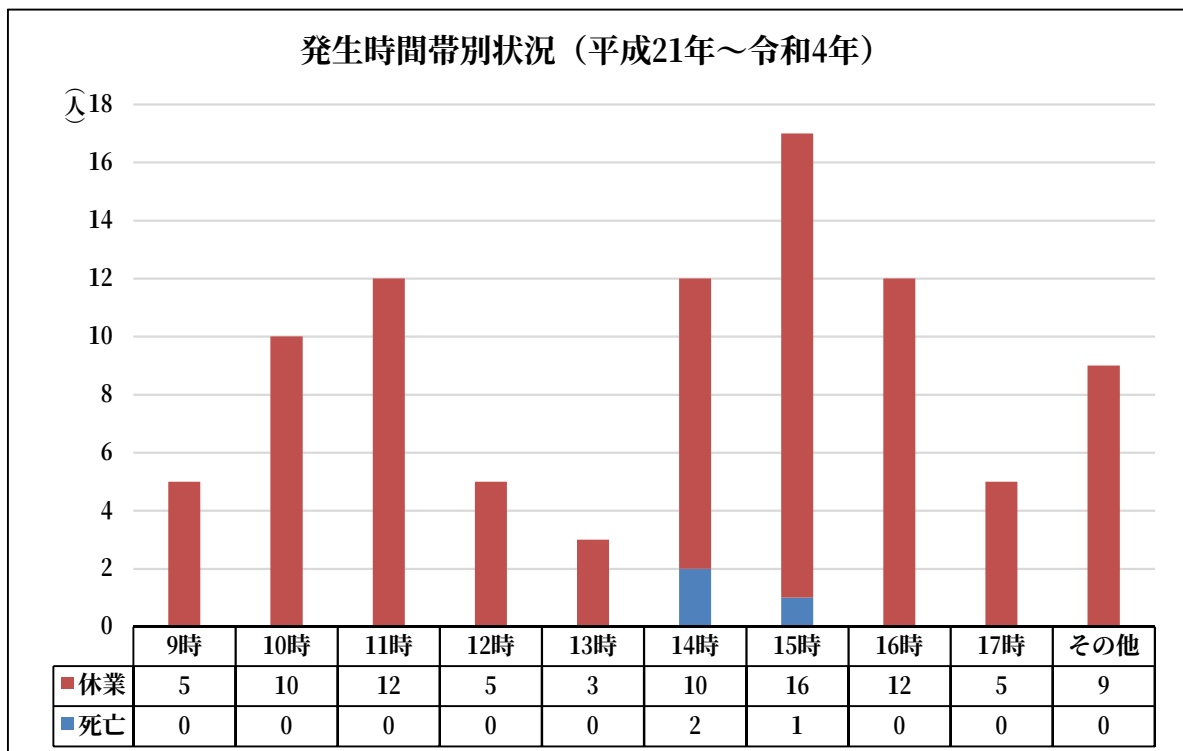
死亡は、6 月に 2 人、7 月に 1 人発生している。



4 時間帯別発生状況（平成 21 年～令和 4 年速報値）

平成 21 年以降（平成 21 年～令和 4 年速報値）の時間帯別発生状況をみると、気温が上昇する 10・11 時台、気温が最も高くなる 14 時から 16 時台が多くなっている。

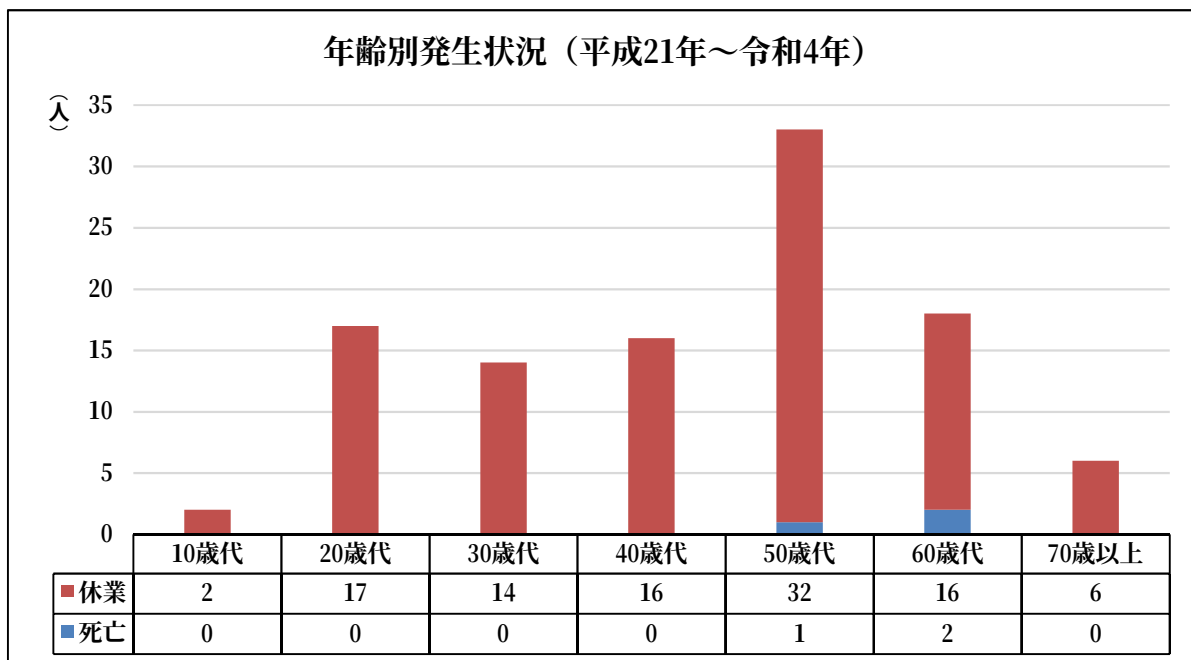
死亡は、14・15 時台に発生している。



5 年齢別発生状況（平成 21 年～令和 4 年速報値）

平成 21 年以降(平成 21 年～令和 4 年速報値)の年齢別発生状況をみると、50 歳代が 33 人で全体の 31%を占めており、次いで 60 歳代、20 歳代、40 歳代、30 歳代となっている。

死亡は、50 歳代が 1 人、60 歳代が 2 人となっている。



※ 統計は労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の数値である。

宮崎県内における職場での熱中症による死傷災害事案の概要
(令和4年、休業4日以上)

番号	年	月	業種	年代	事案の概要
1	R4	6月	建設業 (土木工事業)	30歳代	転落防護柵設置を行う現場において、インパクトによるボルト締付作業中に体調不良となる。(休業60日)
2	R4	6月	製造業 (食料品製造業)	40歳代	午前中から体調が悪かったが、入社直後で言い出せず、そのまま作業を継続、帰宅後の夜中に体調が悪くなり、翌日病院を受診した。(休業14日)
3	R4	6月	その他の事業	70歳代	住宅裏の風通しの悪い場所でガスの配管作業を行っていたところ体調不良により救急搬送された。(休業7日)
4	R4	7月	畜・水産業 (畜産業)	30歳代	午前10時から12時30分まで草刈り作業を行い、その後、事務所に戻りトイレで意識を失い倒れているところを発見された。(休業1ヶ月)
5	R4	7月	製造業 (食料品製造業)	30歳代	乾燥室で乾燥作業を行っていたところ、比較的高温な作業場でなれない作業で時間がかかり、頭痛、吐き気等があったが作業をやめることができず定時まで作業を行った。(休業4日)
6	R4	7月	建設業 (土木工事業)	30歳代	区画線工事を終えて同僚と帰社途中に足がつり動かなくなったため、近くの病院を受診したところ、熱中症と診断された。(休業6日)
7	R4	7月	製造業 (食料品製造業)	40歳代	工場内で製品の箱詰め作業中に暑さで気分が悪くなり、嘔吐し、手足も動かなくなった。(休業4日)
8	R4	8月	通信業	50歳代	二輪車で郵便物の配達作業を行っていたが気分が悪くなり作業を中止して帰社し休養、経口補水薬を摂取するなどしたが、多汗や呼吸困難、手足の痺れなどの症状が出たため救急搬送された。(休業7日)

9	R4	8 月	製造業 (食料品製造業)	50 歳代	洗い場でお湯を使用して鍋などの洗浄作業を行っていたところ気分が悪くなり、冷所で休憩、水分補給を行い改善したため就業時間まで勤務したが、帰宅後に症状が再度出現し、翌日救急搬送された。(休業 5 日)
10	R4	8 月	建設業 (建築工事業)	10 歳代	現場で足場の組立作業を行っていたところ、午後から大量の汗をかいたり、倦怠感があり水分補給や休憩を取りながら就業時間まで勤務し、帰宅後に病院を受診した。(休業 7 日)
11	R4	8 月	その他の事業 (警備業)	50 歳代	交通誘導を午前 8 時から正午まで行い、掛かり付け医に持病の薬をもらいに行った際の検査で重度の脱水症状と診断され、緊急入院した。(休業 14 日)
12	R4	8 月	商業 (小売業)	20 歳代	常温物流センターの仕分け作業を行っていたところ熱中症を発症し救急搬送された。(休業 4 日)
13	R4	8 月	商業 (小売業)	70 歳代	植物売場の作業台で作業中に頭がボーッとし始め、水分補給をしようとバックルームへ向かい作業台に手をついた時に倒れた。(休業 30 日)
14	R4	8 月	農林業 (林業)	20 歳代	伐採現場においてチェーンソーで枝切り作業中に汗をかきぐったりしてその場に倒れこんだ。(休業 7 日)
15	R4	9 月	農林業 (林業)	60 歳代	山林で下刈作業中、刈払機のエンジンがかからない状態となったため、下を向いてエンジン始動を試みていたところ気分が悪くなり手足に痺れを感じた。(休業 7 日)
16	R4	10 月	製造業 (ガラス・同製品製造業)	20 歳代	通常業務終了後、全身がつり始め、家族の送迎で帰宅。翌日も倦怠感が抜けず病院を受診した。(休業 6 日)

宮崎労発基 0322 第 3 号
令和 5 年 3 月 22 日

各 団 体 の 長 殿

宮 崎 労 働 局 長
(公印省略)

令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、別添 1 のとおり、既に令和 5 年 3 月 3 日付け基安発 0303 第 4 号をもって厚生労働省労働基準部安全衛生部長から関係団体をお願い申し上げているところです。

職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係省庁及び関係団体との連携の下、標記キャンペーンを実施するところですので、貴会におかれましてもキャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

別添 2、3 に、県内における熱中症による死傷災害の発生状況を取りまとめているので、御活用下さい。

お問合せ先

宮崎労働局労働基準部健康安全課
電話 0985 - 38 - 8835

令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和 5 年 3 月 3 日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業 4 日以上死傷者 805 人、うち死亡者は 28 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 172 件、製造業 144 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和 5 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、令和 5 年 4 月を準備期間とし、令和 5 年 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

（１）厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

（２）各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

（１）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

（２）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

（１）準備期間中

暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10 の（１）のア）

作業計画の策定等（10 の（１）のイ）

緊急時の対応の事前確認等（10 の（１）のク）

（２）キャンペーン期間中

暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10 の（2）のア及びイ）

作業環境管理（10 の（2）のウ）

作業管理（10 の（2）のエ）

健康管理（10 の（2）のオ）

異常時の措置（10 の（2）のキ）

（3）重点取組期間中

作業環境管理（10 の（3）のア）

作業管理（10 の（3）のイ）

異常時の措置（10 の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表 1）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、

直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表2により衣類の補正をしたもの）は、別紙表1のWBGT基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

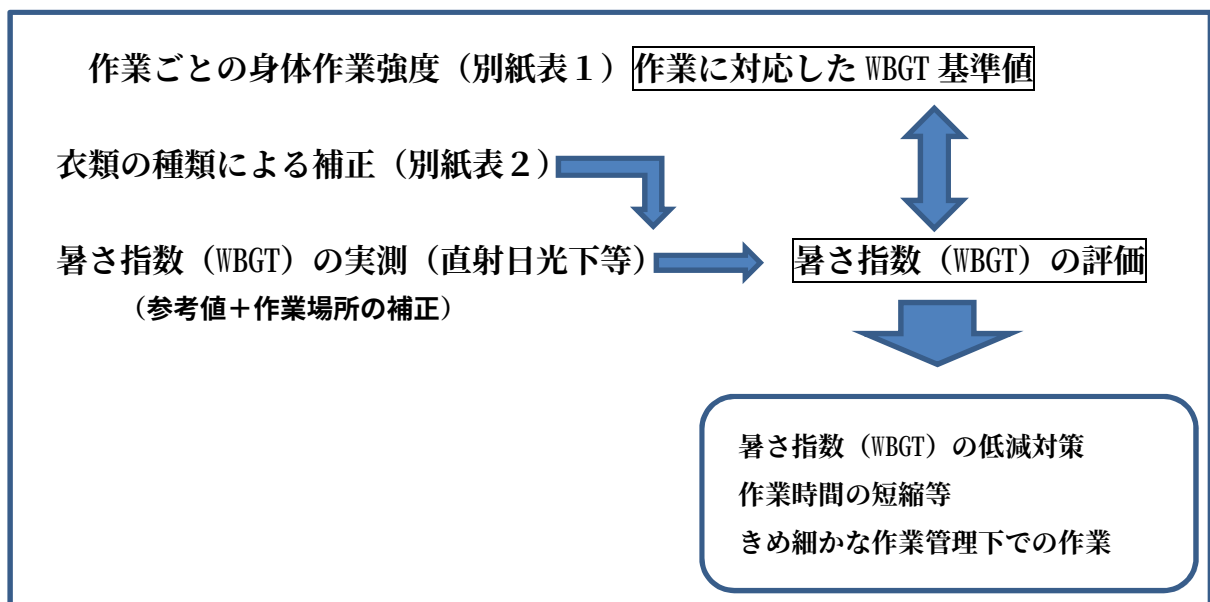


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（1）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（1）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数（WBGT）が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱に順化している状態	夏休み(4日間)				順化の喪失
	1	2	3	4	

暑熱順化ができていない場合には、特に (2) のエの (ア) に留意の上、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数（WBGT）が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の

氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

（ア）健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

（イ）日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

（ウ）労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

（エ）作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

（1）のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な

体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。
- (イ) ウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。
- (オ) 作業場所の暑さ指数 (WBGT) の把握と結果の評価を行うこと。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

- (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数 (WBGT) の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数 (WBGT) に応じた作業の中断等を徹底する。
- (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)；腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。 立位でドリル作業(小さい部品)；フライス盤(小さい部品)；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]；腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの(斧)を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3（参考）休憩時間の目安※：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・ 暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入职者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

宮崎労働局発表
令和5年4月28日

((照会先))
宮崎労働局雇用環境・均等室
室長 渡辺 園子
監理官 三輪 浩史
室長補佐 中山 智子
(電話) 0985(38)8821

報道関係者 各位

「令和5年度 宮崎労働局行政運営方針」を策定

宮崎労働局（局長 坂根 登）は、「令和5年度 宮崎労働局行政運営方針」を策定しました。

働き方改革推進の取組を中心に、均等・基準・安定・総務等の取組を掲げ、地域のニーズを踏まえた効果的・効率的な行政運営に取り組んで参ります。

また、本方針に沿った取組とあわせて、所管する法制度や施策の内容、それらの取組の成果等について地域の皆様にさらにご理解いただけるよう、積極的な情報発信及び広報に努めて参ります。

「宮崎労働局における主な取組」

- ◎最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等
- ◎個人の主体的なキャリア形成の促進
- ◎安心して挑戦できる労働市場の創造
- ◎多様な人材の活躍促進
- ◎多様な選択を力強く支える環境整備
- ◎労働保険適用徴収の適正な運営

〔添付書類〕

- 令和5年度 宮崎労働局行政運営方針
- 令和5年度 労働行政のあらまし



令和 5 年度 宮崎労働局行政運営方針

厚生労働省宮崎労働局

令和5年度 宮崎労働局行政運営方針項目

第1 宮崎県における労働行政を取り巻く情勢	1
第2 新型コロナの雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進	2
第3 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	2
1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	2
（1）最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援	3
（2）最低賃金制度の適切な運営	3
（3）監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底	3
（4）「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導について	3
第4 個人の主体的なキャリア形成の促進	3
1 個人の主体的なキャリア形成の促進	3
（1）地域のニーズに対応した職業訓練の推進等	4
（2）キャリア形成・学び直し支援センターとの連携によるキャリア形成と学び直しの支援	4
（3）デジタル分野における新たなスキル取得による円滑な再就職支援	4
（4）雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援	4
（5）企業における人材育成のための積極的な活用勧奨	5
第5 安心して挑戦できる労働市場の創造	5
1 労働市場の強化・見える化	5
（1）改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底	5
（2）円滑な労働移動に資する情報等の整備	6
2 賃金上昇を伴う労働移動の支援	6
（1）就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の推進	6
（2）地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る都道府県の取組等の支援	7
（3）就職困難者のデジタル分野への労働移動の推進	7
3 継続的なキャリアサポート・就職支援	7
（1）ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援	7
（2）人材確保対策コーナーでの支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進	7
（3）雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援	7
（4）ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援	8
（5）求職者支援制度による再就職支援	8
（6）地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援	8

第6 多様な人材の活躍促進	8
1 男性の育児休業取得・女性活躍等の促進	8
(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援	9
(2) マザーズハローワーク等による子育て中の求職者に対する就職支援	10
(3) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保	10
2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等	11
(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	11
(2) 非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援	11
3 新規学卒者等への就職支援	12
(1) 新規学卒者等への就職支援	12
4 就職氷河期世代の活躍支援	12
(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援	13
(2) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用	13
(3) 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援	13
(4) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援	13
5 高齢者の就労・社会参加の促進	13
(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援	14
(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援	14
(3) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援	14
6 障害者の就労促進	15
(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等	15
(2) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行	15
(3) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援	15
(4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援	16
7 外国人に対する支援	16
(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援	16
(2) 外国人雇用実態調査の実施について	16
(3) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備	16
第7 多様な選択を力強く支える環境整備	17

1	柔軟な働き方がしやすい環境整備	17
(1)	良質なテレワークの導入・定着促進	17
(2)	フリーランスと発注者との契約トラブル等に関する関係省庁と連携した相談支援	17
(3)	副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等	17
(4)	ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進	18
2	安全で健康に働くことができる環境づくり	18
(1)	長時間労働の抑制	19
(2)	労働条件の確保・改善対策	20
(3)	14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	23
(4)	労災保険給付の迅速・適切な処理	25
(5)	総合的なハラスメント対策の推進	26
(6)	職場における感染防止対策等の推進	26
第8	労働保険適用徴収の適正な運営	27
1	労働保険の未手続事業一層対策の推進	27
2	労働保険料等の適正徴収等	27
(1)	収納率の向上	27
(2)	電子申請の利用促進等	27
(3)	口座振替納付の利用促進	27

令和 5 年度宮崎労働局行政運営方針項目

第 1 宮崎県における労働行政を取り巻く情勢

令和 4 年 12 月 1 日現在、宮崎県の人口は約 105 万人であり、平成 8 年の 117 万 7 千人をピークに減少傾向にある。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、令和 12 年に 97 万 7 千人、令和 22 年に 87 万 7 千人程度に減少すると推計されている。

今後、生産年齢人口減少による経済活動の縮小や競争力の低下など、需要と生産両面での悪影響や、医療や福祉をはじめとする公的サービスの低下などにより、地域社会の維持が困難になることが懸念される。こうした懸念に対し、生産性の高い産業や地域に根ざした産業の振興による雇用の創出や学びの場の充実、移住の促進等により、若年人口を中心に社会減を抑制することが重要である。

働き手世代である生産年齢人口の減少は企業にとって経営上の重要課題であり、そのためにも人材確保・定着を目指して多様な人材が、柔軟な働き方を通じて最大限能力を発揮できるように、働きやすい魅力ある職場環境の整備として「働き方改革」が必要である。

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）拡大の影響もあり、十分な活動を行うことができなかった時期もあるが、働き方改革を進める必要がある状況に変わりはなく、引き続き企業収益の拡大が賃金上昇、雇用投資拡大に繋がるよう、みやざき働き方改革推進支援センターの活用や各関係機関との連携を図りながら県内の中小企業の働き方改革の取組を支援しつつ、魅力的な面を積極的に発信する必要がある。

賃金について、令和 3 年の毎月勤労統計基本調査では宮崎県の現金給与総額（規模 5 人以上）は 264,859 円、全国平均は 319,461 円となっている。全国の現金給与総額を昨年と比較すると 3.0%増加しているが、宮崎県でも同様に前年比 3.0%増加となっていることから、全国との差は変わらないものの、宮崎県の現金給与総額は昨年の 45 位から順位を上げ全国 42 位となっている。

その一方で、物価水準（消費者物価地域差指数）は全国平均を 100 として宮崎県が 96.2（令和 3 年小売物価統計調査）と全国で最も低いこと、通勤時間（往復）は 57 分（平成 28 年社会生活基本調査）と九州では最も短いなど魅力的な面もある。

また、宮崎県の有効求人倍率は、バブル景気の期間である平成 2 年 2 月に 1.00 倍と初めて 1 倍台に到り、その後、バブル景気の崩壊やリーマンショックを経て、平成 21 年 5 月及び同年 10 月から 12 月まででは 0.38 倍まで下降するなど、長らく 1 倍台未滿となっていたが、平成 23 年頃から雇用失業情勢の改善がみられ、平成 27 年 2 月に 1.00 倍と再び 1 倍台に回復した。以降、持続的に改善が進んでいく中、平成 30 年 1 月には宮崎県で過去最高の水準となる 1.53 倍まで有効求人倍率が上昇することとなったが、この頃から、建設業や介護産業など一部の産業においては慢性的な人手不足

が生じることとなった。

一方、令和2年に発生した新型コロナの感染拡大により、有効求人倍率は大きく減少（令和2年3月：1.28倍→同4月：1.20倍→同5月：1.12倍）したが、「新たな生活様式」の普及による経済活動の再開とともに、夏頃には下げ止まり傾向となり、10月以降からは緩やかに持ち直していく中で、令和4年9月には1.50倍まで回復、以降、新型コロナの影響が収まらない中にあっても1.4倍台を維持し続けている。

労働災害については、「林業における災害が多い」、「転倒災害が増加している」といった特徴がある。宮崎県は林業が盛んな土地柄、全国的に見ても多くの林業における労働災害が発生しており、平成24年から令和3年までの10年間ににおける労働災害死亡者数が30名と全国でワースト2位となっている。発生の要因としては、基本的な安全管理の取組が今なお徹底されていないことのほか、県内の林業を取り巻く状況として、林業労働者の不足並びに高齢化及び車両系木材伐出機械の急速な導入等があげられる。

また、全産業における事故の型別の発生件数は、「転倒」によるものが年々増加しており、平成28年に328件であったものが、令和3年は417件と大幅に増加している。

転倒災害における業種別の割合は第三次産業が最も多く、特に第三次産業において災害の多くを占める小売業及び社会福祉施設に対し、災害特性に応じた災害防止対策の重点的な取組が必要である。

第2 新型コロナの雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた総合労働行政機関として施策の推進

宮崎労働局（以下「局」という。）では、新型コロナの雇用の影響と現下の経済状況を踏まえた施策を効果的、効率的に進め、県等地方自治体や関係機関・団体とも緊密に連携し地域における総合労働行政機関として機能するために、宮崎労働局長（以下「局長」という。）のリーダーシップの下、管内労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）と一体となって、四行政分野（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）施策を総合的に運営していく。

第3 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

〈課題〉

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すとされており、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠である。

〈取組〉

（１）最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。さらに局が委託して実施する「みやざき働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行う。

あわせて、署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引き上げへの支援等を行う。

（２）最低賃金制度の適切な運営

宮崎県最低賃金は、令和４年１０月６日改定により時間額 853 円となっている。

最低賃金の改定に当たっては、宮崎県の経済動向及び地域の実情（新型コロナウイルスによる影響を含む。）を踏まえつつ、近隣県の審議状況を宮崎地方最低賃金審議会へ情報提供を行い、同審議会の円滑な運営を図る。

最低賃金額の改定等について、労働者及び使用者はもとより県民に対して、幅広い周知が重要であることから、県内すべての地方公共団体の広報誌、ホームページ掲載依頼をはじめとして、使用者団体、労働組合、各種団体等の協力を得て、周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行う。

（３）監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、局による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

（４）「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導について

令和５年４月１日より施行される、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 158 号）により、使用者が労働者に賃金を支払う場合において、通貨のほか、従来から認められていた銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への賃金の振込み等に加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への賃金の資金移動による支払が認められることとなった。そのため、局及び署においても、労働者及び使用者に対し制度の周知を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合は速やかに必要な監督指導等を行う。

第４ 個人の主体的なキャリア形成の促進

１ 個人の主体的なキャリア形成の促進

＜課題＞

産業構造が変化する中、個人がそれぞれの置かれた状況に応じて自律的・主体的にキャリアを形成し、その能力を発揮できるための環境整備が求められている。

その際、「希望する労働者が成長分野に円滑に労働移動するために必要なスキルアップの支援」や「在籍型出向など新たな経験を通じたキャリアアップや能力開発」といった視点を加えていくことが重要である。

＜取組＞

（１）地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

宮崎県との共催による「地域職業能力開発促進協議会」において、①地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定、②訓練修了者や当該修了者を採用した企業のヒアリング等により、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定等を促進する。

特に、令和５年度においては、新たに個別の訓練コースについての訓練効果の把握・検証を実施する。

（２）キャリア形成・学び直し支援センターとの連携によるキャリア形成と学び直しの支援

令和５年度に創設される「キャリア形成・学び直し支援センター」では、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対し、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会の提供等を行う。

（３）デジタル分野における新たなスキル取得による円滑な再就職支援

令和４年６月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」においては、政府の各種施策を通じて２０２６年度（令和８年度）までにデジタル人材を全国で２３０万人確保することとされたところであり、このうち公的職業訓練及び人材開発支援助成金では、それぞれ２０２４年度（令和６年度）に全国においてデジタル分野の受講者数６５，０００人を目指すこととされている。

デジタル分野に係る公的職業訓練については、ＩＴ分野の資格取得を目指す訓練コースについて、訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを引き続き実施することに加えて、ＷＥＢデザイン等の資格取得を目指すコースや、企業実習付きコースへの訓練委託費等の上乗せ措置等により、訓練コースの拡充を図る。

ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨して受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。

また、人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」の高度デジタル人材訓練や「事業展開等リスクリング支援コース」で対象のＤＸに資する訓練の活用勧奨をはじめ、すべてのコースにおいて、デジタル分野における訓練の活用促進を行う。

（４）雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

雇用調整助成金による雇用維持の取組への支援を着実に実施するほか、引き続き不

正受給対策に取り組む。

また、在籍型出向は、労働者の雇用をしっかりと支えつつも、人材の有効な活用を通じて生産性の維持・向上に資するものであり、また、労働者の雇用維持に加えてキャリアアップ・能力開発にも効果があることから、産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）による、在籍型出向により雇用維持に取り組む事業主への支援、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主への支援を実施するとともに、当該助成金の活用に向けた周知広報を公益財団法人産業雇用安定センター等関係機関と連携して実施する。

また、産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）により、事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れと当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保のため、当該助成金の活用促進について、周知広報を効果的に行える適切な機関と連携して実施する。

（５）企業における人材育成のための積極的な活用勧奨

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年 10 月 28 日閣議決定）において人への投資の抜本強化を図ることとしており、一社でも多くの企業や労働者の人材の育成・活性化の支援をするため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクینگ支援コース」の更なる積極的な活用勧奨を図る。

第５ 安心して挑戦できる労働市場の創造

１ 労働市場の強化・見える化

〈課題〉

労働供給制約に起因する人手不足の問題が顕在化しつつある状況の中、人材の有効活用という観点や、個々人がそれぞれの意欲と能力に応じて活躍するという観点からも、円滑な労働移動を可能とする環境整備が重要。その際、労働市場を巡る情報に自由かつ簡便にアクセスできることをはじめ、民間人材サービスも含めた労働市場の機能を強化することにより、個々人の自由な選択を可能とする環境整備がとりわけ重要である。

〈取組〉

（１）改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

令和４年 10 月に施行された改正職業安定法の周知及び指導監督の実施を通じて、適正な運営を確保する。また、労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）の違反を把握し、又はその疑いのある派遣元事業主の指導監督に万全を期し、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保について徹底を図る。

（２）円滑な労働移動に資する情報等の整備

円滑な労働移動を実現するためには、職業情報、職業能力、職場情報などの情報を「見える化」することが重要である。職業情報及び職業能力に関する情報については、「job tag（職業情報提供サイト（日本版Ｏ－ＮＥＴ））」において、職業情報の検索だけでなく、その職業に就くために必要な職業能力、具体的な職業訓練の情報についてもアクセス可能となっているため、これを活用することで職業理解の促進を図る。

また、職業能力の「見える化」の観点から、ジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

特に、令和４年１０月に公開した新たなウェブサイト「マイ・ジョブカード」において、オンライン上でジョブ・カードを作成・管理できるようになったほか、ハローワークインターネットサービスや job tag と連携した情報取得等ができるようになったため、積極的な周知、普及促進を図る。

さらに、企業の勤務実態などの働き方や採用状況に関する職場情報を検索・比較することができる「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」も活用することで、職業相談等の場面において、求職者のニーズ・状況を踏まえたうえで、再就職支援を行う。

２ 賃金上昇を伴う労働移動の支援

〈課題〉

労働移動の円滑化を進めるに当たっては、労働移動に伴う経済的なリスクを可能な限り最小化することが重要。このため、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援などをはじめ、人材の活性化を通じた賃金上昇の好循環の実現を目指した取組を進めることが重要。

〈取組〉

（１）就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の推進

就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者（母子家庭の母や就職氷河期世代の者など）を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行った上で、雇入れの日等から起算して５％以上賃金の引上げを行う事業主に対して高額助成を行うこと等について、求人受理時や各種説明会の機会を捉え事業主へ周知を行う（特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース））。

離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）について、前職よりも５％以上賃金を上昇させた事業主に上乗せ助成を行うとともに、再就職援助計画対象者へのきめ細かな再就職支援や、求人受理時や各種説明会の機会を捉えて助成金の周知広報を実施することにより、賃金上昇を伴う労働移動を推進する。

中途採用の機会拡大を図る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）について、中高齢者を一定以上雇い入れ、前職よりも５％以上賃金を上昇させた事業主に助成を

行うとともに、当該助成金の周知広報について、各地域の商工会議所等）と連携して実施することにより、賃金上昇を伴う労働移動を推進する。

（２）地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る都道府県の取組等の支援

宮崎県や県内の各自治体が地域の課題に対応するため、国の施策と連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進等の取組を一体的に行うことを支援することにより、良質な雇用の実現等を図る。

また、「雇用対策協定」の締結をさらに推進することにより、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、希望する都道府県及び市区町村においては当該団体が行う業務と国が行う無料職業紹介をワンストップで一体的に実施する。

（３）就職困難者のデジタル分野への労働移動の推進

デジタルなどの成長分野への労働移動を進めるため、就職困難者を、デジタルなどの成長分野の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して高額助成を行うこと等について、求人受理時や各種説明会の機会を捉え事業主へ周知を行う。（特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース））。

3 継続的なキャリアサポート・就職支援

<課題>

個々人の主体的なキャリア形成を支える観点からも、労働移動の円滑化を進める観点からも、個々人のニーズに応じた、きめ細かなキャリアサポート・就職支援を継続的に進めていくことが重要。

<取組>

（１）ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

ハローワークにおけるオンライン職業相談の実施、就職支援セミナーのオンライン配信、SNS・HPを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスの向上を図る。同時に、再就職に当たり課題を抱える者等については、ハローワークへの来所を促し、課題解決支援サービスを通じたきめ細かな支援を行い、本人の希望やニーズに応じた再就職の実現を図る。

（２）人材確保対策コーナーでの支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施する。

（３）雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

新型コロナの影響を含めた離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確

保を支援するため、ハローワーク、訓練実施機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援に取り組む。また、介護・障害福祉分野の訓練コースの設定促進のため、訓練内容に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せを実施する。

その他、就職後の職場定着に向けた取組として雇用管理改善に関する事業主への助成等を実施する。

（４）ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制により、①セミナーの受講、応募先企業の選定等今後の活動方法等についての方向付け、②担当する求職者の希望条件を丁寧に把握し、既存の求人の中からその求職者に合った求人を選定、条件に合うものがない場合は、求職者の情報を求人者に提供しつつ個別求人開拓等を実施する。

あわせて、就職活動のプロセスに複数又は深刻な課題を抱える者に対しては、①履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接、②ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成支援等を実施する等体系的かつ計画的な一貫した就職支援を推進する。

（５）求職者支援制度による再就職支援

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進する。

（６）地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等が抱えるそれぞれの課題に応じた手厚い支援により、就労による自立等を促進するため、宮崎市役所、都城市役所、延岡市役所の庁舎内に常設窓口を設置し、その他の地方自治体に対しては福祉事務所等への巡回相談を行うなど、関係機関が一体となって早期かつきめ細かな就労支援を実施する。

第６ 多様な人材の活躍促進

１ 男性の育児休業取得・女性活躍等の促進

〈課題〉

少子高齢化が急速に進展する中で、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要な課題となっている。男性の育児休業取得率は令和３年度において 13.97%（宮崎県の令和３年度の男性の育児休業取得率 16.6%）と近年上昇しているものの、女性と比較すると低い水準であり、令和７年度までに男性の育児休業取得率を 30%とする政府目標の達成に向けて、更なる取組の強化が必要である。このような状況を踏まえ、改正された育

児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）の履行確保等により、仕事と育児・介護の両立支援の取組を促進する必要がある。

また、管理職に占める女性割合は長期的に見て上昇傾向にあるが（課長相当職に占める女性の割合は令和 4 年 13.9%）、国際的に見ると依然その水準は低い。また、男女の賃金の差異についても長期的に縮小傾向にあるが（男性労働者の所定内給与額を 100.0 とした時の女性労働者の所定内給与額の値は令和 4 年 75.7、宮崎県は 74.6）、国際的に見ると我が国の男女の賃金の差異は大きい。こうした状況の中、女性活躍推進をより一層進め、誰もが働きやすい就業環境を整備するため、新たに常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主について男女の賃金の差異の公表が必須項目となった女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保を図るとともに、男女の賃金の差異の情報公表を契機とした女性活躍推進の取組促進等を進める必要がある。

＜取組＞

（１）男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

ア 育児・介護休業法の周知及び履行確保

令和 5 年 4 月 1 日より施行される 1,000 人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、令和 4 年度より施行されている「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図る。

あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

イ 男女とも仕事と育児や介護を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を実施した事業主や育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図る。

さらに、新型コロナの対応として小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別休暇制度及び両立支援制度を導入した事業主への支援を行う。

また、職場環境整備の措置として、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業を取得・職場復帰させた事業主及び新型コロナへの対応として家族の介護を

する労働者に特別休暇を取得させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図る。

ウ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数 101 人以上の義務企業の届出等の徹底を図る。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。

さらに、令和 4 年度に創設された不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図り、認定を希望する事業主に対しては、本省が実施する不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業の「両立支援担当者向け研修会」の活用を勧奨する等の支援を行うとともに、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」、不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する各種助成金等を活用し、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行う。

（２）マザーズハローワーク等による子育て中の求職者に対する就職支援

子育てをしながら就職を希望する求職者を対象としたハローワーク宮崎、延岡、都城に設置している各マザーズコーナーにおいて、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、SNS を利用した各コーナーの情報発信、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型の支援を強化する。また、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進するとともに、オンラインでの就職支援サービスを実施する

（３）女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

令和 4 年 7 月 8 日に施行された女性活躍推進法に基づく改正省令により常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により、着実に履行確保を図る。なお、300 人以下の事業主に対しても情報提供等を行い広く周知を図る。また、男女の賃金の差異は、男女の募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促す。その際、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を勧奨する。あわせて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱いについて、報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図る。

また、妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について、特に非正規雇用労働者や外国人労働者についても正社員と同様にあってはならないことから、事業主に対し関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要

な指導等を行う。

さらに、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置について、新型コロナの感染状況等を踏まえ改正された「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成9年労働省告示第105号）の内容に沿って事業主において適切な措置が講じられるよう周知・指導等を行う。

あわせて、引き続き、新型コロナに関する母性健康管理措置に係る助成金の支給等により、妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得することができる職場環境整備の推進を図る。

2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

〈課題〉

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）が令和3年4月1日より中小企業含め全面適用されており、引き続き雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換を強力に推し進めていく必要がある。また、労働者派遣法の一部改正部分についても令和2年4月1日に施行されており、引き続き、法の履行確保に向けて取り組む必要がある。

無期転換ルールについて、労使双方に対する認知度向上のため、制度の更なる周知が必要である。

〈取組〉

（1）雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

ア パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の推進

パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図る。その際、署と連携し、署から提供された情報に基づき報告徴収を実施し、不合理な待遇差等を確認した場合には、是正指導等を行うほか、望ましい雇用管理の改善等の助言を行う。

イ 同一労働同一賃金の推進

同一労働同一賃金等に取り組む企業の好事例を収集し、「多様な働き方の実現応援サイト」等を通じて、事業主及び労働者等に対し周知等を実施することなどにより、非正規雇用労働者の待遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図る。

ウ 中小企業の取組の支援

「みやざき働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、社会保険労務士等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行う。

（2）非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業へ支援

ア 非正規雇用労働者の処遇改善

非正規雇用労働者の正社員化（多様な正社員を含む）や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行う。

イ 無期転換ルールの円滑な運用

無期転換ルールについて、申込権が発生する契約更新時に労働基準法に基づく労働条件明示の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等が令和6年4月に施行されることをはじめとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知・啓発を図る。

3 新規学卒者等への就職支援

〈課題〉

新規学卒者等の雇用の安定と若者の県内就職割合の向上のため、きめ細かな就労支援や定着支援、職場情報等の見える化を促進していく必要がある。

〈取組〉

（１）新規学卒者等への就職支援

新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置する就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するとともに、就職活動に際して多種多様な困難を抱える者に対して、関係機関と連携した支援を強化する。

高等学校新規卒業予定者の県内就職内定者の割合を高めるために、就職活動を開始する前の時期に県内企業の担当者と接する機会として「応募前ジュニアワークフェア」を開催する。

また、大学生等に対しては県内企業の魅力を発信するため関係自治体と連携し、企業説明会を開催する。

4 就職氷河期世代の活躍支援

〈課題〉

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。そのため、就職氷河期世代の抱える固有の課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、就職氷河期世代の活躍の場をさらに広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立て、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度、6年度の2年間で「第2ステージ」と位置付け、取り組む必要がある。取組に当たっては、みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを通じて、就職説明会などのイベントや各種支援策の周知を地方公共団体や関係団体等地域一体となって進める必要がある。

〈取組〉

（１）ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

ハローワーク宮崎に設置する専門窓口において、専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。また、就職氷河期世代求職者を対象とした求人についても、引き続き確保に向けた取組を推進する。

（２）就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

事業主への助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給により、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進する。

また、就職氷河期世代等の求職者を一定期間試行雇用する事業主に対して助成（トライアル雇用助成金）することにより、その適性や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解を促進し、就職氷河期世代の安定的な就職に向けた支援を実施する。

（３）地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援

就職氷河期世代も含め、就労に当たって課題を有する無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体の労働関係部局等の関係者とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を推進する。

（４）就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組む。

また、就職氷河期世代に対する各種支援策について、SNSやインターネットを活用し、就職氷河期世代本人や、その家族に届くような広報を実施する。

５ 高齢者の就労・社会参加の促進

〈課題〉

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させるためには、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらずその能力・経験を十分に発揮し、活躍できる社会を実現することが重要である。このため、事業主において65歳までの雇用確保措置が確実に講じられるよう取り組むことが必要である。また、令和2年に改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。令和3年4月1日施行。）により努力義務となった、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置を導入している県内企業の割合は33.2%（令和4年6月1日現在）であり、全国割合27.9%を上回っているところであるが、導入する企業の更なる

拡大を目指し、事業主の取組の促進を図ることが重要である。さらに、高齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援や、65 歳を超えても働くことを希望する高年齢求職者に対する再就職支援等が必要である。

〈取組〉

（１）70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60 歳から 64 歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援（高年齢労働者処遇改善促進助成金）を行う。

また、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高障求機構」という。）において実施している 65 歳超雇用推進助成金や 70 歳雇用推進プランナー等による支援が必要と判断される事業主を把握した場合には、高障求機構宮崎県支部へ支援を要請する等、効果的な連携を行う。

（２）ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

65 歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク宮崎、延岡、日向、都城及び高鍋に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行うとともに、公益財団法人産業雇用安定センターにおいて実施している、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」についての周知を図る等、効果的な連携を行う。

（３）高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

6 障害者の就労促進

〈課題〉

令和 4 年 12 月の臨時国会において、多様な就労ニーズへの対応や、雇用の質の向上等を図る観点から、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の改正案を含む法律（以下、「改正障害者雇用促進法」という。）が成立し、令和 5 年 4 月以降随時施行されるところであり、その施行を着実に図ることが必要である。また、令和 5 年 4 月からの法定雇用率が 2.7%（公務部門 3.0%）とされ、令和 6 年 4 月 2.5%（同 2.8%）、令和 8 年 7 月から 2.7%（同 3.0%）に段階的に引き上げられるとともに

に、令和7年4月の除外率が10ポイント引き下げが予定される中、障害者の雇入れ支援等の強化が必要である。

県内の民間企業の雇用障害者数は年々増加し法定雇用率2.3%を達成している企業割合は63.0%と全国割合48.3%を大きく上回っている。しかし、中小企業においては障害者雇用の経験やノウハウが不足していることから支援の充実が必要である。

〈取組〉

（１）中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

令和5年4月からの新たな法定雇用率が2.7%とされ、今後、その段階的な引き上げや、除外率が10ポイント引き下げられる予定である。このような中、特に除外率設定業種において不足数が大幅に増加する企業が生じるなど、雇用率未達成企業の増加が見込まれるため、これらの企業に対して、障害者の業務の選定に関する助言等の雇入れ支援を積極的に行ない、早期対応を促進する。あわせて、特に障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとして、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図る。

局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターについては、障害者の就労支援における雇用施策と福祉施策を繋ぐ機能を有しており、その役割は一層重要になっていることから、支援に係るコーディネートをより適切かつ効果的に実施するため、障害者就業・生活支援センターが行うネットワーク機能の強化を図る。

（２）改正障害者雇用促進法の円滑な施行

改正障害者雇用促進法により、①事業主の責務を明確化すること（職業能力の開発及び向上に関する措置の追加）、②LLP（有限責任事業組合）を事業協同組合等の算定特例の対象にすること等が、令和5年4月に施行される予定である。

特に、①について、法改正の趣旨を踏まえ、事業主がキャリア形成の支援を含む適正な雇用管理に一層取り組むよう、雇用の質の向上に向けた事業主への助言・指導を積極的に行う。

（３）精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進し、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施する。

また、障害者の職業訓練については、都道府県等において、障害者職業能力開発校における職業訓練や障害者委託訓練等を実施しており、局及びハローワークにおいては、公共職業訓練の活用による障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、都道府県等と連携のうえ、障害者の職業訓練の周知や受講勧奨等を実施する。

周知等に当たっては、（２）①の法改正の趣旨を踏まえ、障害者の雇用後の能力開発及び向上に向けて、局及びハローワークにおいて都道府県等が実施する在職者訓練の

活用を促す。

（４）公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

（１）と同様に、令和５年４月からの新たな法定雇用率が３．０％と段階的に引き上げられるとともに、令和７年４月に除外率が１０ポイント引き下げられる予定である。公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、局及びハローワークから啓発・助言等を行う。また、雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、局及びハローワークにおいて、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

７ 外国人に対する支援

＜課題＞

宮崎県における外国人労働者数は、新型コロナの影響を受けて、減少に転じていたが、水際対策が緩和され、令和４年度公表値（令和４年１０月末現在）は５,６１６人と前年同期比で３８０人、７．３％の増加となり、過去最高となった。

こうした中で、外国人労働者が安心して働き、その能力を十分に発揮する環境を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。

また、外国人を雇用する県内の事業所数も増加傾向にあり、１,２５２か所（令和４年１０月末現在）と過去最高となっている。外国人労働者を雇用する企業に対して、雇用の管理の助言・指導や、雇用維持のための相談支援がより一層重要となる。

＜取組＞

（１）外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施する。

また、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着のための雇用管理改善に取り組む事業主に対して、その経費の一部について助成（人材確保等支援助成金）を行う。

（２）外国人雇用実態調査の実施について

外国人労働者の雇用管理の実態、労働移動の実態を適切に把握するため、外国人労働者を雇用する事業所及び雇用されている労働者を対象に令和５年度から新設する外国人雇用実態調査について、秋頃の調査実施を予定しているため、外国人労働者問題啓発月間や外国人雇用管理セミナー、雇用管理指導の場等を活用し、広く周知を図るとともに、調査への協力依頼を行う。

（３）外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

本省が設置している１３言語に及ぶ外国人労働者向け相談ダイヤルを県内において

広く周知し活用を推進していくとともに、本省等から提供される外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等効果的な安全衛生教育の実施を促進することにより、労働災害防止対策を推進する。

第7 多様な選択を力強く支える環境整備

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

<課題>

ウィズコロナ・ポストコロナの「新しい働き方」としてテレワークが広がっており、情報通信技術を活用した働き方として、雇用に限らず、フリーランスや、副業・兼業での働き方が広がる可能性がある。このため、このような働き方がしやすい環境を整備する必要がある。

<取組>

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

テレワークについて、適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、テレワークの導入や働き方の見直しについて相談があった企業等に対し、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）活用の双方についてワンストップで相談できる窓口を設置しているテレワーク相談センターの紹介や、同センターで開催するセミナーの周知を図る。

また、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行うとともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を中小企業事業主に最大限活用していただくよう、周知を図っていく。

(2) フリーランスと発注者との契約トラブル等に関する関係省庁と連携した相談支援

フリーランスの方から発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応する。

また、総合労働相談コーナーにおいては、同ガイドラインを踏まえ、適切に相談対応を行うとともに、相談内容から労働基準法等の法律に違反する疑いがある場合は、局又は署の担当部署と調整の上、担当部署に取次ぎを行う。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう、労働者自身が副業・兼業先を含む労働時間や健康状態を管理できるアプリ（マルチジョブ健康管理ツール）の周知を行う。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等について、分かりやすい解説パンフレットや事例集等を

活用した周知等を行う。

(4) ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

選択的週休3日制度も含め、働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行う。

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

〈課題〉

宮崎県における労働時間の現状として、総労働時間について令和2年の毎月勤労統計基本調査では、1,757時間、所定外労働時間は109時間となっている。総労働時間は5年連続減少しているものの、全国平均より72時間長くなっている。また、年次有給休暇の取得状況については、宮崎県の調査では令和元年は54.5%であり、前年よりも5.8ポイント上昇しているが、厚生労働省発表の全国平均56.3%より1.8ポイント下回っている。こうした現状を踏まえ、中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行い、働き方改革を実現することができるよう、引き続き中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援を推進することが重要である。

また、多様な働き方が広がる中、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、最低基準である労働基準法等の履行確保を図ることに加え、労使の自主的な取組を促進させることが重要である。

加えて、勤務間インターバル制度は、労働者の健康の維持・向上とワーク・ライフ・バランスの確保に資することを踏まえ、その導入の必要性や効果を周知する取組が必要である。

さらに、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画（以下、「14次防」という。）が策定されたところであり、同計画にも定められている自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発や、労働者の作業行動に起因する労働災害、高年齢労働者等の労働災害及び業種別の労働災害防止対策を推進するとともに、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や労働者の健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止対策等にも取り組んでいく必要がある。

労災保険給付の状況については、近年、新規受給者数が増加傾向にあることに加え、過労死等事案、石綿関連事案に係る労災請求件数も増加傾向にある。さらに、新型コロナに係る労災保険給付への対応も求められている。このような状況の中で、被災労働者の迅速な保護を図るために、迅速かつ公正な事務処理に努める必要がある。

職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つける、あってはならないことであり、働く人の能力の発揮の妨げになる。このため、職場におけるハラスメント対策

を総合的に推進する必要がある。

また、新型コロナの職場における感染防止対策に取り組む必要がある。

〈取組〉

（１）長時間労働の抑制

ア 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

「みやざき働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行う。また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

すべての署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、平成 31 年 4 月 1 日から順次施行された改正労働基準法等の周知や、テレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細かな相談・支援等を行う。

イ 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援

令和 6 年 4 月から時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、自動車運転者、建設業等についても、上限規制が適用されることとなる。

医師については、宮崎県医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、医療機関への適切な支援を行うとともに、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対し、懇切丁寧な対応を行う。

自動車運送業については、令和 6 年 4 月から適用される改正後の改善基準告示について労働時間等説明会等においても丁寧に周知を行うとともに、労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。特にトラック運送業については、局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての署による要請と、その改善に向けた局による働きかけを行う。また、「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の教示等を行い、必要に応じて利用勧奨を行う。

建設業については、建設労働者の処遇改善のための建設キャリアアップシステム等の普及を推進するなど、長時間労働の抑制、人材確保対策の推進等に向けた支援を行う。また、全国センターに、建設業への専門的な支援を行う特別相談窓口を新たに設置するため、必要に応じて、窓口の教示等を行う。

また、これら適用猶予事業・業種に対しては、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金（働き方改革推進支援助成金）の活用を促進し、支援

を行う。

ウ 勤務間インターバル制度の導入促進

勤務間インターバル制度の導入促進に当たっては、企業等に対し、導入の効果や導入フローを分かりやすく説明することが重要である。

このため、企業等への説明会（ワークショップを含む）の際には、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載されている専門家によるアーカイブ動画や導入マニュアルを活用し、事例に即した説明を行うなど、丁寧な対応を行う。

これに加え、中小企業が活用できる働き方改革推進支援助成金を活用して、長時間労働が懸念される企業等への導入促進を図る。

エ 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施する。

また、過労死等の防止のための対策については、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）並びに同法に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について」（令和3年7月30日付基発0730第1号）により、労働行政機関等における対策とともに、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進する。

オ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、引き続き、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努める。

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる場合には、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報する。

カ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

年次有給休暇の取得促進に向けて、宮崎県とコラボした局作成のポスター・リーフレットを活用し、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、例年10月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

（2）労働条件の確保・改善対策

ア 新型コロナの影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施

新型コロナの影響による大量整理解雇等に関する情報収集及び関係部局間での情報共有に努め、関係部局と連携を図り、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施する。

また、新型コロナの影響による企業活動の縮小等に伴う相談がなされた場合には、「新型コロナに関するQ & A」や各種支援策のパンフレット等を活用し、適切に対応する。

さらに、新型コロナの影響による企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用する。

イ 法定労働条件の確保等

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であり、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

さらに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導する。

加えて、平日夜間、土日・祝日に実施している「労働条件相談ほっとライン」に寄せられた情報や、インターネット情報監視により収集された情報に基づき、必要に応じて監督指導を実施する。さらに、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、同ポータルサイトで案内している高校生・大学生等に対する労働法教育に係るセミナーや、高校・大学の教員等に対する労働法の教え方に関するセミナー及び指導者用資料について周知を行う。

ウ 裁量労働制の適正な運用

引き続き、現行の裁量労働制について、不適正な運用の疑いがある事業場に対する監督指導などを実施する。また、令和4年度の労働政策審議会労働条件分会会の議論に基づき改正される省令等が令和6年4月に施行されることを踏まえ、裁量労働制導入事業場の認知及び理解の状況を踏まえ、別途指示するところにより、今後作成するパンフレット等を活用して改正内容について周知を行う。

エ 労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する省令改正が令和6年4月に施行されることをはじめとする、労働契約関係の明確化のための制度見直し等について周知・啓発を図る。

オ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者及び介護労働者の法定労働条件を確保するため、関係機関とも連携し、労働基準関係法令の周知等を図るとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対する監督指導などを実施する。

特に外国人労働者、自動車運転者及び障害者である労働者については、以下の重点的な取組を行う。

(ア) 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度を確実に運用する。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、「人身取引取締りマニュアル」を参考にしつつ、外国人技能実習機構との合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施し、労働基準関係法令違反が認められ、悪質性が認められるもの等については、司法処分を含め厳正に対処する。

(イ) 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する確に監督指導を実施するなどの対応を行う。また、地方運輸機関と連携し、相互通報制度を確実に運用するとともに、地方運輸機関と協議の上、合同監督・監査を行う。

加えて、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等について、徹底を図る。

(ウ) 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関との連携を深め、積極的な情報の共有を行うとともに、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図る。

カ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期するため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

キ 各種権限の公正かつ斉一的な行使の徹底

地方労働基準監察監督官制度の的確な運用等により、行政指導の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、監督権限をはじめとする各種権限の公正かつ斉一的な行使を確保する。

また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主にその内容や是正

の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなど、丁寧かつ具体的に対応する。特に、中小企業の事業場への監督指導に当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態その他の事情を十分に聴いた上で、その事情を踏まえて丁寧に対応する。

ク 社会保険労務士制度の適切な運営

社会保険労務士の不正事案を把握した場合には、懲戒処分 of 適正かつ厳格な実施のため、関係者に対し事実関係の聴取を確実に実施すること等により適切な調査を実施する。

(3) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

ア 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、加えて安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることも、積極的に周知啓発を図っていく。

さらに、発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないことや安全衛生対策経費の確保の必要性について周知を図るとともに、機会を捉え、消費者・サービス利用者に対しても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解を促す。

イ 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

中高年齢の女性をはじめとして発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）への対策については、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図る。

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

また、本省等から提供される、技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等効果的な安全衛生教育の実施を促進することにより、外国人労働者の労働災害防止対策を推進するとともに、障害のある労働者の安全衛生対策に係る事例等を周知することにより、障害のある

労働者の安全衛生対策を促進する。

エ 個人事業業者等に対する安全衛生対策の推進

令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されるため、事業場に対して指導、周知・啓発を図る。

オ 業種別の労働災害防止対策の推進

林業については、「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」や「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、県内における林業の死亡労働災害の発生が多いことから、11月に「林業労働災害防止強調運動」を展開するなど、関係行政機関及び林業関係団体と連携しながら、林業における労働災害防止対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則や関係ガイドラインの改正等について指導、周知を図るとともに、引き続き、建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。

陸上貨物運送事業については、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を最大積載量2トン以上にまで拡大すること、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の義務化などを内容とする改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「改正労働安全衛生規則」という。）等について指導、周知を図る。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図る。

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進する。

カ 労働者の健康確保対策の推進

（ア）メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行う。

また、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針※）」に基づく事業場における健康保持増進の取組を促進するため、取組方法や好事例を示した手引きや事業者が医療保険者と連携して実施したコラボヘルスの取組

に要した費用の一部を補助するエイジフレンドリー補助金の周知を行う。この際、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者は、当該記録の写しを医療保険者に提供する必要があることについてもあわせて周知を行う。（※トータル・ヘルスプロモーション・プラン（Total Health promotion Plan））

（イ）産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、（独）労働者健康安全機構による団体経由産業保健活動推進助成金等について利用勧奨を行う。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、引き続き、ガイドライン等の周知啓発を行うとともに、局に設置する「地域両立支援推進チーム」で策定した計画も踏まえて、両立支援に係る関係者（宮崎県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、産保センター、大学病院等）の取組を相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図る。

また、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進する。このため、地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、（独）労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図る。

キ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため引き続き周知を図るとともに、SDS（Safety Data Sheet）（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。

労働者の化学物質のばく露防止に向け、呼吸用保護具の適正な使用が重要であることから、フィットテストの円滑な導入に向け補助金制度の活用を含めた周知を行う。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、令和2年7月に改正された石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図る。

さらに、建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、懇切丁寧な相談

支援を行う。

(4) 労災保険給付の迅速・適切な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進する。

また、業務に起因して新型コロナに感染したものであると認められる場合には、その罹患後症状も含め、労災保険給付の対象となること等について周知を行う。

さらに、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。

また、労災保険の特別加入については、令和4年4月よりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を、令和4年7月より歯科技工士を対象業種として追加したところであり、引き続き、適正な運用を行う。

(5) 総合的なハラスメント対策の推進

ア 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により引き続き、法の履行確保を図る。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、本省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用を促すための周知を行う。

イ 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図る。また、取り組み事例集を活用し、企業の取組を促す。

学生等に対しては、大学等への出前講座等の機会を活用して積極的に周知に努め、相談先等を記載したリーフレットを活用し、学生等が一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求める。

ウ 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進

職場におけるハラスメントの撲滅に向け、例年12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施する。また、カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促す。

(6) 職場における感染防止対策等の推進

局に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」

における事業者や労働者からの職場での新型コロナウイルス感染拡大防止に係る相談に対して丁寧な対応を行うとともに、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナの拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策について、取組を推進する。

第8 労働保険適用徴収の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和3年度から労働保険適用促進3か年計画（第10次）に基づき未手続事業一掃に取り組んできたところであるが、計画最終年度となる令和5年度も重点把握業種を飲食業、建設業及び理美容業として、効果的に一掃対策を推進する。

2 労働保険料等の適正徴収等

（1）収納率の向上

収納率の向上を目指し、納付督促、滞納整理等について計画的に実施する。特に高額滞納事業場及び複数年度にわたり滞納している事業場等の重点事業主に対しては、十分に検討を行った上、差押等を含めた強制措置について積極的に実施する。

（2）電子申請の利用促進等

事業主の行政手続コスト削減等のため、電子申請利用促進を図ることとし、労働保険徴収室内に電子申請体験コーナーを常設するとともに、宮崎地区の年度更新集合受付会場に電子申請体験コーナーを設置し、体験を契機としてその後の継続的な電子申請に繋がるよう、利用勧奨を行う。

また、事業主や利用機会が多い社会保険労務士会等に対して、電子申請のメリットについても積極的に周知を図る。

（3）口座振替納付の利用促進

口座振替による納付が、事業主の利便性の向上、収納率向上及び徴収事務の効率化に有効であるため、事業主、労働保険事務組合及び関係団体に対して、口座振替納付のメリットについて積極的に周知を図る。

令和5年度 労働行政のあらまし

かえるつちやが！働き方



鬼の洗濯岩



厚生労働省 宮崎労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

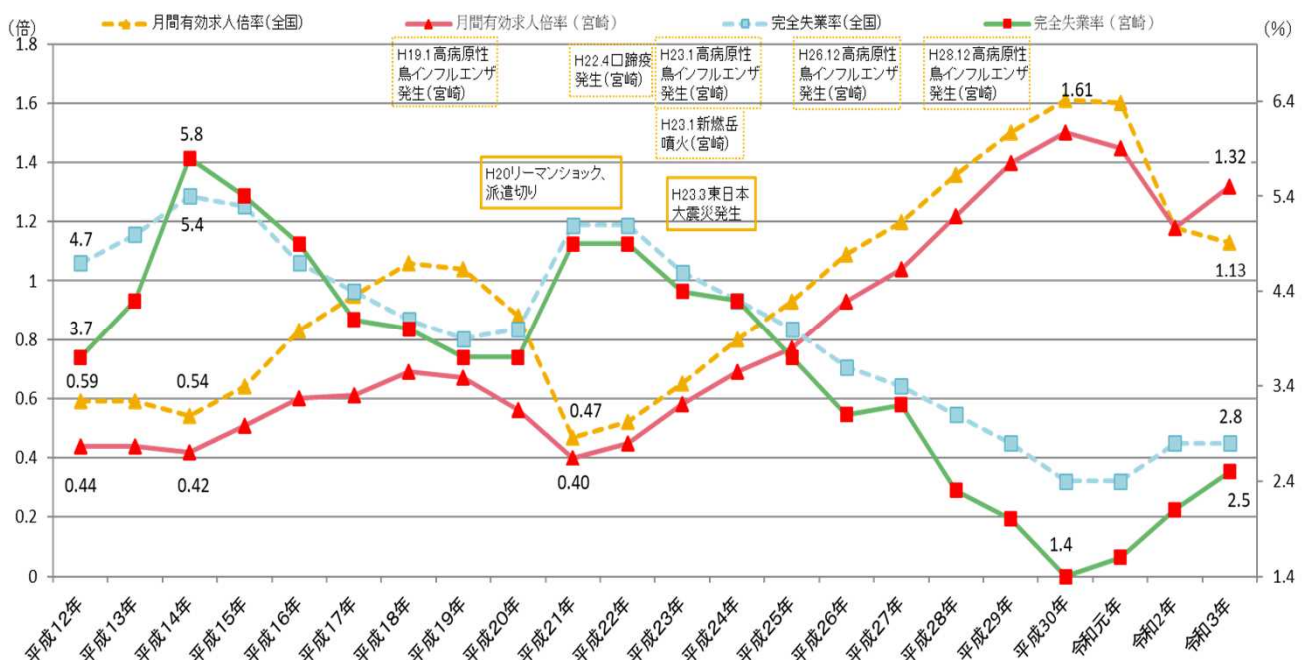
C O N T E N T S

第 1	宮崎県における労働行政を取り巻く情勢	3
第 2	総合労働行政機関としての政策の推進	4
第 3	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	4
第 4	個人の主体的なキャリア形成の促進	5
第 5	安心して挑戦できる労働市場の創造	6
第 6	多様な人材の活躍促進	8
第 7	多様な選択を力強く支える環境整備	11
第 8	労働保険適用徴収業務の適正な運営	15
第 9	巻末 宮崎労働局の組織	16

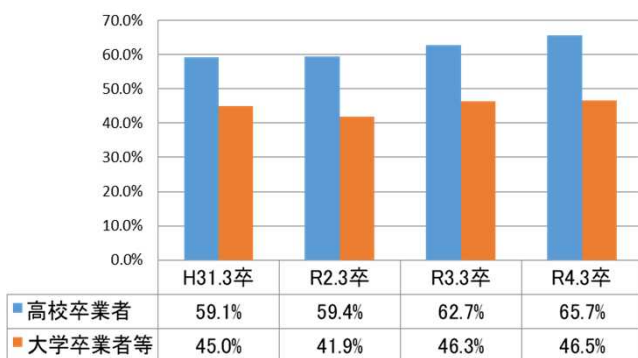
第1 宮崎県における労働行政を取り巻く情勢

本県の人口は、平成8年をピークに減少傾向にあります。生産性の高い産業や地域に根ざした産業の振興による雇用の創出や学びの場の充実、移住の促進等により、若年人口を中心に社会減を抑制することが重要です。そのためには、県内企業が魅力ある職場づくりを目指して、働き方改革や雇用管理改善を促進することにより、雇用機会を着実に確保していく必要があります。

宮崎の「現下の雇用情勢」（完全失業率と有効求人倍率の動向）

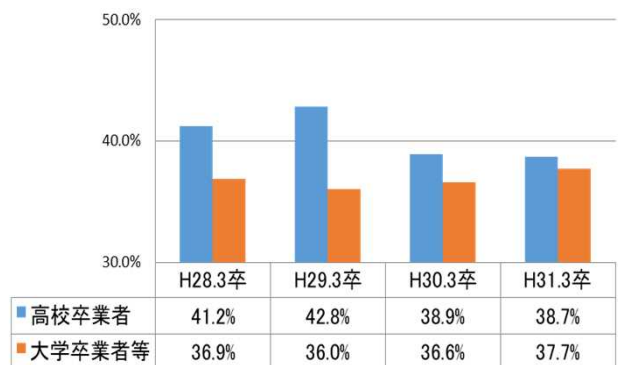


県内内定率



(宮崎労働局調べ)

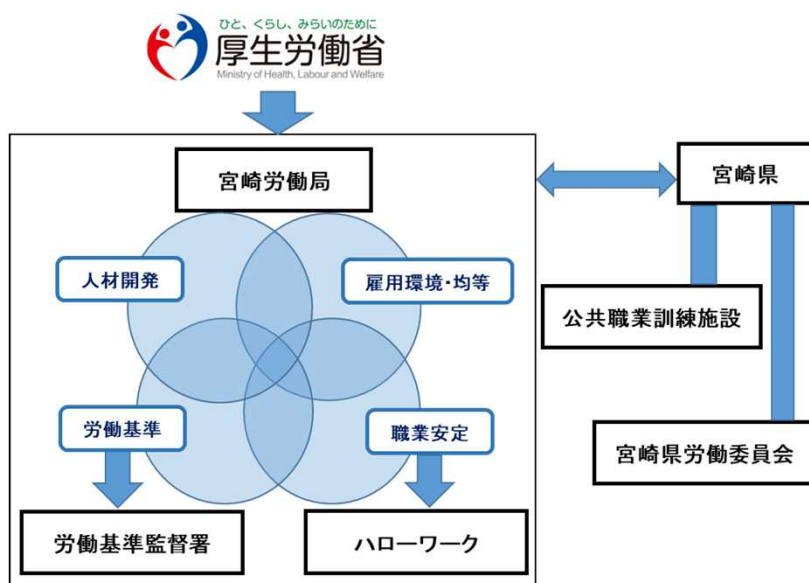
卒業後3年以内の離職率



(厚生労働省集計)

第2 総合労働行政機関としての政策の推進

宮崎労働局では、長時間労働を是正し多様で柔軟な働き方の実現を目指す「働き方改革」など複数行政分野にまたがる施策を効果的、効率的に進め、地域における総合労働行政機関として機能するため、局長のリーダーシップの下、県内の労働基準監督署・ハローワークと一体となり、4行政分野（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）施策を総合的に運営していきます。



第3 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

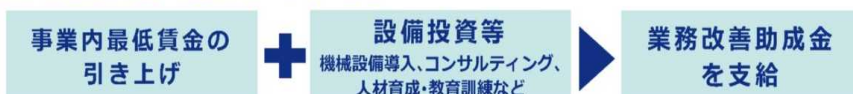
（1）最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援します。

業務改善助成金（通常コース）とは

※申請期限：令和5年3月31日
（事業完了期限：令和5年3月31日）

助成率



870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

☆最低賃金制度の適切な運営

宮崎県最低賃金は、令和4年10月6日から時間額853円に改定されました。

また、最低賃金の履行確保に向けて、監督指導等を行います。

宮崎県最低賃金の改定状況の推移	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
最低賃金額	762円	790円	793円	821円	853円
対前年度引上率	3.39%	3.67%	0.38%	3.53%	3.90%
対前年度引上額	25円	28円	3円	28円	32円



第4 個人の主体的なキャリア形成の促進

個人の主体的なキャリア形成の促進

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

宮崎県との共催による「地域職業能力開発促進協議会」において、地域のニーズに対応した職業訓練コースを協議し、協議内容を踏まえて計画を策定します。

ハロートレーニングの令和5年度計画（案）

●離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

宮崎県

分野		全体 計画数	公共職業訓練 (都道府県)		公共職業 訓練	求職者 支援訓練
			施設内	委託	(高齢・障害・ 求職者雇用 支援機構)	
		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練 (離職者向け) + 求職者支援訓練 (実践コース)	IT分野	118		43		75
	営業・販売・事務分野	720		560		160
	医療事務分野	127		75		52
	介護・医療・福祉分野	332		185		147
	農業分野	15				15
	旅行・観光分野	15				15
	デザイン分野	180		40		140
	製造分野	294	20		274	
	建設関連分野	310	20		290	
	理容・美容関連分野	0				
その他分野	281		13	136	132	
求職者支援訓練（基礎コース）		490				490
合計		2,882	40	916	700	1,226
(参考) デジタル分野		298		83		215

※「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。



令和4年度第2回
宮崎県地域職業能力開発促進協議会 (R5. 2)



(2) デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨して受講につなげるとともに、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

(3) 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

雇用維持の取り組みを行う事業主に対し、雇用調整助成金による支援を実施します。
また、在籍型出向制度を活用し、労働者の雇用維持、キャリアアップ・能力開発への取り組みを行う事業主に対して、産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース・スキルアップ支援コース）による支援を実施します。

在籍型出向等支援については、県内の経済・労働者団体、関係行政機関等で構成される「宮崎県在籍型出向等支援協議会」にて各機関の周知広報等の取り組み、好事例や実際に出向を実施した事業所へのアンケート結果等について共有を図ります。

■産業雇用安定助成金申請状況 (R5. 1月末)

【計画届受理状況】

【企業規模別(人)】

出向 労働者数	出向元 事業所数	出向先 事業所数	出向元 出向先	中小企業
103 人	13 所	15 所	大企業	3 人
			中小企業	100 人



第3回宮崎県在籍型出向支援等地域協議会
(R5. 2オンライン開催)

第5 安心して挑戦できる労働市場の創造

1 労働市場の強化・見える化

(1) 改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

宮崎県内の派遣元事業者146、職業紹介事業者151の事業者等（R5.1月末時点）を中心に、労働者派遣法及び職業安定法の適正な運営の確保を図るため、指導監督に万全を期します。

また、事業者自らが適正な運営の確保を図る上で、法の理解促進に資するよう各種セミナーを実施いたします。



(2) 円滑な労働移動に資する情報等の整備

職業情報、職業能力、職場情報等の各種の情報サイトを周知し、積極的に活用することで情報を「見える化」し、職業理解の促進を図り、円滑な再就職支援を行います。



2 賃金上昇を伴う労働移動の支援

(1) 就職困難者の賃上げを伴う労働移動及びデジタル分野への円滑な移動等の推進

就職困難者の賃上げを伴う労働移動やデジタル分野への労働移動を推進するための助成金（特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース））の他、離職を余儀なくされた者の賃上げを伴う早期再就職を支援する助成金（労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース））について、各種説明会等の機会を捉え事業主へ周知を行います。



助成金説明会（R4.11）

(2) 地域の課題に対応し良質な雇用の実現を図る都道府県等の取組等の支援

宮崎県や県内の各自治体が地域の課題に対応するために、国と連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進を一体的に行うことを支援し、良質な雇用の実現を図ります。



小林市と労働局との雇用対策協定運営議会（R5.2）

3 継続的なキャリアサポート・就職支援

(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

ハローワークにおけるオンライン職業相談及びオンラインによる就職支援セミナー配信、SNSを活用した幅広い情報発信等、オンラインサービスの向上を図ります。



宮崎労働局
職業安定部



(2) 人材確保対策コーナーでの支援

人材確保支援の強化を目的にハローワーク宮崎に設置している「人材確保対策コーナー」において、人手不足が顕著となっている福祉・保育・建設・警備・運輸分野の重点的なマッチングやセミナー開催による支援を行います。



人材確保支援セミナー（令和4年度 10回開催）

(3) 雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

介護・障害福祉分野の人材確保を支援するため、ハローワークにおいて、介護分野の魅力発信を目的としたセミナーの実施や、訓練機関及び福祉人材センターと連携し、介護分野の訓練受講勧奨や就職面談会等の開催によるマッチング支援を行います。



就職面談会（R4. 11）

(4) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

就職支援ナビゲーターが、担当者制により、応募先企業の選定等今後の活動方法等についての方角付けや応募書類の個別添削、模擬面接の実施、その他セミナーを開催するなど、非正規雇用労働者等の早期再就職の支援を行います。



就職活動支援セミナー（R4. 11）

第6 多様な人材の活躍促進

1 男性の育児休業取得・女性活躍の促進

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



(1) 男性の育児休業取得に係る環境整備

令和5年4月に施行された1,000人超の企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化等の法の着実な履行確保を図るとともに、令和4年度より施行されている「産後パパ育休」のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を実施した事業主等に対する両立支援助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、各企業の実態に即した計画の策定を支援し、101人以上企業の届出の徹底を図ります。

あわせて、「くるみん」等の認定制度を広く周知し、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



(2) 女性活躍の促進

男女の賃金の差異については、男女の募集・採用、配置・昇進、教育訓練等の男女差の結果として現れるものであることから、令和4年7月8日より女性活躍推進法に基づく省令改正により義務化された301人以上の事業主の男女の賃金の差異の情報公表の着実な履行確保を図るとともに、300人以下の事業主に対しても情報提供等を広く周知を図り、男女賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及び一層の女性の活躍に向けた取組を促します。

2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

(1) パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の推進

パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施し、法の着実な履行確保を図ります。その際、監督署と連携し、署から提供された情報に基づき報告徴収を実施し、不合理な待遇差等を確認した場合には、是正指導を行うほか、望ましい雇用管理の改善等の助言を行います。

(2) 同一労働同一賃金の推進

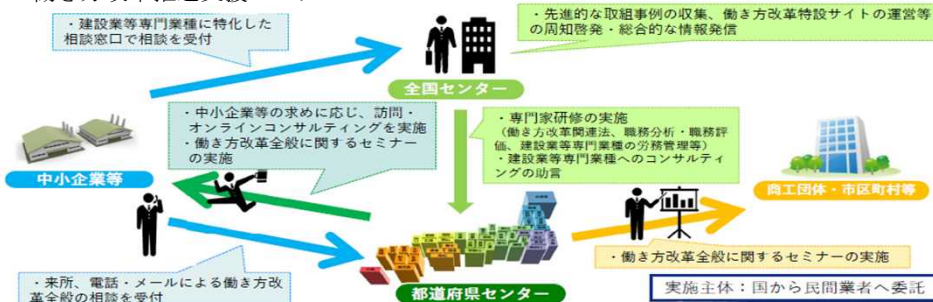
同一労働同一賃金に取り組む企業の好事例を収集し「多様な働き方の実現応援サイト」等を通じて、事業主及び労働者等に対し周知を実施することなどにより、非正規雇用労働者の待遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図ります。



(3) 中小企業の取組の支援

「みやざき働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口で社労士等の専門家による業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。

＜働き方改革推進支援センター＞



3 新規学卒者等への就職支援

宮崎県内の新規学校卒業者のうち、就職希望者はほぼ全員が就職していますが（R4.3高卒99.2%、大学等卒97.1%）、県内企業に就職する割合は非常に低い水準となっています。

宮崎労働局では、県や学校関係者と連携し、在学中の早い段階から企業ガイダンス等を開催し、県内企業の魅力を伝えるなど情報発信に取り組んでいます。特に高校生については、就職活動を開始する直前に「応募前ジュニアワークフェア」を県や県教育委員会等と協力して開催し、県内企業の情報に触れる機会を設けており、これらの取組により県内就職率は徐々に改善しており、引き続き県外への人材流出防止を図ります。

また、宮崎に魅力ある企業を増やす取組として、ユースエールなどの優良企業の証である認定の取得を県内企業に促すとともに、優良企業の認定を受けた企業の情報を若者や学校関係者に対する積極的に周知を行います。

応募前ジュニアワークフェアの様子



column ユースエール認定企業って何？

「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良である企業を厚生労働大臣が認定した企業です。



4 就職氷河期世代の活躍支援

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴奏型支援

ハローワーク宮崎に設置する専門窓口において、専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、職業相談、必要な能力開発施策へのあっせん、就職後の定着支援など計画的かつ総合的な支援を図ります。



(2) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

事業主への（特定求職者雇用開発助成金）の支給により、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進します。

(3) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援

行政機関、経済団体などから構成されるプラットフォーム会議を年2回開催し、就職氷河期世代支援に関する各機関の取組みの情報共有や意見交換を行い、就職氷河期世代の正社員化等の支援に取り組みます。



第2回プラットフォーム会議（R4.12オンライン開催）

5 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの「高年齢者就業確保措置」実施企業は、令和4年6月1日時点で県全体の33.2%（全国平均27.9%）となり、生涯現役社会の実現に向け着実に前進しています。今後も就業機会確保に取り組む企業の更なる拡大を目指すとともに、事業所への相談・助言や各種助成金の周知を関係機関と連携して実施します。

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などによるマッチング支援

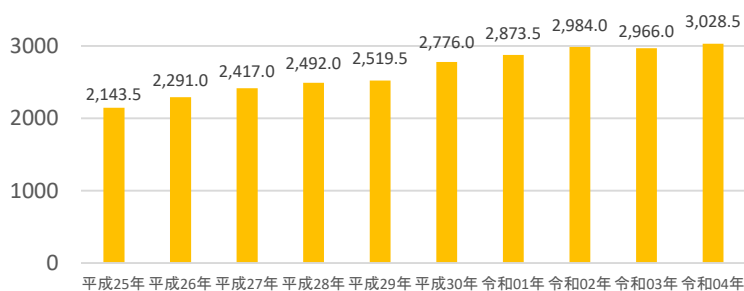
宮崎、延岡、日向、都城及び高鍋のハローワークに設置している専門窓口（生涯現役支援窓口）における支援チームによる効果的なマッチング支援をはじめ、各ハローワークでは、65歳を超えて働くことができる求人の開拓や、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介などを実施し、就職支援に取り組めます。

6 障害者の就労促進

宮崎県における法定雇用率達成企業の割合は63.0%（全国5位・全国平均48.3%）と、全国的にみて高い水準で障害者雇用の取組が進んでいます。

障害者雇用促進法の改正により新たな法定雇用率が設定され、令和8年7月までに2.7%（公的機関3.0%）へと段階的に引き上げられることから、雇用率未達成企業等の増加が見込まれることを踏まえ、雇入れ支援を積極的に行います。併せて、障害者雇用に関する取組を行う中小事業主への認定制度「もにす」の取得促進を図ります。

宮崎県の民間企業における障害者の雇用状況



「もにす」認定とは「障害者雇用促進法」に基づき、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。

企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて共に進む（**もにす**）という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。



7 外国人に対する支援

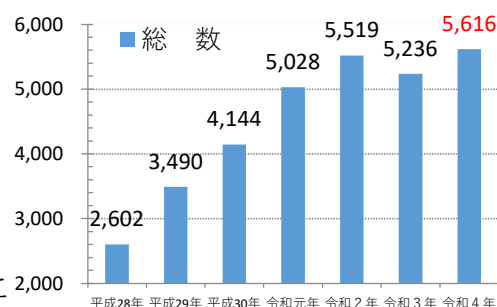
(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

令和4年10月末時点で県内の外国人労働者数は5,616人となり、過去最高を更新しました。外国人労働者がますます身近な存在となる中、管内における外国人雇用の状況を正確に把握し、適切な雇用管理が図られるよう助言・指導を行います。

(2) 外国人雇用実態調査の実施

外国人労働者の雇用管理や労働移動の実態を適切に把握するため、外国人労働者を雇用する事業所、及び雇用されている外国人労働者を対象とした「外国人雇用実態調査」を実施します。

外国人労働者数の推移



第7 多様な選択を力強く支える環境整備

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

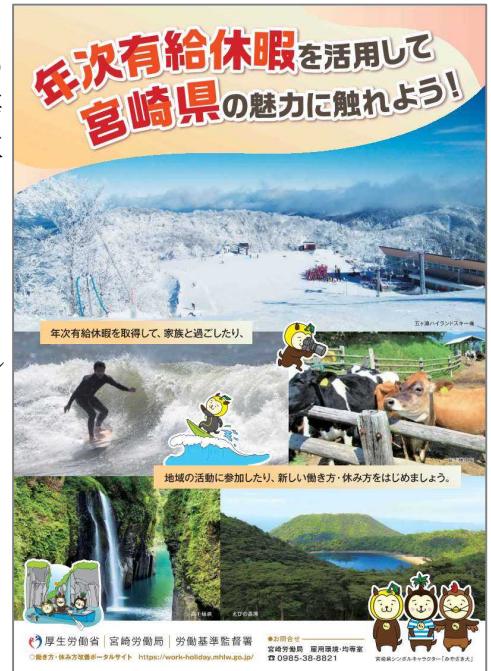
「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行うとともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を中小企業事業主に活用していただくよう、周知を図っていきます。

(2) フリーランスと発注者との契約トラブル等に関する関係省庁と連携した相談支援

ガイドラインを踏まえ、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

(3) ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

選択的週休3日制度も含め、働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行います。



2 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

☆長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えている事業場及び長時間にわたる過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

過労死等防止啓発月間（11月）※ 全国一律

- 過重労働解消キャンペーンの実施をします。
 - ・ 使用者団体・労働組合への協力要請
 - ・ 過重労働のおそれのある事業場への重点監督
 - ・ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問
- 国民に向けた周知・啓発を行います。
 - ・ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（11/22宮日会館）
 - ・ ポスターの掲示やリーフレットの配布



過労死等防止対策推進シンポジウムの様子

労働条件通知書交付推進キャンペーン（３月～４月）※ 宮崎独自

- 労働相談がこの10年で2倍となり年間１万件超
 - 労働条件の周知が不十分であることも要因です。
 - 労働基準法において、労働条件通知書を交付すること等による労働条件の明示が義務付けられていることを広く周知することが必要です。
- 労働者の新規採用が多くなる３月～４月に実施します。
 - ・ 労働局、監督署、安定所においてリーフレット配布、ポスター掲示、のぼり旗設置
 - ・ 自治体、業界団体等への周知協力依頼等を行います。



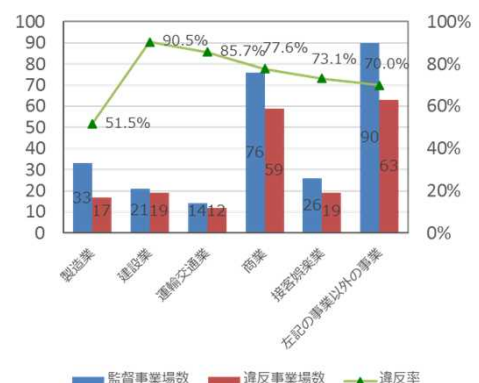
労働局入口に設置しているのぼり旗

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和３年度）

○監督指導を260件行った結果、違反事業場数189件（違反率72.7%）

【内訳】※産業別は右グラフのとおり

- ・ 違法な時間外労働 104件（40.0%）
- ・ 賃金不払残業 26件（10.0%）
- ・ 過重労働による健康障害防止措置の未実施 53件（20.4%）



☆時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援

以下の適用猶予事業・業種に対して、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金（働き方改革推進支援助成金）の活用を促進し、支援を行います。

○医師

【労働局の取組】

- ・ 宮崎県医療勤務環境改善センターと連携して医療機関への適切な支援
- ・ 宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対し、懇切丁寧な対応

【相談窓口】→ 宮崎県医療勤務環境改善センター

○自動車運送業

【労働局の取組】

- ・ 労働時間等説明会などを通じて改善基準告示の丁寧な周知
- ・ 発着荷主に対して長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう要請等

【相談窓口】→ トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

○建設業

【労働局の取組】

- ・ 労働者の処遇改善のための建設キャリアアップシステム等の普及の推進等

【相談窓口】→ 建設業への専門的な支援を行う特別相談窓口
（全国働き方改革推進支援センターに設置予定）

(2) 労働条件の確保・改善対策

☆新型コロナの影響を踏まえた適切な労務管理に関する啓発指導等

- 啓発指導、企業からの相談に対する適切な対応を行います。
- 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を行います。

☆法定労働条件の確保等

- 労働基準関係法令の遵守の徹底（悪質な事案に対して厳正対応）を行います。
- 高校生に対する労働法講話を引き続き実施します。

☆特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

- 外国人労働者
 - ・ 外国人技能実習機構等との相互通報制度の確実な運用を行います。
- 自動車運転者
 - ・ 地方運輸機関と連携し、相互通報制度の確実な運用を行います。
- 障害者である労働者
 - ・ 障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導を行います。



監督官による高校生向け労働法講話の様子

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

☆労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 小売業や介護施設を中心に増加する「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）への対策
 - ・ 宮崎県介護施設SAFE協議会、宮崎県小売業SAFE協議会の運営を行います。
 - ・ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の対策を推進します。



STOP! 転倒災害
プロジェクト

林業労働災害防止強調運動（11月）

○ 林業における課題

宮崎県内の林業における死亡災害は令和4年に5件（県内全産業では18件）発生しており、全国で最も多い件数となっています。県内の林業においては、伐木等作業における安全水準の向上が喫緊の課題

○ 労働局の取組

こうした状況を受け、宮崎労働局では関係行政機関及び林業関係団体との連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に労働災害防止に向けた重点的な取組を行うこととしています。



年末年始建設業労働災害防止強調運動（12月1日～翌1月15日）

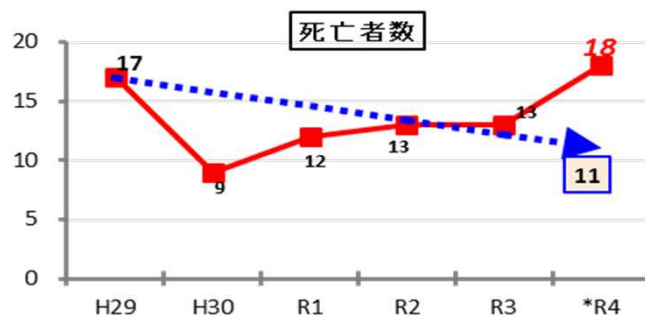
○ 建設業における課題

宮崎県内の建設業における死亡災害は令和4年に4件発生しており、高所からの墜落、車両系建設機械との接触災害などを防止するため、今まで以上に建設現場における基本的な安全管理の取組みの徹底が課題

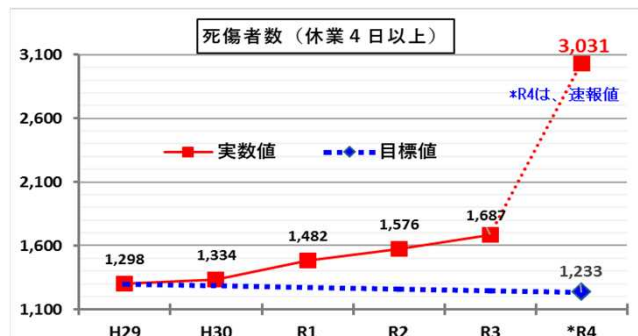
○ 労働局の取組

こうした状況を受け、宮崎労働局では関係行政機関及び建設関係団体との連携の下、最盛期を迎える現場が多くなる年末年始の時期に労働災害防止に向けた重点的な取組を行うこととしています。





死亡災害 R4年はH29年よりも1人増加



死傷災害 R4年はH29年よりも1,733人（134%）増加

☆労働者の健康確保対策の推進

○メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進

- ・ ストレスチェック等の適切な実施にかかる指導を行います。
- ・ 治療と仕事の両立支援に関する取組を促進します。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 事業場で取扱う化学物質のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく適切なばく露低減措置の実施を指導します。
- ・ 建築物の解体作業時における適切な石綿ばく露防止対策の実施を指導します。



（４）総合的なハラスメント対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に事業主に対し厳正な指導を実施すること等により引き続き、法の履行確保を図ります。

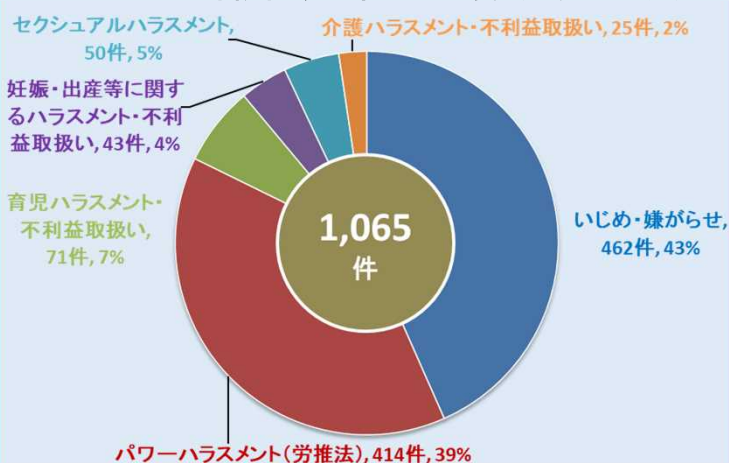
また、事業主が適切なパワーハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用を促すための周知を行います。

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、大学等への出前講座等の機会を活用して学生等に対して、積極的な周知に努め、相談先等を記載したリーフレットを活用し、学生が一人で悩むことがないように支援しつつ、事案を把握した場合には、事業主に対して適切な対応を求めます。

カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

職場におけるハラスメントの撲滅の機運の向上を目的として、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」に集中的な広報や特別相談窓口の設置等の取組を行います。

ハラスメント相談件数 令和4年度（1月末時点）



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。

NOハラスメント



第8 労働保険適用徴収の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一層対策の推進

労働保険制度の健全な運営や費用負担の公平性の確保、さらには労働者の福祉の向上等のため労働保険適用促進3か年計画（第10次：令和3～5年度）に基づき、未手続事業一掃に取り組んでおり、令和5年度は重点把握事業の飲食業、建設業及び理美容業を集中的に引き続き重点施策として取り組みます。

加入勧奨・新規成立

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (1月末)
加入勧奨・手続目標	880件	880件	880件
加入勧奨・手続実績	941件	961件	790件
新規成立事業目標	360件	360件	360件
新規成立事業実績	506件	491件	424件

2 労働保険料等の適正徴収等

(1) 収納率の維持・向上

高額滞納事業主及び複数年度滞納事業主を重点に、効果的、効率的な滞納整理、納付督励等を行い、収納率の向上に努めます。

☆ 収納額：145億円、収納率：99.32%（令和3年度）

(2) 電子申請の利用促進

行政手続コスト削減のため、電子申請の利用促進を行うこととし、電子申請体験コーナーを労働局内に常設、年度更新集合受付会場に設置するなど、利用勧奨を積極的に行います。

☆ 電子申請率：16.2%（令和4年度）

(3) 口座振替納付の利用促進

事業主の利便性向上、収納率の向上及び徴収事務の効率化を図るため、口座振替について積極的に周知します。

☆ 口座振替率：17.5%（令和4年度）

適用事業場数：19,729
口座振替件数：3,456

「e-Gov（イーガフ）」にアクセス！

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。

いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいなから申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
（労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続することができず。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカードリーダライタは別途必要です。）

宮崎労働局の組織①

宮崎労働局 〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎

部室名	課室名	電話番号	主 な 業 務
総 務 部 (5F・2F)	総務課	0985-38-8820	総務・会計など
	労働保険徴収室	0985-38-8822	労働保険の成立、保険料などの決定、労働保険料の徴収など
雇用環境・均等室 (4F)		0985-38-8821	広報、総合労働相談、男女雇用機会均等・パートタイム労働・仕事と家庭の両立支援対策、女性活躍推進に向けた取組、各種助成金など
労 働 基 準 部 (2F)	監督課	0985-38-8834	事業場の監督指導、労働時間短縮など
	健康安全課	0985-38-8835	労働災害の防止、特定機械の検査、免許証交付など
	賃金室	0985-38-8836	最低賃金、家内労働など
	労災補償課	0985-38-8837	労災保険給付、社会復帰援護事業など
	労災補償課分室	0985-29-5577	労災診療費の審査業務など
職 業 安 定 部 (5F)	職業安定課	0985-38-8823	一般・学卒者の雇用対策、雇用保険事業など
	職業安定課 需給調整事業室	0985-38-8823	労働者派遣・民営職業紹介事業など
	職業対策課	0985-38-8824	高齢者・障害者の雇用対策、各種助成金・奨励金制度など
	訓練課	0985-38-8838	職業訓練（求職者支援訓練等）制度など

労働基準監督署一覧

監督署名	所在地	電話番号	主 な 業 務
宮 崎	〒880-0813 宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000	・事業場に対する監督指導 ・重大・悪質な法違反事案等についての司法処分 ・事業主等から提出される許可申請、認定申請、届出等の処理 ・申告・相談等に対する対応 ・機械設備の安全・衛生面の検査 ・災害調査の実施・統計調査の実施 ・労災保険の給付及び社会復帰促進事業 ・労働保険の適用・徴収
延 岡	〒882-0803 延岡市大貫町1-2885-1 延岡労働庁舎	0982-34-3331	
都 城	〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎6階	0986-23-0192	
日 南	〒887-0031 日南市戸高1-3-17	0987-23-5277	

宮崎労働局の組織②

ハローワーク（公共職業安定所）一覧

安定所名	所在地	電話番号	主 な 業 務
宮 崎	〒880-8533 宮崎市柳丸町131	0985-23-2245	1. 仕事探しの方へのサービス ①窓口での職業相談・職業紹介 ②求人情報の提供 ③雇用保険の給付 ④職業能力向上のための職業訓練等の相談 2. 事業主の方へのサービス ①求人の受付・人材の紹介 ②雇用保険の適用 ③雇用に係る助成金・給付金の支給 ④雇用管理サービス（障害者・高齢者の雇用など）
ハローワークプラザ宮崎 （宮崎新卒応援ハローワーク） （宮崎わかもの支援コーナー） （マザーズコーナー）	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39	0985-62-4141	
みやざきJOBパーク+ （宮崎わかもの応援ハローワーク宮崎駅前コーナー）	〒880-0811 宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンシアター壱番館3階	0985-61-6201	
延 岡 （マザーズコーナー）	〒882-0803 延岡市大貫町1-2885-1 延岡合同庁舎 1 階	0982-32-5435	
高千穂町地域職業相談室	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井13 高千穂町庁舎別館2階	0982-73-1257	
日 向	〒883-0041 日向市北町2-11	0982-52-4131	
都 城 （マザーズコーナー）	〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎 1 階	0986-22-1745	
日 南	〒889-2536 日南市吾田西1-7-23	0987-23-8609	
高 鍋	〒884-0006 児湯郡高鍋町大字上江高月8340	0983-23-0848	
西都市地域職業相談室 （西都市雇用情報センター）	〒881-0015 西都市聖陵町1丁目88 西都市役所北別館	0983-43-1432	
小 林	〒886-0004 小林市細野367-5	0984-23-2171	

労働基準監督署・ハローワーク管轄区域



宮崎労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>

〔発行元〕
 宮崎労働局 雇用環境・均等室
 TEL : 0985-38-8821

宮崎労働局発表
令和5年4月28日



【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室
室長 渡辺 園子
監理官 三輪 浩史
室長補佐 大嶋 朋宏
(電話) 0985(38)8821

働き方改革でお悩みの皆さま

「みやざき働き方改革推進支援センター」へ 是非ご相談ください！

宮崎労働局（局長：坂根 登）は、働き方改革に取り組む事業主の相談拠点として「みやざき働き方改革推進支援センター」を令和5年度も引き続き委託設置し、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現等の働き方改革関連法への対応のほか生産性向上による賃金引上げ、人手不足解消に向けた人材確保・定着、その他働き方改革に関する課題に広く対応し、中小企業・小規模事業者等に寄り沿った支援を行ってまいります。

【みやざき働き方改革推進支援センターの概要】

〈電話〉 フリーダイヤル 0120-975-264

〈メール〉 hk45@mb.langate.co.jp

〈住所〉 宮崎市橘通東2丁目9-14

トライスター本町通りビル 302

〈ホームページ〉 <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/miyazaki/>

〈受付時間〉 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

※社会保険労務士等の専門家が、無料でご相談に応じます。



【事業内容】

- ①電話・メール・来所相談による個別相談支援
- ②企業へのコンサルティング
- ③事業主向けセミナーの開催と講師派遣

－添付資料－

働き方改革推進支援センター事業紹介リーフレット

『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

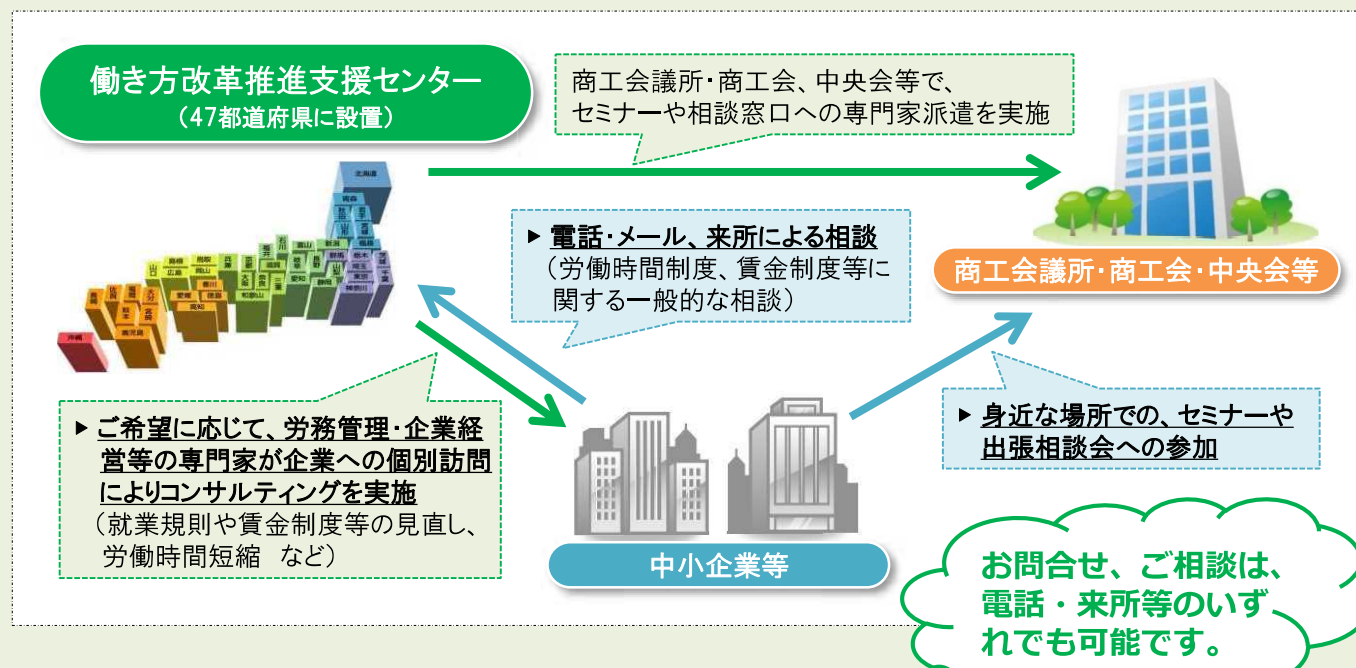
「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・ 企業の実態に即した労働時間制度
- ・ 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・ 利用できる国の助成金



働き方改革推進支援センター連絡先一覧(R5.4.7現在)

センター名	住 所	電話番号	メールアドレス	運営開始日
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073	hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com	R5.4.3
青森働き方改革推進支援センター	青森県青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830	hatarakikata@sr-aomori.info	R5.4.3
岩手働き方改革推進支援センター	岩手県盛岡市肴町4-5 カガヤビル3階	0120-664-643	iwate@task-work.com	R5.4.7
宮城働き方改革推進支援センター	宮城県仙台市宮城野区原町1-3-43 アスク原町ビル201	0120-97-8600	support@miyagi-hatarakikata.jp	R5.4.3
秋田働き方改革推進支援センター	秋田県秋田市大町3-2-44大町ビル3階	0120-695-783	support@hatarakikata.akita.jp	R5.4.3
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町3-2-1山交ビル4階	0800-800-3552	yamagata.shiencenter@gmail.com	R5.4.3
福島働き方改革推進支援センター	福島県福島市御山字三本松19-3	0120-541-516	fsr-hatarakikata@illy.ocn.ne.jp	R5.4.3
茨城働き方改革推進支援センタ	茨城県水戸市三の丸2丁目2-27 リパティ三の丸2階	0120-971-728	ibaraki@task-work.com	R5.4.3
栃木働き方改革推進支援センター	栃木県宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100	support@tochigi-hatarakikata.com	R5.4.3
群馬働き方改革推進支援センター	準備中	準備中	準備中	準備中
埼玉働き方改革推進支援センター	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル404号	0120-729-055	hk11@mb.langate.co.jp	R5.4.7
千葉働き方改革推進支援センター	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	0120-174-864	hk12@mb.langate.co.jp	R5.4.7
東京働き方改革推進支援センター	東京都港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階	0120-232-865	tokyo@task-work.com	R5.4.7
神奈川働き方改革推進支援センター	神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	0120-910-090	kanagawa@task-work.com	R5.4.7
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4F 3-B	0120-009-229	niigata-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp	R5.4.3
働き方改革推進支援センター富山	富山県富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836	hk16@mb.langate.co.jp	R5.4.3
石川働き方改革推進支援センター	石川県金沢市西念4丁目24-30 金沢M.Gビル3階	0120-319-339	ishikawa@task-work.com	R5.4.3
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1F	0120-14-4864	fukui-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp	R5.4.3
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F	0120-755-455	yamanashi-hatarakikata@y-cdl.com	R5.4.3
長野働き方改革推進支援センター	長野市中御所岡田町215-1フージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703	nagano@task-work.com	R5.4.3
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜県岐阜市神田町6丁目12番地シグザ神田5階	0120-226-311	info@task-work.com	R5.4.3
静岡働き方改革推進支援センター	静岡県静岡市葵区伝馬町18-8アミチビル2F	0800-200-5451	shizuoka@task-work.com	R5.4.3
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市中千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802	aichi@task-work.com	R5.4.3
三重働き方改革推進支援センター	三重県津市栄町2-209セギコン第二ビル2階	0120-111-417	mie@task-work.com	R5.4.3
滋賀働き方改革推進支援センター	滋賀県大津市中央3-2-1 セザール大津森田ビル1階	0120-100-227	hk25@mb.langate.co.jp	R5.4.7
京都働き方改革推進支援センター	京都府京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4階	0120-417-072	hk26@mb.langate.co.jp	R5.4.7
大阪働き方改革推進支援・資金相談センター	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116	hatarakikata@sr-osaka.jp	R5.4.3
兵庫働き方改革推進支援センター	兵庫県神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149	hyogo-hatarakikata@lec-jp.com	R5.4.3
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	center@nara-sr.com	R5.4.1
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山県和歌山市北出島1丁目5番46号	0120-547-888	wakayama-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp	R5.4.3
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取県鳥取市富安1丁目152番地 SGビル	0800-200-3295	hataapo-tottori@crest.ocn.ne.jp	R5.4.7
島根働き方改革推進支援センター	松江市末次本町46 松江京町RGBビル502	0120-514-925	hk32@mb.langate.co.jp	R5.4.7
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル8階 801号室	0120-947-188	okayama@task-work.com	R5.4.3
広島働き方改革推進支援センター	広島県広島市中区基町11-13合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494	準備中	R5.4.7
働き方改革サポートオフィス山口	山口県山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズⅢ	0120-172-223	yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp	R5.4.7
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	soudancenter@tokushima-sr.jp	R5.4.3
香川働き方改革推進支援センター	高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル2階	0120-000-849	hk37@mb.langate.co.jp	R5.4.7
愛媛働き方改革推進支援センター	愛媛県松山市大手町2丁目5-7 愛媛県法人会連合会会館1階	0120-005-262	hataraki1@csc-ehime.jp	R5.4.3
高知働き方改革推進支援センター	高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや 103号	0120-899-869	hk39@mb.langate.co.jp	R5.4.7
福岡働き方改革推進支援センター	福岡県福岡市博多区博多駅南1-7-14 ボイス博多305	0800-888-1699	hk40@mb.langate.co.jp	R5.4.7
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市白山2-1-12 佐賀商エビル	0120-610-464	hatarakikata@sr-saga.com	R5.4.3
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F	0120-168-610	nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com	R5.4.3
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区紺屋町2丁目8-1熊本県遺族会館2-7	0120-041-124	kumamoto@task-work.com	R5.4.7
大分働き方改革推進支援センター	大分市府内町1丁目4-16 河電ビル203	0120-450-836	hk44@mb.langate.co.jp	R5.4.7
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302	0120-975-264	hk45@mb.langate.co.jp	R5.4.3
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-6鴨池南国ビル11階	0120-221-255	hatarakikata@sr-kagoshima.jp	R5.4.3
沖縄働き方改革推進支援センター	沖縄県那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区(那覇オーパ3階)	0120-420-780	info@sr-okinawa.or.jp	R5.4.3

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に相談 ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

- ☐ 同一労働同一賃金
- ☐ 残業60時間超の賃金引き上げ
- ☐ 育児・介護休業法改正
- ☐ パワーハラスメント防止措置
- ☐ 時間外労働の上限規制
- ☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「みやざき働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援を行います。

相談方法

- ① 訪問コンサルティング
- ② オンラインコンサルティング
- ③ 電話・メール・来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



みやざき働き方改革推進支援センター

TEL 0120-975-264

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒880-0805
宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302

MAIL hk45@mb.langate.co.jp FAX 0985-27-1871

URL <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 宮崎

検索



訪問コンサルティング・セミナー開催申込書

みやざき働き方改革推進支援センター 宛 FAX : 0985-27-1871

事業場名 ・団体名				
ご担当者 氏名				
所在地	〒 -			
連絡先	電話		FAX	
	E-MAIL			
訪問・ セミナー 開催 希望日	・ 令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 ・ 令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 ・ 令和 年 月 日 () セミナー ・ 訪問 ☐ オンライン希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。			
相談内容・ セミナー テーマ ✓をお付け 下さい	☐ 残業時間の上限規制 ☐ 各種助成金の申請・活用 ☐ 36 協定 ☐ 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) ☐ 就業規則・賃金規定等の見直し ☐ テレワーク ☐ 育児・介護制度の整備 ☐ 年次有給休暇の取得義務付け ☐ その他 ☐ 人手不足 ☐ 最低賃金制度 ☐ 無期転換制度 ☐ 生産性向上への対応 ☐ 賃金制度全般 ☐ 職務分析・職務評価 ☐ 高度プロフェッショナル制度 ☐ パワハラ防止 (ハラスメント全般)			

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 5 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である宮崎労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する （チェックしてください）



GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821
FAX0985(38)5028

有効求人倍率



本県の労働市場における有効求人倍率について、令和4年度は、行動制限の緩和等により人流が回復し、各産業から活発に求人提出が行われた結果、1.44倍と、昨年度より0.08ポイント増加となりました。（正社員の有効求人倍率は1.14倍となり、昨年度より0.1ポイント増加しています）。

多くの産業でコロナ禍前の水準に回復しており、今後も人手不足感の高まりによる求人の提出が続くと考えられます。

一方で、世界情勢や資源価格高騰の影響により、収益を圧迫されている事業所も多く、また、労働

人口の減少により、人材の確保が更に厳しくなっていくため、これらが雇用に与える影響に注視する必要があります。

また、令和5年3月高校卒業者の就職等の状況について、令和5年3月末時点で、就職内定者に占める県内内定者の割合は65.2%となり、前年同月比65.7%より0.5ポイント低下となりました。

令和6年3月卒業予定者の高校求人の求人票受付開始が6月1日からとなります。求人をする企業の方は的確な採用計画を立てて早めのご準備をお願いします。



宮崎県の皆様
よろしく願っています。

3月31日付けで宮崎労働局長に就任しました坂根登です。

九州での勤務は隣県の大分に続いて2度目となります。街の至るところに植えてある宮崎県の木フェニックスやワシントンアパーム並木が南国ムードを漂わせていて素晴らしい景観であると感じています。

宮崎県においても新型コロナウイルス感染症が県民の暮らしや社会に大きな影響を与え、また、物価高騰も重なって深刻さが増しているなど労働行政の果たす役割の重要度がこれまで以上に増しております。

宮崎県内で働くすべての人が安心・安全・安定して働くことができるよう関係機関との連携を密にし、地域における総合的労働行政機関としての運営に努めて参ります。

令和5年度 宮崎労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に
ご相談
ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

- ☐ 同一労働同一賃金
- ☐ 残業60時間超の賃金引き上げ
- ☐ 育児・介護休業法改正
- ☐ パワーハラスメント防止措置
- ☐ 時間外労働の上限規制
- ☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得



「働き方改革推進支援センター」って何？

働き方改革推進支援センターは、就業規則の作成方法、賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用など、「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを、目的として、設置されています。

例えば、①企業の実態に即した労働時間制度、②業種に応じた業務プロセス等の見直し方法、③利用できる国の助成金を総合的に検討してワンストップで支援をしています。

お問い合わせは、電話等でも行っておりますので、お気軽にご利用ください。

みやざき働き方改革推進支援センター
電話 0120-975-264

仕事と子育ての両立に取り組む (株)ニチワをくるみん認定



橋本代表取締役（中央）と従業員の皆様

男性への育児休業制度の周知、相談窓口の設置等により、男性の育児休業取得促進、時間外労働の削減など仕事と子育ての両立に積極的に取り組まれたとして3月6日、新たに株式会社ニチワをくる

みん認定しました。

次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するため施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行動計画に労働者の仕事と子育ての両立支援のための目標を定め、達成したなど一定の基準を満たした場合、子育てサポート企業としてくるみん認定、PRすることができます。

株式会社ニチワの橋本社長は、「男性従業員の育児を担う意識と職場の理解が社内全体へ広がりを見せるようになったと実感してお

ります。今後は、性別・年齢はもとより、様々な状況に合わせた多様な働き方を実現し、従業員全員が明るく、楽しく、元気に活躍し、仕事を通じて生きがいを感じ、成長することができる会社の実現を目指してまいります。」との抱負を述べられました。

宮崎県と宮崎労働局 がタッグを組んで取り 組めます



挨拶する児玉県雇用労働政策課長（中央）

新規高卒予定者の採用選考スケジュールを協議

宮崎県高等学校就職問題検討会議



挨拶する伊藤職業安定部長（奥・中央）

4月11日（火）に宮崎県防災庁舎にて「宮崎県高等学校就職問題検討会議」を開催しました。

この会議は、県内の経済団体や教育関連機関等を構成機関として、新規高校卒業予定者の採用選考活動について、地域の実情を踏まえた応募・推薦に係る申し合わせや就職支援のあり方を検討・協議するために毎年開催しているものです。

会議当日は、出席者からの意見や、県内企業や各高校に対して実施した前年度の申し合わせ事項に関するアンケート結果などを踏まえて、令和5年度の選考スケジュールについて協議しました。その結果、前年度と同様、令和5年度においても「9月中は1人1社まで、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を可能とする」との方針を決定しました。

宮崎労働局では、今後も継続して労働市場の動向や早期離職の原因等の分析を行い、学生に対するきめ細かな就職支援及び職場定着支援を行ってまいります。

3月23日、「令和4年度 宮崎県と宮崎労働局との雇用対策協定運営協議会」を開催しました。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間に於いて県と労働局が連携して実施する3つの重点施策である「人づくり」の一体的推進や「若者の県内就職・定着・活躍促進」、「誰もが働き続けられる環境づくり」について成果目標の進捗状況を踏まえた現状と課題について協議を行いました。

また、一体的実施事業に関する協議会も併せて実施し、令和4年度までの実施結果を踏まえた令和5年度の運営計画について協議を行いました。今後も県と労働局がより一層連携し、施策の推進を図っていくことを確認しました。



令和5年度
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.1日～7.10日
申告と納付はお早めに

- ・ 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。
- ・ 口座振替による納付が便利です。
- ・ 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。ぜひご利用ください。